官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（七九）　四
○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（八〇）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八一）　四
○国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（八二）　四
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（八三）　四
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　五
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（八五）　五
〔政　令〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（三五一）　五
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五二）　五
○産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（三五三）　五
〔規　則〕
○人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―一―二八）　五
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（**同**九―八―九八）　五
○人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一五―一五）　五
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―三四―三七）　五
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―四〇―六六）　五
○令和八年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え（**同**九―一五四）　五
〔**法規的告示**〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（**総務**四一三）　五
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**三九四）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**三九五）　五
〔**その他告示**〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一七三三）　五
○国営武蔵丘陵森林公園の公開日時を変更する件（**関東地方整備局**一四九）　五
○国営昭和記念公園の公開日時を変更する件（**同**二五〇）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**北海道開発局**七八）　五
〔**国会事項**〕
内閣府国民保護計画の変更について（内閣府）　六
防災庁国民保護計画について（防災庁）　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
〔**官庁報告**〕
官庁事項　六
内閣府国民保護計画の変更について　六
〔**公　告**〕
諸事項　六
官庁
押収物還付関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第七十九号）（内閣官房）

第１　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額を改定する。（別表第一～別表第十一関係）

２　諸手当の改定

(1)　初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定する。（第十条の四第一項関係）

(2)　広域異動手当について、支給割合を改定する。（第十一条の八第一項関係）

(3)　宿日直手当について、宿日直勤務一回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額の限度額を改定する。（第十九条の二第一項、第二項関係）

(4)　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十八・七五（特定管理職員にあっては百分の百八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百十）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十三・七五（特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五）とする。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第一項、第三項関係）

(5)　勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百八・七五（特定管理職員にあっては百分の百二十八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百十）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十三・七五（特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五）とする。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

⑹　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定する。（第二十二条第一項関係）

⑺　単身赴任手当について、加算額を廃止するとともに、新たに転居手当を設け、職員が異動等に伴い特定転居元から住居を移転した場合において、特定転居元から異動等の直後に在勤する官署への通勤が通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らし困難であると認められ、かつ、往来距離が人事院規則で定める距離以上である職員には、異動等の日の属する月の翌月等から三年間（単身赴任手当支給職員は単身赴任手当が支給される間）、月額四万三千円（単身赴任手当支給職員は十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じ人事院規則で定める額を支給する。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（法第二条の規定による改正後の第五条第一項、第十一条の十第一項第二号、第十二条第二項第二号、第十二条の二第二項、第十二条の三、第十二条の四関係）

⑻　給与の減額、超過勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当について、休日勤務代休時間の新設等に伴い所要の規定の整備を行う。（第十五条、第十六条第一項第一号、第十七条、第十九条の三第一項関係）

⑼　期末手当について、支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあっては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の六十八・七五）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の七十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の四第二項、第三項関係）

⑽　勤勉手当について、支給割合を百分の百七・五（特定管理職員にあっては百分の百二十七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百八・七五）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、支給割合を百分の五十二・五（特定管理職員にあっては、百分の六十二・五）とする。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第２　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

１　週休日の振替等について、勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることを可能とする。（第八条第一項関係）

２　休日の勤務時間に代わる時間として別の勤務日等の勤務時間の全部又は一部を指定することを可能とする休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止する。（第十三条の二第一項、第十五条関係）

３　新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において七日とする。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。（第十六条～第十七条の二関係）

第３　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

１　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第六条第一項、第二項関係）

２　期末手当の改定

⑴　十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

⑵　支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第４　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

１　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定する。（第七条第一項関係）

２　期末手当及び勤勉手当の改定

⑴　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の九十八・七五とする。また、勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十一・二五とする。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

⑵　期末手当について、支給割合を百分の九十七・五とする。また、勤勉手当について、支給割合を百分の九十とするとともに、支給総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、支給総額に三を超えない範囲内で職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額を支給総額の限度額とする。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

第５　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第１の２の⑺から⑽まで、第２、第３の２の⑵及び第４の２の⑵は令和九年四月一日から施行し、第１の１及び２の⑴から⑹まで、第３の１及び２の⑴並びに第４の１及び２の⑴は令和八年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

◇特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（法律第八十号）（内閣官房）

第１　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　俸給月額の改定

特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、改定する。（第三条、附則第二項、別表第一～別表第三関係）

（引き続き、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、支給しない。）

２　諸手当の改定

⑴　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百八十とする。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

⑵　期末手当について、支給割合を百分の百七十七・五とする。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

⑶　常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を改定する。（第四条関係）

３　転居手当の新設

秘書官に転居手当を支給する。（第二条、第七条の三関係）

第２　二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府委員の俸給月額を改定する。（第六条関係）

第３　施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第１の２の⑵及び３は令和九年四月一日から施行し、第１の１並びに２の⑴及び⑶並びに第２は令和八年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十一号）（国会）

１　給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を改定する。（別表第一、別表第二関係）

２　勤勉手当の額の改定

⑴　令和八年十二月期の支給割合を改定する。（法第一条の規定による改正後の第十五条関係）

⑵　令和九年度以後の支給割合を改定する。（法第二条の規定による改正後の第十五条関係）

３　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から施行する。ただし、２⑵は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　１及び２⑴は、令和八年四月一日から適用する。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整理を行う。

◇国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（法律第八十二号）（内閣官房）

第１　国家公務員災害補償法の一部改正

１　遺族補償年金を受けることができる遺族の要件について、職員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件及びこれに該当しない夫は人事院規則で定める障害の状態にあることとする要件を廃止する。あわせて、当該夫の年齢に係る要件において、その年齢を五十五歳以上とする経過措置を廃止する。（第十六条第一項及び附則第十八項関係）

2　遺族補償年金の額について、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が一人である場合の額を一律に一年につき平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。（第十七条第一項関係）

3　療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、国家公務員災害補償法第十条等に規定する補償を支給すべき事由又は特定特例補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として人事院規則で定めるものであるときは、その補償を受ける権利を行使することができる時から五年とする。（第二十八条関係）

4　その他所要の改正を行う。

第2　国家公務員共済組合法の一部改正

1　公務遺族年金を受けることができる遺族の要件について、組合員の死亡の当時、夫は六十歳以上であることとする要件を廃止する。（第二条第三項及び第九十一条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第3　施行期日等

1　この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行する。

2　その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（法律第八十三号）（総務省）

1　選挙の期日に関する事項

⑴　令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定（以下「九十日特例の規定」という。）により行う場合を除き、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙にあっては同年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区（⑵において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十五日とすること。（第一条第一項関係）

⑵　令和九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすることができるものとすること。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあっては同年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までにその旨を告示しなければならないものとすること。（第一条第二項関係）

⑶　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していた地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が２の⑴から⑸までに掲げる日の前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすること。（第一条第三項関係）

⑷　統一地方選挙として任期満了による選挙を予定していなかった地方公共団体の議会の議員又は長（九十日特例の規定を適用する旨の告示がされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（地方公共団体の設置による選挙の場合を除く。）において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が２の⑴から⑸までに掲げる日の前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、それぞれ⑴に掲げる期日とすること。（第一条第四項関係）

2　選挙期日の告示に関する事項

１により行われる選挙の期日を告示する日をそれぞれ次のとおりとすること。（第二条関係）

⑴　都道府県知事の選挙にあっては、令和九年三月二十五日

⑵　指定都市の長の選挙にあっては、令和九年三月二十八日

⑶　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙にあっては、令和九年四月二日

⑷　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和九年四月十八日

⑸　町村の議会の議員及び長の選挙にあっては、令和九年四月二十日

3　九十日特例の規定の取扱いに関する事項

九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとすること。（第三条関係）

4　同時選挙に関する事項

１により行われる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、都道府県、市町村及び特別区の選挙ごとにそれぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定による同時選挙とするものとし、指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙については、同条第二項の規定による同時選挙とするものとすること。（第四条第一項及び第二項関係）

5　立候補の禁止に関する事項

１により令和九年四月十一日に行われる選挙又は公職選挙法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域において、１により同月二十五日に行われる選挙、同法の規定により当該選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙又は同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができないものとすること。（第五条第一項関係）

6　寄附等の禁止に関する事項

⑴　１の⑴又は⑵により行われる選挙についての寄附等の禁止の期間は、それぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとすること。（第六条関係）

⑵　⑴については、令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は九十日特例の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとすること。（第七条関係）

7　その他

⑴　２から６までに定めるもののほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるものとすること。（第八条関係）

⑵　この法律は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十四号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う。（第十五条、別表関係）

2　高等裁判所長官に転居手当を支給する。（第九条第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行し、１は令和八年四月一日から適用する。ただし、２は令和九年四月一日から施行する。（附則第一項、第二項関係）

◇検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八十五号）（法務省）

1　一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う。（附則第三条、別表関係）

2　次長検事及び検事長に転居手当を支給する。（第一条第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行し、１は令和八年四月一日から適用する。ただし、２は令和九年四月一日から施行する。（附則第一項、第二項関係）

◇地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（政令第三百五十一号）（総務省）

1　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、当該選挙の期日）現在により当該告示日の前日に行うものとすること。（第一条関係）

2　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

⑴　法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前六十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとすること。（第二条関係）

⑵　⑴については、令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は公職選挙法第三十四条の二の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとすること。（第三条関係）

3　その他

⑴　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないものとすること。（第四条関係）

⑵　その他所要の規定の整備を行うこと。

⑶　この政令は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百五十二号）（経済産業省）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月二十日とする。

◇産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（政令第三百五十三号）（経済産業省）

第1　産業競争力強化法施行令の一部改正

1　産業競争力強化法第二条第四十項に規定する特定事業者の範囲に含まれる業種及び当該業種ごとの常時使用する従業員数並びに組合及び連合会を規定する。（第三条の二関係）

2　産業競争力強化法第二条第四十一項第一号に規定する事業承継等に係る特定事業者等の範囲に含まれる会社の常時使用する従業員の数及び法人を規定する。（第三条の三関係）

3　生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等の対象となる許認可等を規定するとともに、所要の規定を整備する。（第三十六条関係）

4　生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率を規定するとともに、所要の規定を整備する。（第二十一条及び第三十七条関係）

5　労働者協同組合から株式会社への組織変更に係る株式又は金銭の割当てを受けることができない者に関する規定を整備する。（第三十八条関係）

第2　登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法第十七条の二の規定の対象となる事業協同組合等の範囲に労働者協同組合を追加する。（第十条関係）

第3　施行期日

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月二十日）から施行する。（附則関係）

法　律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第七十九号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万七千六百円」を「四十一万八千六百円」に改め、同項第二号中「五万二千百円」を「五万二千六百円」に改める。

第十一条の八第一項第一号中「百分の十」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に改める。

第十九条の二第一項中「四千七百円」を「五千円」に、「二万二千五百円」を「二万四千円」に、「七千七百円」を「八千円」に改め、同項ただし書中「七千五十円」を「七千五百円」に、「三万三千七百五十円」を「三万六千円」に、「二万千五百五十円」を「二万二千円」に改め、同条第二項中「二万三千五百円」を「二万五千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に、「百分の百六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に、「百分の六十七・五」を「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の七十一・二五」とあるのは「百分の百二十八・七五」と、「百分の七十三・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の百八・七五」と、「百分の六十三・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と」を加える。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の百二十六・二五」の下に「十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五）」を加え、同号ロ中「百分の百七・五」を「六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の六十一・二五）」の下に「十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）」を加える。

第二十二条第一項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表㈠

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			

	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	

69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700		
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900		
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100		
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400		
83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700		
84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900		
85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100		
86	275,500	315,300	366,500				
87	275,800	315,600	366,900				
88	276,100	315,900	367,300				
89	276,400	316,200	367,500				
90	276,700	316,500	367,900				
91	277,000	316,800	368,300				
92	277,300	317,100	368,700				
93	277,600	317,300	368,900				
94		317,500	369,200				
95		317,800	369,600				
96		318,200	369,900				
97		318,400	370,200				
98		318,700	370,600				
99		319,000	371,000				
100		319,400	371,400				

	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
年再用時勤職 定前任用短間務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600	円 586,200

備考　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ　行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900
	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
	30	246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
	31	247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
	32	248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
	33	249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
	34	249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
	35	250,000	267,800	293,700	317,400	365,300
	36	250,500	268,200	294,300	317,900	366,200
	37	251,100	268,600	294,900	318,400	367,100
	38	251,600	269,100	295,600	318,900	368,100
	39	252,000	269,500	296,200	319,400	369,100
	40	252,500	269,900	296,700	319,900	370,000
	41	252,900	270,300	297,200	320,400	370,900
	42	253,200	270,700	297,700	320,900	371,800
	43	253,500	271,200	298,100	321,500	372,700
	44	253,800	271,500	298,500	322,000	373,500
	45	254,200	271,800	299,000	322,400	374,300
	46	254,500	272,200	299,600	322,900	375,100
	47	254,900	272,600	300,100	323,500	375,900
	48	255,300	272,900	300,400	324,100	376,600
	49	255,600	273,300	300,800	324,700	377,300
	50	255,900	273,700	301,200	325,400	378,100
	51	256,200	274,000	301,700	326,100	378,900
	52	256,500	274,300	302,200	326,800	379,500
	53	256,700	274,700	302,600	327,400	380,200
	54	257,000	275,000	303,000	328,100	380,800
	55	257,300	275,300	303,500	328,700	381,500
	56	257,600	275,700	304,000	329,300	382,200
	57	257,800	276,000	304,400	329,900	382,800
	58	258,100	276,300	305,000	330,600	383,300
	59	258,400	276,600	305,500	331,300	383,800
	60	258,600	276,900	306,100	331,900	384,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	258,800	277,200	306,700	332,400	384,700			93	266,800	285,300	319,800	343,000		
	62	259,100	277,500	307,200	332,900				94	267,100	285,600	320,200	343,300		
	63	259,400	277,800	307,700	333,500				95	267,400	285,900	320,600	343,600		
	64	259,600	278,100	308,200	334,100				96	267,600	286,100	321,100	343,800		
	65	259,800	278,300	308,600	334,700				97	267,800	286,300	321,500	344,000		
	66	260,100	278,600	309,100	335,100				98	268,100	286,600	321,900			
	67	260,400	278,900	309,500	335,500				99	268,400	286,800	322,200			
	68	260,600	279,100	309,900	336,000				100	268,600	287,100	322,500			
	69	260,800	279,300	310,200	336,300				101	268,800	287,300	322,800			
	70	261,100	279,600	310,500	336,800				102	269,100	287,500	323,200			
	71	261,400	279,900	310,900	337,300				103	269,400	287,800	323,500			
	72	261,600	280,100	311,300	337,700				104	269,600	288,100	323,900			
	73	261,800	280,300	311,600	337,900				105	269,800	288,300	324,200			
	74	262,100	280,600	311,900	338,200				106		288,500	324,600			
	75	262,400	280,900	312,300	338,400				107		288,800	325,000			
	76	262,600	281,100	312,700	338,700				108		289,000	325,200			
	77	262,800	281,300	313,100	339,000				109		289,300	325,400			
	78	263,100	281,600	313,500	339,300				110		289,600	325,700			
	79	263,400	281,900	313,900	339,600				111		289,900	326,000			
	80	263,600	282,100	314,300	339,800				112		290,100	326,200			
	81	263,800	282,300	314,600	340,000				113		290,300	326,400			
	82	264,100	282,600	315,100	340,300				114		290,600	326,700			
	83	264,300	282,900	315,500	340,600				115		290,800	327,000			
	84	264,600	283,100	316,000	340,800				116		291,000	327,200			
	85	264,800	283,300	316,300	341,000				117		291,300	327,400			
	86	265,000	283,500	316,800	341,200				118		291,600	327,700			
	87	265,300	283,800	317,300	341,500				119		291,900	328,000			
	88	265,600	284,100	317,600	341,800				120		292,100	328,200			
	89	265,800	284,300	318,000	342,000				121		292,300	328,400			
	90	266,100	284,500	318,500	342,300				122		292,500	328,700			
	91	266,400	284,800	319,000	342,600				123		292,800	329,000			
	92	266,600	285,000	319,500	342,800				124		293,100	329,200			

	125		293,300	329,400		
	126		293,500	329,700		
	127		293,800	330,000		
	128		294,100	330,200		
	129		294,300	330,400		
	130		294,500			
	131		294,800			
	132		295,100			
	133		295,300			
	134		295,500			
	135		295,800			
	136		296,100			
	137		296,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 225,300	円 237,100	円 256,900	円 279,700	円 314,900

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二　専門行政職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	230,400	292,800	341,900	379,700	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	232,100	294,400	343,700	381,400	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	233,800	296,000	345,500	383,000	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	235,400	297,500	347,300	384,600	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	237,000	299,000	349,200	386,200	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	238,500	300,200	350,700	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	239,900	301,500	352,200	389,400	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	241,300	302,700	353,700	391,000	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	242,400	304,000	355,300	392,500	448,800	516,300	571,700	
	10	243,900	305,500	356,800	394,100	450,300			
	11	245,300	307,100	358,300	395,700	451,800			
	12	246,700	308,600	359,800	397,200	453,300			
	13	248,000	310,100	361,400	398,800	454,800			
	14	249,300	311,600	362,900	400,700	456,100			
	15	250,600	313,300	364,400	402,600	457,400			
	16	251,800	314,800	365,900	404,500	458,600			
	17	253,000	316,500	367,400	406,300	459,800			
	18	254,300	318,200	368,900	408,200	461,100			
	19	255,600	319,800	370,400	410,000	462,400			
	20	256,900	321,400	372,000	411,700	463,600			
	21	258,400	322,900	373,500	412,900	464,800			
	22	259,800	324,500	375,100	414,500	465,600			
	23	261,200	326,000	376,600	416,000	466,400			
	24	262,600	327,500	378,100	417,500	467,200			
	25	263,900	329,000	379,300	419,000	467,800			
	26	265,200	330,300	380,700	419,900	468,400			
	27	266,600	331,500	382,200	420,900	469,000			
	28	267,800	332,700	383,700	421,800	469,600			
	29	269,100	333,900	385,100	422,800	470,300			
	30	270,300	335,000	386,600	424,000	471,100			
	31	271,400	336,200	388,100	425,100	471,500			
	32	272,500	337,300	389,600	426,200	472,200			
	33	273,500	338,400	390,900	427,100	472,700			
	34	274,600	339,500	392,300	427,800	473,100			
	35	275,700	340,600	393,600	428,400	473,500			
	36	276,800	341,700	395,000	429,100	473,900			
	37	277,800	342,700	395,900	429,600	474,300			
	38	278,700	343,800	397,000	430,100	474,600			
	39	279,600	344,900	397,900	430,600	474,900			
	40	280,400	345,900	398,900	431,000	475,200			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	281,200	347,000	399,400	431,400	475,500
	42	282,100	348,000	399,700	431,600	475,800
	43	282,800	349,000	400,100	431,900	476,100
	44	283,700	350,000	400,500	432,200	476,400
	45	284,500	351,000	400,900	432,500	476,700
	46	285,400	351,900	401,400	432,800	
	47	286,200	352,600	402,000	433,100	
	48	287,000	353,300	402,500	433,400	
	49	287,800	353,900	403,000	433,600	
	50	288,600	354,500	403,600	433,900	
	51	289,400	355,200	404,200	434,100	
	52	290,000	355,800	404,700	434,400	
	53	290,700	356,300	405,100	434,600	
	54	291,500	356,900	405,600	434,900	
	55	292,200	357,500	406,100	435,200	
	56	292,800	358,100	406,700	435,500	
	57	293,500	358,700	407,200	435,700	
	58	294,300	359,200	407,800	436,000	
	59	294,900	359,700	408,100	436,300	
	60	295,600	360,200	408,600	436,500	
	61	296,200	360,600	409,100	436,700	
	62	297,000	360,800	409,500	437,000	
	63	297,700	361,100	410,000	437,300	
	64	298,200	361,600	410,500	437,500	
	65	298,800	361,900	411,000	437,700	
	66	299,500	362,300	411,500		
	67	300,200	362,700	411,900		
	68	300,800	363,100	412,200		
	69	301,400	363,500	412,500		
	70	302,100	364,000	412,800		
	71	302,800	364,500	413,100		
	72	303,400	364,900	413,300		
	73	303,900	365,100	413,500		
	74	304,500	365,500	413,800		
	75	305,100	365,900	414,100		
	76	305,800	366,300	414,300		
	77	306,400	366,600	414,500		
	78	306,800		414,800		
	79	307,300		415,100		
	80	307,800		415,300		
	81	308,300		415,500		
	82	308,800				
	83	309,300				
	84	309,700				
	85	310,100				
	86	310,700				
	87	311,100				
	88	311,500				
	89	311,900				
	90	312,300				
	91	312,600				
	92	313,000				
	93	313,400				

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円 242,500	円 276,500	円 324,400	円 359,800	円 405,400	円 442,400	円 499,600	円 586,200

備考　この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三　税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,900	288,700	322,900	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	229,600	290,400	323,900	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	232,200	292,000	324,800	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	234,700	293,500	325,700	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	237,200	295,100	326,600	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	239,700	296,500	327,500	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	242,200	297,800	328,300	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	244,600	299,000	329,100	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	247,100	300,200	330,100	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	249,400	301,400	331,100	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	251,700	302,600	332,100	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	254,000	303,700	333,000	372,700	396,700	428,000	463,100			
	13	256,300	304,800	334,000	374,100	398,300	429,500	464,400			
	14	258,600	305,700	335,200	375,700	399,900	431,500	466,100			
	15	260,900	306,500	336,600	377,300	401,500	433,500	467,700			
	16	263,100	307,300	337,900	378,800	403,100	435,500	469,300			
	17	265,400	308,100	339,100	380,400	404,600	437,000	470,700			
	18	267,700	308,900	340,400	382,000	406,200	438,700	472,400			
	19	269,900	309,600	341,600	383,600	407,800	440,300	474,100			
	20	272,100	310,300	342,800	385,100	409,400	442,000	475,700			
	21	274,400	310,900	344,000	386,600	410,900	443,600	477,100			
	22	276,200	311,500	345,200	388,200	412,500	445,100	477,800			
	23	277,500	312,100	346,400	389,800	414,200	446,600	478,500			
	24	278,800	312,600	347,500	391,400	415,900	448,000	479,200			
	25	280,100	313,200	348,700	392,800	417,600	449,200	479,600			
	26	281,200	313,700	349,800	394,500	419,600	450,700	480,100			
	27	282,300	314,100	350,900	396,200	421,400	452,200	480,700			
	28	283,100	314,500	352,100	397,700	423,300	453,600	481,300			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	29	284,000	315,000	353,300	399,300	425,000	455,100	481,900
	30	284,900	315,500	354,400	400,900	426,400	456,400	482,600
	31	285,800	315,900	355,500	402,500	427,600	457,600	483,100
	32	286,600	316,200	356,700	404,100	428,900	458,800	483,600
	33	287,400	316,600	357,900	405,800	429,900	459,800	484,100
	34	287,800	317,000	359,000	407,800	431,000	460,500	484,400
	35	288,100	317,400	360,200	409,800	432,000	461,200	484,700
	36	288,400	317,700	361,300	411,800	433,000	461,900	485,100
	37	288,700	318,100	362,400	413,500	434,100	462,400	485,400
	38	289,000	318,600	363,300	415,200	435,200	462,800	485,600
	39	289,300	319,000	364,100	416,700	436,300	463,200	485,900
	40	289,600	319,400	365,000	418,200	437,400	463,500	486,100
	41	289,900	319,700	365,800	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	290,300	320,100	366,600	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	290,600	320,500	367,400	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	290,900	320,900	368,200	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	291,100	321,200	368,800	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	291,400	321,600	369,500	424,500	442,000	465,200	
	47	291,700	321,900	370,200	425,600	442,700	465,500	
	48	292,000	322,100	371,000	426,700	443,300	465,700	
	49	292,200	322,300	371,700	428,000	444,000	466,000	
	50	292,500	322,600	372,300	428,800	444,400	466,300	
	51	292,800	322,900	373,100	429,600	445,000	466,600	
	52	293,000	323,100	373,900	430,200	445,600	466,900	
	53	293,200	323,300	374,600	430,700	446,000	467,100	
	54	293,500	323,600	375,500	431,400	446,400	467,400	
	55	293,800	323,900	376,500	432,000	446,900	467,600	
	56	294,000	324,100	377,500	432,700	447,400	467,900	
	57	294,200	324,300	378,100	433,000	447,900	468,100	
	58	294,500	324,600	378,900	433,700	448,400	468,400	
	59	294,800	324,900	379,600	434,400	448,800	468,700	
	60	295,000	325,100	380,200	434,900	449,200	468,900	

	61	295,200	325,300	380,600	435,300	449,600	469,100				
	62	295,500	325,600	381,100	435,700	449,900	469,400				
	63	295,800	325,900	381,600	436,200	450,200	469,700				
	64	296,000	326,100	382,100	436,700	450,500	470,000				
	65	296,200	326,300	382,600	437,200	450,700	470,200				
	66	296,500		383,200	437,600	451,000	470,500				
	67	296,800		383,900	438,100	451,300	470,800				
	68	297,000		384,500	438,600	451,500	471,100				
	69	297,200		385,000	439,100	451,700	471,300				
	70	297,500		385,500	439,600	452,000	471,600				
	71	297,800		386,100	440,200	452,300	471,900				
	72	298,000		386,700	440,700	452,500	472,200				
	73	298,200		387,200	441,100	452,700	472,400				
	74			387,700	441,700	453,000					
	75			387,900	442,100	453,300					
	76			388,300	442,300	453,500					
	77			388,500	442,600	453,700					
	78			389,000	443,100	454,000					
	79			389,500	443,400	454,300					
	80			390,000	443,700	454,500					
	81			390,200	444,000	454,700					
	82				444,400	455,000					
	83				444,800	455,300					
	84				445,200	455,500					
	85				445,500	455,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 238,100	円 266,500	円 320,100	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800	円 511,600	円 586,200

備考　この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四　公安職俸給表（第六条関係）

イ　公安職俸給表㈠

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額	9級 俸給月額	10級 俸給月額	11級 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100			
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400			
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100			
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700			
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300			
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700			
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400			
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100			
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700			
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100			
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800			
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500			
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200			
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600			
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100			
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700			
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300			
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900			
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600			
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100			
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600			

33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100
34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400
35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700
36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100
37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400
38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600
39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900
40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100
41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000	
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300	
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500	
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700	
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000	
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300	
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500	
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700	
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000	
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300	
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500	
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700	
	86	323,400	342,400	367,600	411,100			
	87	324,100	343,400	369,100	411,700			
	88	324,800	344,400	370,500	412,300			
	89	325,500	345,300	371,800	412,600			
	90	326,100	346,600	373,000	413,100			
	91	326,800	347,800	374,200	413,600			
	92	327,500	349,000	375,500	414,100			
	93	328,000	350,200	376,800	414,500			
	94	328,700	351,500	378,300	414,900			
	95	329,600	352,700	379,800	415,400			
	96	330,400	353,900	381,200	415,900			

97	331,100	355,100	382,500	416,300
98	331,900	356,400	383,700	416,800
99	332,700	357,600	384,800	417,300
100	333,500	358,800	386,000	417,700
101	334,400	360,200	387,100	418,000
102	335,400	361,100	388,200	418,400
103	336,400	362,100	389,300	418,800
104	337,300	363,200	390,400	419,100
105	338,100	364,300	391,600	419,400
106	338,700	365,400	392,100	419,900
107	339,300	366,400	392,700	420,400
108	339,900	367,400	393,300	420,900
109	340,400	368,600	393,900	421,200
110	340,900	369,600	394,400	421,700
111	341,300	370,600	394,800	422,200
112	341,800	371,500	395,300	422,700
113	342,600	372,400	395,700	423,000
114	343,200	373,300	396,100	423,500
115	343,900	374,200	396,600	424,000
116	344,500	375,200	397,100	424,500
117	345,100	376,200	397,500	424,900
118	345,800	376,600	398,000	425,400
119	346,500	377,200	398,600	425,800
120	347,200	377,800	399,100	426,300
121	347,800	378,100	399,300	426,700
122	348,100	378,500	399,800	
123	348,600	378,900	400,300	
124	349,100	379,300	400,700	
125	349,400	379,700	401,200	
126		380,100	401,700	
127		380,500	402,200	
128		380,900	402,700	
129		381,300	403,000	
130		381,700	403,500	
131		382,100	404,000	
132		382,500	404,500	

	133		382,700	404,800								
	134		383,200	405,300								
	135		383,500	405,700								
	136		383,800	406,100								
	137		384,100	406,400								
	138		384,500	406,800								
	139		385,000	407,300								
	140		385,500	407,800								
	141		385,800	408,100								
	142		386,300									
	143		386,800									
	144		387,300									
	145		387,600									
年再用時勤職員 定前任短間務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 277,300	円 290,300	円 295,200	円 330,500	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800	円 511,600	円 586,200

備考　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	226,900	288,700	322,900	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700	584,700
	2	229,400	290,400	323,900	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400	591,700
	3	232,000	292,000	324,800	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500	597,600
	4	234,400	293,500	325,700	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700	602,400
	5	236,800	295,100	326,600	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100	606,400
	6	239,300	296,500	327,500	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300	609,300
	7	241,600	297,800	328,300	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200	611,700
	8	243,900	299,000	329,100	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700	613,600
	9	246,400	300,200	330,100	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700	
	10	248,800	301,400	331,100	369,400	393,500	424,800	460,100			
	11	251,300	302,600	332,100	371,100	395,100	426,400	461,600			
	12	253,600	303,700	333,000	372,700	396,700	428,000	463,100			

13	255,900	304,800	334,000	374,100	398,300	429,500	464,400	
14	258,200	305,700	335,200	375,700	399,900	431,500	466,100	
15	260,500	306,500	336,600	377,300	401,500	433,500	467,700	
16	262,800	307,300	337,900	378,800	403,100	435,500	469,300	
17	265,100	308,100	339,100	380,400	404,600	437,000	470,700	
18	267,400	308,900	340,400	382,000	406,200	438,700	472,400	
19	269,700	309,600	341,600	383,600	407,800	440,300	474,100	
20	272,000	310,300	342,800	385,100	409,400	442,000	475,700	
21	274,400	310,900	344,000	386,600	410,900	443,600	477,100	
22	276,200	311,500	345,200	388,200	412,500	445,100	477,800	
23	277,500	312,100	346,400	389,800	414,200	446,600	478,500	
24	278,800	312,600	347,500	391,400	415,900	448,000	479,200	
25	280,100	313,200	348,700	392,800	417,600	449,200	479,600	
26	281,200	313,900	349,800	394,500	419,600	450,700	480,100	
27	282,300	314,500	350,900	396,200	421,400	452,200	480,700	
28	283,100	315,200	352,100	397,700	423,300	453,600	481,300	
29	284,000	315,800	353,300	399,300	425,000	455,100	481,900	
30	284,900	316,500	354,400	400,900	426,400	456,400	482,600	
31	285,800	317,200	355,500	402,500	427,600	457,600	483,100	
32	286,600	317,700	356,700	404,100	428,900	458,800	483,600	
33	287,400	318,300	357,900	405,800	429,900	459,800	484,100	
34	288,100	318,900	359,000	407,800	431,000	460,500	484,400	
35	288,800	319,500	360,200	409,800	432,000	461,200	484,700	
36	289,400	320,000	361,300	411,800	433,000	461,900	485,100	
37	290,000	320,800	362,400	413,500	434,100	462,400	485,400	
38	290,500	321,400	363,600	415,200	435,200	462,800	485,600	
39	291,000	321,900	364,700	416,700	436,300	463,200	485,900	
40	291,500	322,500	365,800	418,200	437,400	463,500	486,100	
41	292,100	323,200	366,900	419,400	438,600	463,800	486,400	
42	292,600	323,800	368,100	420,400	439,400	464,100	486,600	
43	293,100	324,400	369,200	421,400	440,200	464,400	486,800	
44	293,600	325,000	370,400	422,400	440,800	464,700	487,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	294,000	325,600	371,300	423,400	441,300	464,900	487,400			
	46	294,500	326,100	372,400	424,500	442,000	465,200				
	47	295,000	326,700	373,500	425,600	442,700	465,500				
	48	295,500	327,400	374,700	426,700	443,300	465,700				
	49	296,000	328,100	375,700	428,000	444,000	466,000				
	50	296,500	328,700	376,700	428,800	444,400	466,300				
	51	297,000	329,400	377,900	429,600	445,000	466,600				
	52	297,400	330,100	379,100	430,200	445,600	466,900				
	53	297,800	330,600	380,200	430,700	446,000	467,100				
	54	298,300	331,200	381,400	431,400	446,400	467,400				
	55	298,800	331,900	382,600	432,000	446,900	467,600				
	56	299,200	332,600	383,700	432,700	447,400	467,900				
	57	299,600	333,200	384,900	433,000	447,900	468,100				
	58	300,000	333,800	385,900	433,700	448,400	468,400				
	59	300,400	334,400	386,800	434,400	448,800	468,700				
	60	300,800	335,000	387,800	434,900	449,200	468,900				
	61	301,400	335,600	388,200	435,300	449,600	469,100				
	62	301,900	336,100	388,900	435,700	449,900	469,400				
	63	302,300	336,700	389,500	436,200	450,200	469,700				
	64	302,700	337,200	390,200	436,700	450,500	470,000				
	65	303,200	337,600	390,900	437,200	450,700	470,200				
	66	303,700	338,100	391,600	437,600	451,000	470,500				
	67	304,100	338,600	392,300	438,100	451,300	470,800				
	68	304,500	339,000	392,800	438,600	451,500	471,100				
	69	304,900	339,400	393,500	439,100	451,700	471,300				
	70	305,400	339,800	394,100	439,600	452,000	471,600				
	71	305,800	340,200	394,700	440,200	452,300	471,900				
	72	306,200	340,600	395,300	440,700	452,500	472,200				
	73	306,600	341,000	395,800	441,100	452,700	472,400				
	74	307,100	341,400	396,400	441,700	453,000					
	75	307,500	341,700	396,800	442,100	453,300					
	76	307,900	342,000	397,300	442,300	453,500					

	77	308,300	342,200	397,600	442,600	453,700					
	78	308,800	342,500	398,100	443,100	454,000					
	79	309,200	342,800	398,600	443,400	454,300					
	80	309,600	343,000	399,100	443,700	454,500					
	81	310,000	343,200	399,600	444,000	454,700					
	82	310,400	343,400	400,000	444,400	455,000					
	83	310,900	343,700	400,300	444,800	455,300					
	84	311,300	344,000	400,700	445,200	455,500					
	85	311,700	344,200	400,900	445,500	455,700					
	86	312,100	344,400	401,200							
	87	312,300	344,600	401,700							
	88	312,600	345,000	402,000							
	89	312,900	345,200	402,200							
	90		345,400	402,600							
	91		345,600	402,900							
	92		345,900	403,200							
	93		346,200	403,400							
	94		346,400	403,800							
	95		346,600	404,200							
	96		346,900	404,500							
	97		347,200	404,800							
	98		347,400								
	99		347,600								
	100		347,900								
	101		348,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額	基俸給月額
		円 245,100	円 275,700	円 323,300	円 349,300	円 365,000	円 390,700	円 429,400	円 464,800	円 511,600	円 586,200

備考　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五　海事職俸給表（第六条関係）

イ　海事職俸給表㈠

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	244,100	302,900	345,200	393,200	437,900	492,500	548,600
	2	247,500	304,600	346,300	394,900	440,000	494,300	549,700
	3	250,900	306,300	347,500	396,600	442,100	496,100	550,800
	4	254,200	308,000	348,500	398,200	444,200	497,900	551,800
	5	257,500	309,700	349,500	399,800	446,200	499,700	552,800
	6	260,700	311,200	350,900	401,500	447,700	501,400	553,400
	7	263,900	312,600	352,500	403,200	449,200	503,100	554,200
	8	267,000	314,100	354,100	404,800	450,500	504,600	555,000
	9	270,100	315,600	356,000	406,400	451,800	506,000	555,700
	10	273,000	316,900	357,600	407,900	453,100	507,200	556,200
	11	275,900	318,100	359,200	409,400	454,300	508,300	556,800
	12	278,800	319,400	360,800	410,900	455,500	509,200	557,400
	13	281,600	320,700	362,500	412,400	456,700	510,000	558,000
	14	284,500	322,000	364,100	413,900	457,800	511,000	
	15	287,400	323,200	365,700	415,300	458,900	512,000	
	16	290,000	324,500	367,300	416,700	459,900	512,900	
	17	292,600	325,700	368,800	418,300	460,900	513,200	
	18	293,900	326,800	369,700	419,800	461,900	514,100	
	19	295,200	328,000	370,500	421,400	463,000	514,900	
	20	296,600	329,100	371,200	423,000	464,100	515,800	
	21	297,900	330,400	372,000	424,500	464,900	516,700	
	22	298,900	331,200	372,700	426,000	465,700	517,600	
	23	299,900	331,900	373,500	427,500	466,600	518,500	
	24	300,900	332,600	374,200	428,900	467,400	519,400	
	25	301,900	333,300	375,000	430,200	468,100	520,200	
	26	302,500	334,000	375,700	431,500	469,000	520,900	
	27	302,900	334,600	376,500	432,800	469,800	521,500	
	28	303,300	335,200	377,300	434,000	470,400	522,100	
年再用時勤職以の員定前任短間務員外職	29	303,700	335,900	378,000	435,200	470,800	522,600	
	30	304,100	336,400	378,700	436,100	471,300	523,100	
	31	304,400	337,000	379,400	437,100	471,900	523,700	
	32	304,700	337,600	380,100	438,000	472,300	524,300	
	33	305,000	338,200	380,800	438,500	472,600	524,600	
	34	305,300	338,800	381,400	439,300	472,900	525,100	
	35	305,600	339,200	382,100	440,100	473,300	525,600	
	36	305,900	339,700	382,800	440,900	473,700	526,100	
	37	306,200	340,200	383,600	441,700	474,000	526,600	
	38	306,500	340,700	384,200	442,600	474,500	527,200	
	39	306,800	341,200	384,800	443,400	475,100	527,500	
	40	307,100	341,500	385,500	444,200	475,700	528,100	
	41	307,400	341,800	386,300	445,000	476,300	528,600	
	42	307,600	342,100	387,000	445,800	477,000		
	43	307,900	342,400	387,700	446,400	477,600		
	44	308,200	342,700	388,300	446,800	478,200		
	45	308,500	343,000	389,000	447,000	478,500		
	46	308,700	343,300	389,800	447,300	479,100		
	47	309,000	343,600	390,600	447,600	479,700		
	48	309,300	343,900	391,300	447,900	480,300		
	49	309,600	344,200	392,100	448,200	480,700		
	50	309,900	344,500	393,000	448,400	481,000		
	51	310,200	344,800	393,600	448,700	481,300		
	52	310,400	345,100	394,200	449,100	481,500		
	53	310,600	345,400	394,700	449,400	481,700		
	54	310,900	345,700	395,400	449,900	481,900		
	55	311,200	346,000	396,100	450,400	482,200		
	56	311,400	346,200	396,700	450,900	482,500		
	57	311,600	346,400	397,000	451,500	482,700		
	58	311,900	346,700	397,300	452,100	483,000		
	59	312,200	347,000	397,600	452,600	483,300		
	60	312,400	347,200	397,900	453,100	483,500		

61	312,600	347,400	398,100	453,700	483,700	
62	312,900	347,700	398,400	454,200		
63	313,200	348,000	398,700	454,700		
64	313,400	348,200	399,000	455,200		
65	313,600	348,400	399,200	455,700		
66	313,800	348,700	399,400	456,300		
67	314,000	349,000	399,700	456,800		
68	314,300	349,200	400,000	457,400		
69	314,600	349,400	400,300	457,900		
70			400,500	458,400		
71			400,800	459,000		
72			401,100	459,600		
73			401,400	459,900		
74			401,800	460,500		
75			402,200	461,100		
76			402,600	461,600		
77			403,000	462,000		
78			403,400	462,500		
79			403,900	463,200		
80			404,400	463,900		
81			404,800	464,100		
82			405,200			
83			405,600			
84			406,000			
85			406,500			
86			407,000			
87			407,500			
88			408,000			
89			408,300			
90			408,700			
91			409,000			
92			409,400			
93			409,900			
94			410,200			
95			410,700			
96			411,100			
97			411,700			

定年前再任用短時間勤務職員							
	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
	円 254,500	円 287,400	円 320,400	円 366,500	円 397,800	円 449,500	円 525,900

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,000	269,100	310,900	338,400	363,000	386,400
	2	233,700	272,100	311,800	339,900	363,800	387,500
	3	235,400	275,000	312,700	341,400	364,500	388,500
	4	237,000	277,900	313,500	342,400	365,200	389,000
	5	238,500	280,800	314,400	343,100	365,800	389,500
	6	241,300	282,800	315,300	343,800	366,300	390,400
	7	244,100	284,800	316,200	344,600	366,800	391,200
	8	246,700	286,700	317,100	345,400	367,200	391,800
	9	249,400	288,500	318,000	346,300	367,600	392,500
	10	251,700	289,900	319,000	347,300	368,000	393,300
	11	253,800	291,400	320,000	348,300	368,400	394,100
	12	255,900	292,800	320,900	349,300	368,700	394,800
	13	257,900	294,100	321,900	350,100	369,000	395,500
	14	259,700	295,100	322,900	350,700	369,400	396,300
	15	261,500	295,800	323,900	351,200	369,700	397,200
	16	263,100	296,400	325,000	351,700	370,000	398,100
	17	264,600	296,900	325,800	352,100	370,300	398,900
	18	266,100	297,400	326,600	352,600	370,600	399,800
	19	267,700	297,800	327,500	353,100	370,900	400,600
	20	269,100	298,200	328,500	353,500	371,200	401,400

	21	270,500	298,700	329,600	353,900	371,400	402,200
	22	271,800	299,500	330,700	354,200	371,700	403,000
	23	272,900	300,200	331,700	354,500	372,000	403,900
	24	274,000	300,800	332,700	354,800	372,200	404,700
	25	275,100	301,400	333,500	355,100	372,400	405,500
	26	276,100	301,900	334,300	355,400	372,700	406,000
	27	277,100	302,400	335,100	355,700	373,000	406,600
	28	278,000	302,900	335,900	356,000	373,200	407,200
	29	279,000	303,500	336,600	356,200	373,400	407,900
	30	279,900	304,200	337,400	356,500	373,700	408,500
	31	280,800	304,900	338,200	356,800	374,000	409,100
	32	281,600	305,300	339,000	357,000	374,200	409,600
	33	282,300	305,600	339,800	357,200	374,400	410,100
	34	283,000	305,900	340,600	357,400	374,700	410,600
	35	283,500	306,200	341,300	357,600	375,000	411,100
	36	284,000	306,500	341,900	357,900	375,200	411,600
	37	284,600	307,000	342,600	358,200	375,400	412,100
	38	285,100	307,500	343,400	358,500	375,700	412,800
	39	285,500	308,000	344,100	358,800	376,000	413,500
	40	285,900	308,600	344,700	359,000	376,200	414,300
	41	286,300	309,100	345,300	359,200	376,400	415,100
	42	286,700	309,600	346,000	359,500	376,700	415,900
	43	287,100	310,100	346,700	359,800	377,000	416,600
	44	287,500	310,700	347,200	360,000	377,200	417,300
	45	288,000	311,200	347,600	360,200	377,400	418,000
	46	288,600	311,800	348,000	360,500	377,700	418,700
	47	289,200	312,400	348,400	360,800	378,000	419,300
	48	289,800	313,000	348,700	361,000	378,200	420,000
	49	290,300	313,500	349,000	361,200	378,400	420,900
	50	290,900	314,100	349,300	361,500	378,700	421,700

再任用短時間勤務職員以外の職員（定年前）	51	291,500	314,600	349,600	361,800	379,000	422,500
	52	292,000	315,100	349,900	362,000	379,200	423,100
	53	292,500	315,600	350,200	362,200	379,400	423,600
	54	293,000	316,000	350,500	362,500	379,700	424,300
	55	293,500	316,500	350,800	362,800	380,000	424,900
	56	294,000	316,900	351,000	363,000	380,200	425,600
	57	294,500	317,200	351,300	363,200	380,400	426,200
	58	295,000	317,600	351,600	363,500	380,700	426,700
	59	295,500	318,000	351,900	363,800	381,000	427,000
	60	295,900	318,300	352,200	364,000	381,200	427,400
	61	296,300	318,700	352,400	364,200	381,400	428,100
	62	296,600	319,100	352,700	364,500	381,700	
	63	296,900	319,400	353,000	364,800	382,000	
	64	297,100	319,600	353,200	365,000	382,200	
	65	297,300	319,900	353,400	365,200	382,400	
	66	297,600	320,100	353,700	365,500	382,700	
	67	297,900	320,400	354,000	365,800	383,000	
	68	298,100	320,700	354,200	366,000	383,200	
	69	298,300	321,000	354,400	366,200	383,400	
	70	298,600	321,200	354,700	366,400	383,700	
	71	298,800	321,500	355,000	366,600	384,000	
	72	299,000	321,800	355,200	366,800	384,200	
	73	299,300	322,100	355,400	367,200	384,400	
	74		322,400	355,700	367,400	384,700	
	75		322,700	356,000	367,700	385,000	
	76		322,900	356,200	368,000	385,200	
	77		323,100	356,400	368,200	385,400	
	78		323,400	356,700	368,500	385,700	
	79		323,700	357,000	368,800	386,000	
	80		323,900	357,200	369,000	386,200	
	81		324,100	357,400	369,200	386,400	
	82		324,400	357,700	369,500	386,700	
	83		324,700	357,900	369,800	387,000	
	84		324,900	358,100	370,000	387,200	

	85		325,100	358,400	370,200	387,400	
	86		325,400	358,700	370,500		
	87		325,700	358,900	370,800		
	88		325,900	359,200	371,000		
	89		326,100	359,400	371,200		
	90		326,300	359,600	371,400		
	91		326,600	359,900	371,700		
	92		326,900	360,200	371,900		
	93		327,100	360,400	372,200		
	94		327,400	360,700	372,500		
	95		327,700	360,900	372,800		
	96		327,900	361,200	373,000		
	97		328,100	361,400	373,200		
	98		328,300	361,600	373,500		
	99		328,500	361,800	373,800		
	100		328,800	362,000	374,000		
	101		329,100	362,400	374,200		
	102		329,400	362,600	374,600		
	103		329,600	362,800	374,800		
	104		329,800	363,100	375,000		
	105		330,100	363,400	375,200		
	106			363,600			
	107			363,900			
	108			364,200			
	109			364,400			
年再用時勤職定前任短間務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 247,500	円 264,200	円 266,200	円 290,800	円 323,200	円 356,400

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表㈠の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　教育職俸給表（第六条関係）

イ　教育職俸給表㈠

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	287,000	366,700	422,500	492,100	598,500
	2	289,200	368,300	424,100	500,900	605,500
	3	291,300	370,000	425,400	509,500	611,300
	4	293,200	371,600	426,600	517,900	616,200
	5	295,000	373,100	427,800	526,300	620,100
	6	296,600	374,800	428,900	534,300	623,000
	7	298,100	376,400	430,000	541,800	625,200
	8	299,600	377,900	431,000	549,000	627,200
	9	301,400	379,400	432,100	555,900	
	10	303,300	381,400	433,100	561,800	
	11	305,100	383,400	434,200	566,400	
	12	307,000	385,300	435,300	569,800	
	13	309,000	387,200	436,300	573,200	
	14	311,000	388,800	437,400	576,300	
	15	313,000	390,500	438,500	579,200	
	16	315,000	392,000	439,500	581,700	
	17	317,000	393,400	440,500	583,800	
	18	319,500	394,900	441,600		
	19	322,200	396,100	442,700		
	20	324,900	397,400	443,800		
	21	327,500	398,700	444,800		
	22	330,000	400,000	445,800		
	23	332,500	401,300	446,900		
	24	334,700	402,500	447,900		
	25	337,000	403,800	448,800		
	26	339,000	405,100	449,900		
	27	341,000	406,400	450,900		
	28	343,000	407,800	451,900		
	29	345,000	409,000	452,700		
	30	347,000	410,300	453,800		
	31	348,900	411,600	454,800		
	32	350,800	412,900	455,800		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	33	352,600	414,100	456,800
	34	354,600	415,300	458,000
	35	356,600	416,500	459,100
	36	358,500	417,600	460,200
	37	360,200	418,600	460,900
	38	361,500	419,800	461,800
	39	362,600	420,900	462,600
	40	363,600	421,900	463,300
	41	364,100	422,900	464,000
	42	364,500	424,100	464,900
	43	364,900	425,200	465,700
	44	365,200	426,300	466,400
	45	365,700	427,100	467,100
	46	366,200	428,100	468,000
	47	366,700	429,100	468,900
	48	367,000	430,000	469,800
	49	367,300	431,200	470,700
	50	367,700	432,500	471,600
	51	368,000	433,800	472,600
	52	368,300	435,000	473,500
	53	368,700	435,800	474,500
	54	369,000	436,800	475,500
	55	369,400	437,800	476,400
	56	369,700	438,700	477,400
	57	370,100	439,400	478,300
	58	370,500	440,100	479,200
	59	370,800	440,900	480,100
	60	371,200	441,600	481,100
	61	371,500	442,300	481,900
	62	371,800	443,100	482,300
	63	372,200	443,900	482,900
	64	372,500	444,500	483,500
	65	372,800	445,100	484,100
	66	373,200	445,400	484,800
	67	373,500	445,700	485,100
	68	373,900	446,000	485,700
	69	374,300	446,300	486,100
	70	374,600	446,600	486,400
	71	374,900	446,800	486,700
	72	375,300	447,100	487,000
	73	375,600	447,300	487,300
	74	375,900	447,500	
	75	376,200	447,800	
	76	376,500	448,100	
	77	376,800	448,300	
	78	377,200	448,500	
	79	377,600	448,800	
	80	378,100	449,100	
	81	378,500	449,300	
	82	379,000	449,500	
	83	379,500	449,800	
	84	380,100	450,100	
	85	380,700	450,300	
	86	381,300	450,600	
	87	381,900	450,900	
	88	382,500	451,100	
	89	382,900	451,300	
	90	383,300	451,600	
	91	383,600	451,900	
	92	384,000	452,100	
	93	384,400	452,300	
	94	384,800		
	95	385,200		
	96	385,600		
	97	386,200		
	98	386,700		
	99	387,100		
	100	387,600		

	101	388,000				
	102	388,500				
	103	388,800				
	104	389,100				
	105	389,600				
	106	390,000				
	107	390,500				
	108	391,000				
	109	391,400				
	110	391,900				
	111	392,300				
	112	392,700				
	113	393,100				
	114	393,500				
	115	393,900				
	116	394,300				
	117	394,700				
	118	395,100				
	119	395,500				
	120	395,900				
	121	396,200				
	122	396,600				
	123	397,000				
	124	397,300				
	125	397,700				
	126	398,200				
	127	398,700				
	128	399,100				
	129	399,500				

定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 323,900	円 335,700	円 360,100	円 453,400	円 600,400

備考　この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表㈡

職員区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	255,000	288,900	372,700
	2	257,900	290,700	375,000
	3	261,100	292,500	377,200
	4	264,200	294,200	379,400
	5	267,400	295,800	381,500
	6	270,700	297,300	383,800
	7	274,000	298,800	386,100
	8	277,300	300,300	388,400
	9	280,300	301,800	390,700
	10	282,100	303,600	393,100
	11	283,800	305,500	395,200
	12	285,400	307,300	397,300
	13	287,000	309,200	399,400
	14	288,300	311,100	401,000
	15	289,600	313,000	402,600
	16	290,900	315,000	404,200
	17	292,200	317,000	405,800
	18	293,300	319,500	407,200
	19	294,300	322,100	408,600
	20	295,200	324,800	409,900
	21	296,600	327,400	411,400
	22	297,900	330,000	413,000
	23	299,300	332,500	414,600
	24	300,600	334,800	416,100

	25	302,000	337,000	417,500	年再用時勤職以の員	57	327,300	386,300	453,800
	26	303,500	339,100	419,100		58	327,600	387,500	454,600
	27	304,900	341,200	420,600		59	328,000	388,800	455,400
	28	306,300	343,300	422,100		60	328,300	390,200	456,300
	29	307,600	345,300	423,500		61	328,700	391,500	457,300
	30	308,900	347,000	424,900		62	329,000	392,800	458,300
	31	310,200	348,500	426,200		63	329,300	394,100	459,200
	32	311,600	350,000	427,500		64	329,600	395,300	460,100
	33	313,000	351,500	428,400		65	330,000	396,500	460,800
	34	314,300	353,100	429,600		66	330,300	397,800	461,700
	35	315,600	354,700	430,700		67	330,700	399,000	462,500
	36	316,400	356,200	431,700		68	331,000	400,200	463,300
	37	317,100	357,700	432,700		69	331,400	401,400	464,200
	38	317,900	359,100	433,800		70	331,700	402,700	465,000
	39	318,700	360,500	434,900		71	332,100	403,900	465,800
	40	319,500	361,700	436,000		72	332,500	405,100	466,700
	41	320,200	363,000	437,000		73	332,800	406,300	467,400
	42	321,000	364,700	438,100		74	333,200	407,500	467,800
	43	321,700	366,300	439,300		75	333,700	408,800	468,200
	44	322,200	368,100	440,500		76	334,100	410,000	468,600
	45	322,700	369,700	441,600		77	334,500	411,100	469,000
	46	323,200	371,300	442,900		78	335,000	412,200	469,500
	47	323,600	372,900	444,400		79	335,400	413,300	469,900
	48	324,000	374,500	445,800		80	335,800	414,500	470,300
	49	324,500	376,100	447,200		81	336,200	415,800	470,500
	50	324,900	377,700	448,100		82	336,600	417,200	470,900
	51	325,300	379,100	448,900		83	336,900	418,600	471,200
	52	325,600	380,500	449,700		84	337,200	419,900	471,500
	53	325,900	381,900	450,400		85	337,600	420,900	471,800
	54	326,300	383,000	451,400		86	338,000	422,200	
	55	326,600	384,000	452,400		87	338,400	423,500	
	56	327,000	385,100	453,100		88	338,700	424,800	

定前任短間務員外の職

	89	339,000	425,900
	90	339,300	426,800
	91	339,700	427,800
	92	340,100	428,900
	93	340,600	429,700
	94	341,000	430,800
	95	341,500	431,900
	96	342,000	432,800
	97	342,400	433,700
	98	342,700	434,600
	99	343,000	435,500
	100	343,300	436,400
	101	343,600	437,200
	102	343,900	438,200
	103	344,200	439,100
	104	344,500	440,100
	105	344,800	440,700
	106	345,300	441,400
	107	345,800	442,100
	108	346,200	442,600
	109	346,600	443,000
	110	347,100	443,400
	111	347,500	443,700
	112	347,900	444,000
	113	348,200	444,200
	114	348,700	444,500
	115	349,000	444,800
	116	349,400	445,100
	117	349,700	445,300
	118	350,100	445,600
	119	350,600	445,900
	120	351,100	446,100
	121	351,300	446,300
	122	351,700	446,600
	123	352,000	446,900
	124	352,300	447,100
	125	352,500	447,300
	126	352,800	
	127	353,300	
	128	353,700	
	129	353,900	
	130	354,300	
	131	354,700	
	132	355,100	
	133	355,300	
	134	355,700	
	135	356,100	
	136	356,400	
	137	356,700	
	138	357,100	
	139	357,500	
	140	357,900	
	141	358,300	

定年再用時勤務職員前任短時間勤務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 283,700	円 335,100	円 354,700

備考　この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600	586,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800	593,500

	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500	598,600
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400	602,900
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300	606,800
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300	609,800
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000	611,900
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900	613,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700	
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800	
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100	
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600	
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600	
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600	
	15	230,700	288,100	375,000	421,700		
	16	232,500	290,300	376,000	423,200		
	17	234,200	292,500	377,300	424,700		
	18	236,000	294,800	378,500	426,300		
	19	237,800	297,200	379,700	427,900		
	20	239,600	299,600	380,900	429,600		
	21	241,500	301,900	382,100	430,800		
	22	243,300	304,100	383,300	432,200		
	23	245,000	306,200	384,400	433,600		
	24	246,700	308,300	385,400	434,900		
	25	248,400	310,400	386,500	436,200		
	26	250,500	312,300	387,500	437,500		
	27	252,400	314,200	388,400	439,000		
	28	254,300	316,100	389,400	440,500		
	29	256,200	318,000	390,300	441,700		
	30	257,400	319,500	391,000	442,900		
	31	258,500	321,100	391,800	444,500		
	32	259,600	322,600	392,500	446,000		

33	261,000	324,100	393,100	447,300	
34	262,300	325,600	393,800	448,700	
35	263,700	327,100	394,500	450,100	
36	265,100	328,600	395,300	451,500	
37	266,500	330,000	396,000	452,900	
38	268,000	331,000	396,700	454,300	
39	269,500	331,900	397,500	455,700	
40	271,100	332,700	398,200	457,100	
41	272,500	333,400	399,000	458,200	
42	273,800	333,900	400,100	459,500	
43	275,200	334,400	401,300	460,900	
44	276,600	334,800	402,500	462,200	
45	278,100	335,200	403,200	463,000	
46	279,400	335,700	404,200	463,800	
47	280,700	336,200	405,000	464,700	
48	281,900	336,600	405,700	465,600	
49	283,100	337,000	406,400	466,400	
50	284,200	337,400	407,100	467,200	
51	285,300	337,800	407,700	467,800	
52	286,400	338,300	408,300	468,600	
53	287,400	338,700	408,900	469,000	
54	288,500	339,100	409,600	469,600	
55	289,500	339,500	410,400	470,100	
56	290,500	339,900	411,200	470,600	
57	291,500	340,300	411,800	471,100	
58	292,200	340,600	412,600		
59	292,700	341,000	413,300		
60	293,300	341,400	414,000		
61	293,900	341,800	414,600		
62	294,500	342,300	415,300		
63	295,100	342,900	415,900		
64	295,700	343,400	416,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

65	296,300	343,800	417,300
66	296,800	344,400	417,900
67	297,400	344,900	418,500
68	297,900	345,500	419,200
69	298,500	346,000	419,900
70	299,200	346,500	420,400
71	299,800	346,900	421,000
72	300,400	347,500	421,600
73	301,100	348,000	422,100
74	301,700	348,500	422,700
75	302,300	349,100	423,300
76	303,000	349,800	423,800
77	303,700	350,400	424,300
78	304,400	350,800	424,800
79	305,100	351,500	425,300
80	305,600	352,200	426,000
81	306,200	352,800	426,400
82	306,900	353,500	
83	307,600	354,100	
84	308,200	354,700	
85	308,700	355,200	
86	309,400	355,700	
87	310,100	356,100	
88	310,700	356,400	
89	311,200	356,700	
90	311,800	357,200	
91	312,500	357,500	
92	313,100	357,900	
93	313,700	358,200	
94	314,200	358,500	
95	314,800	358,900	
96	315,300	359,300	

	97	315,600	359,800				
	98	316,000	360,300				
	99	316,400	360,800				
	100	316,900	361,300				
	101	317,300	361,800				
	102	317,600	362,300				
	103	317,900	362,700				
	104	318,200	363,200				
	105	318,600	363,600				
	106	318,900	364,000				
	107	319,300	364,500				
	108	319,600	364,900				
	109	319,800	365,400				
	110	320,200	365,800				
	111	320,500	366,200				
	112	320,700	366,600				
	113	321,000	367,100				
	114	321,300	367,500				
	115	321,600	367,900				
	116	321,900	368,300				
	117	322,100	368,800				
	118	322,400	369,200				
	119	322,600	369,600				
	120	322,900	370,000				
	121	323,200	370,400				
年再用時勤職定前任短間務員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 250,200	円 296,600	円 324,600	円 371,700	円 435,900	円 588,000

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　医療職俸給表（第六条関係）

イ　医療職俸給表㈠

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		

	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年再用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200	円 636,200

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円 210,500	円 249,600	円 284,500	円 303,700	円 337,600	円 385,000	円 440,600	円 507,500
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600	508,900
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600	510,200
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500	511,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300	512,800
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000	514,200
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600	515,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100	516,800
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600	518,200
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900	519,500
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200	520,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500	522,300
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800	523,700
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000	524,800
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200	525,900
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300	527,100
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500	528,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600	529,100
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800	530,000
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000	530,900
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100	531,900
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900	
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300	
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000	
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500	
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900	
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300	
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700	
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100	
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500	
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800	
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100	
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400	
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700	
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000	
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300	

| | | |

	101		316,600	355,600	378,800				
	102		316,800	355,800					
	103		317,000	356,200					
	104		317,300	356,400					
	105		317,600	356,600					
	106			356,900					
	107			357,300					
	108			357,700					
	109			357,900					
年再用時勤職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
定前任短間務		円 219,900	円 247,700	円 279,200	円 294,400	円 323,100	円 368,700	円 414,700	円 484,100

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ　医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	

49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	

年再用時勤職以外の員	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400
定前任短間務員	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400	
	91	308,600	338,000	375,200	393,700	
	92	309,100	339,000	375,800	394,000	
	93	309,600	339,800	376,200	394,600	
	94	309,900	340,500	376,600	395,100	
	95	310,400	341,200	377,100	395,600	
	96	310,900	341,800	377,500	396,100	
	97	311,400	342,200	378,000	396,700	
	98	311,900	342,500	378,400	397,200	
	99	312,300	343,000	378,900	397,700	
	100	312,700	343,600	379,300	398,100	
	101	313,100	344,000	379,600	398,700	
	102	313,500	344,500	380,100	399,200	
	103	313,900	345,100	380,400	399,700	
	104	314,200	345,600	380,700	400,200	
	105	314,500	346,000	381,100	400,800	
	106	314,900	346,500	381,600	401,200	
	107	315,300	347,000	382,100	401,700	
	108	315,600	347,500	382,600	402,200	
	109	315,800	347,900	383,100	402,800	
	110	316,100	348,200	383,600		
	111	316,300	348,500	384,100		
	112	316,600	348,800	384,500		

113	316,900	349,100	384,900	
114	317,100	349,500	385,300	
115	317,400	349,800	385,800	
116	317,600	350,100	386,300	
117	317,900	350,300	386,700	
118	318,100	350,600	387,200	
119	318,400	350,900	387,700	
120	318,700	351,100	388,200	
121	319,000	351,300	388,500	
122	319,300	351,600		
123	319,600	351,900		
124	319,900	352,200		
125	320,100	352,400		
126	320,300	352,700		
127	320,600	353,000		
128	321,000	353,200		
129	321,200	353,400		
130	321,500	353,600		
131	321,800	353,900		
132	322,200	354,100		
133	322,400	354,400		
134	322,700	354,800		
135	323,000	355,200		
136	323,300	355,600		
137	323,500	355,900		
138	323,800	356,300		
139	324,100	356,700		
140	324,400	357,100		
141	324,600	357,400		
142	324,900	357,800		
143	325,300	358,100		
144	325,600	358,500		
145	325,800	358,800		
146	326,000	359,200		
147	326,300	359,600		
148	326,600	360,000		
149	326,800	360,300		
150	327,000	360,700		
151	327,300	361,100		
152	327,600	361,500		
153	328,000	361,800		
154	328,200			
155	328,400			
156	328,700			
157	329,000			
158	329,300			
159	329,600			
160	329,900			
161	330,300			
162	330,600			
163	330,900			
164	331,200			
165	331,600			
166	331,900			
167	332,200			
168	332,500			
169	332,900			

定年前再任用短時間勤務職員							
		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 270,400	円 292,600	円 300,900	円 312,600	円 331,000	円 372,300	円 420,700

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九　福祉職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	
	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	

| | | |

	125	297,600					
	126	297,900					
	127	298,200					
	128	298,600					
	129	298,800					
	130	299,200					
	131	299,600					
	132	299,900					
	133	300,100					
	134	300,400					
	135	300,800					
	136	301,100					
	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年再用時勤務職員 前任短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 233,900	円 276,700	円 292,500	円 330,100	円 359,500	円 405,400

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十　専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級 / 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額
		円	円	円	円
	1	388,500	465,200	520,500	664,500
	2	390,000	469,600	526,100	701,100
	3	391,500	473,600	531,600	737,700
	4	393,000	477,500	537,000	
	5	394,400	481,100	542,300	
	6	395,900	484,900	547,400	
	7	397,300	488,200	552,500	
	8	398,700	491,500	557,200	
	9	400,100	494,800	560,600	
	10	401,400	498,100	563,600	
	11	402,900	501,300	566,400	
	12	404,300	504,500	569,000	
	13	405,800	507,500	571,600	
	14	407,500	510,500	574,000	
	15	409,200	513,300	576,400	
	16	410,800	516,000	578,600	
	17	412,200	518,600	580,800	
	18	413,800	521,000	583,000	
	19	415,400	523,400	585,000	
	20	416,900	525,600	587,000	
	21	418,500	527,800	589,000	
	22	419,700	529,800		
	23	421,000	531,800		
	24	422,300			
	25	423,600			
	26	424,700			
	27	425,800			
	28	426,700			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	29	427,700
	30	428,700
	31	429,700
	32	430,600
	33	431,400
	34	431,700
	35	432,000
	36	432,300
	37	432,500
	38	432,800
	39	433,100
	40	433,400
	41	433,600
	42	433,800
	43	434,100
	44	434,400
	45	434,700
	46	435,000
	47	435,300
	48	435,500
	49	435,700
	50	436,000
	51	436,300
	52	436,500
	53	436,700
	54	437,000
	55	437,300
	56	437,500
	57	437,700
	58	438,000
	59	438,300
	60	438,500
	61	438,700
	62	439,000
	63	439,300
	64	439,500
	65	439,700

定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
		円 370,300	円 483,000	円 543,600	円 693,100

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	759,000
2	819,000
3	878,000
4	961,000
5	1,036,000
6	1,110,000
7	1,188,000
8	1,261,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第十一条の十第一項第二号中「同条」の下に「及び第十二条の三第七項第二号」を加える。

第十二条第二項第二号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

第十二条の二第二項中「（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員については、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）」を削る。

第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二の次に次の一条を加える。

（転居手当）

第十二条の三　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、人事院規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が人事院規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から三年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

2　転居手当の月額は、四万三千円（単身赴任手当支給職員にあつては、十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて人事院規則で定める額とする。

3　第一項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として人事院規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、人事院規則で定める。

4　第一項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。

5　検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第一項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。

6　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　異動等　官署を異にする異動又は職員の在勤する官署の移転

二　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して人事院規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）

三　往来距離　人事院規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離

四　単身赴任手当支給職員　前条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員

第十五条中「第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した」を「第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された」に、「当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）」を「当該休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を除く。）」に、「勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」を「休日勤務代休時間」に改める。

第十六条第一項第一号中「職員に」の下に「同条第二号に掲げる勤務に係る」を加える。

第十七条中「祝日法による休日等」を「勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日」に、「及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間」を「、勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日（以下この条において「休日等」と総称する。）の正規の勤務時間（勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下この条において「休日等正規勤務時間等」という。）に、「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め、「給与額に」の下に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同条後段を削り、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる勤務以外の勤務

二　次のイ又はロに掲げる勤務

イ　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間法第十五条第一項に規定する休日を除く。）における勤務

ロ　一日の勤務時間の全部につき勤務時間法第十五条第一項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（第十九条の三第一項において「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第十九条の三第一項中「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」を「勤務時間法第十五条第一項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日」に改める。

第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十二・五」に、「、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「のうち四時間」を「の一部」に、「四時間の勤務時間」を「勤務時間の一部」に改める。

第十三条の二第一項中「及び代休日」を削り、「勤務時間」の下に「（第十五条第一項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第十五条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第一項中「（次項において「休日の全勤務時間」を「又は一部（以下この項において「休日勤務時間」に改め、「、当該休日前に」を削り、「休日に代わる日」を「休日勤務時間に代わる時間」に、「代休日」を「休日勤務代休時間」に、「当該休日後の勤務日等」を「人事院規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間」に、「が指定された勤務日等」を「として指定された勤務時間」に改め、「及び休日」の下に「である勤務日等に割り振られた勤務時間」を、「除く。）」の下に「の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）」を加え、同条第二項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において」を削る。

第十六条中「年次休暇」を「年次有給休暇、年次無給休暇」に改める。

第十七条の見出しを「（年次有給休暇）」に改め、同条中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（年次無給休暇）

第十七条の二　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として人事院規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

第七条第二項中「百分の百七十五」と」の下に「、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と」を加える。

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第八条第二項中「百分の九十六・二五」と」の下に「、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」と」を、「百分の八十八・七五」と」の下に「、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」と」を加える。

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（各庁の長又はその委任を受けた者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事院規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事院の承認を受けた額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定は、令和九年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第四条において「第一条改正後給与法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和八年四月一日（以下この条及び次条において「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び第一条改正後給与法別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（第二種初任給調整手当に関する特例）

第三条　適用日からこの法律の施行の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用については、同項中「当該職員に適用される」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第七十九号）第一条の規定による改正前の別表第一から別表第十までの俸給表を適用するとしたならば当該職員に適用されることとなる」とする。

（給与の内払）

第四条　第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（転居手当に関する経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第一号において「第二条改正後給与法」という。）第十二条の三の規定は、次に掲げる職員にも適用する。この場合において、同条第一項中「より、」とあるのは「より、令和九年四月以降、」と、「三年間」とあるのは「通算して三年を経過する月までの間」とする。

一　令和六年四月二日から第二条の規定の施行の日の前日までの間に異動等（第二条改正後給与法第十二条の三第七項第一号に規定する異動等をいう。次号において同じ。）に伴って特定転居元（同項第二号に規定する特定転居元をいう。次号において同じ。）から住居を移転した職員（同号に掲げる職員を除く。）

二　第二条の規定の施行の日前に異動等に伴って特定転居元から住居を移転し、一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給されることとなった職員

三　その他前二号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員

（代休日の廃止に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十五条第一項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第三条の規定の施行の日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十五条第一項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第六条第二項若しくは第三項又は第七条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（その他の経過措置の人事院規則への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（地方自治法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を、「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項

二　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

三　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第五項

（港湾法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「及び第十一条の八第三項」を「、第十一条の八第三項及び第十二条の三第五項」に改める。

一　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第三項

二　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七十八条第三項

三　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第十条第二項（国家公務員災害補償法の一部改正）

第十条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正）

第十一条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「地域手当」の下に「、広域異動手当」を加える。

第六条第三項中「日において」を「時間において」に改め、「正規の勤務時間中に」を削り、同項第一号中「相当する日」の下に「の正規の勤務時間」を加え、同項第二号中「日（前号に掲げる日」を「時間（前号に掲げる時間」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項第二号中「日（」を「時間（」に、「代休日」を「同条第一項に規定する休日勤務代休時間に相当する時間」に、「同項各号に掲げる日」を「当該休日勤務代休時間に相当する時間に代えられた給特法第六条第三項各号に掲げる時間」に改め、「日における」を削り、「給特法第六条第一項」を「同条第一項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
文部科学大臣　関　芳弘
国土交通大臣　井林　辰憲

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十号

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百二十五万円」を「百二十八万八千円」に改め、同項第二号中「百二十二万四千円」を「百二十六万千円」に改め、同項第三号中「百二十二万四千円又は百七万八千円」を「百二十六万千円又は百十一万円」に改め、同条第三項中「百五十二万八千円、百四十六万六千円」を「百五十七万四千円、百五十一万円」に、「七十九万四千円」を「八十一万九千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に、「七万二千四百円」を「七万四千五百円」に改める。

第七条の二ただし書中「百分の百二十六・二五」を「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十八・七五」に、「百分の百七十五」を「、六月に支給する場合には百分の百七十五、十二月に支給する場合には百分の百八十」に改める。

附則第二項中「九十三万五千円」を「九十六万三千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、〇九五、〇〇〇円」を「二、一五八、〇〇〇円」に、「一、五二八、〇〇〇円」を「一、五七四、〇〇〇円」に、「一、四六六、〇〇〇円」を「一、五一〇、〇〇〇円」に、「一、二五〇、〇〇〇円」を「一、二八八、〇〇〇円」に、「一、二二四、〇〇〇円」を「一、二六一、〇〇〇円」に、「一、〇七八、〇〇〇円」を「一、一一〇、〇〇〇円」に、「九五二、〇〇〇円」を「九八一、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、二二四、〇〇〇円」を「一、二六一、〇〇〇円」に、「一、〇七八、〇〇〇円」を「一、一一〇、〇〇〇円」に、「九五二、〇〇〇円」を「九八一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「六〇九、二〇〇円」を「六二六、八〇〇円」に、「五七七、一〇〇円」を「五九三、五〇〇円」に、「五四七、一〇〇円」を「五六三、五〇〇円」に、「五一三、六〇〇円」を「五二八、四〇〇円」に、「四八二、一〇〇円」を「四九五、八〇〇円」に、「四五四、七〇〇円」を「四六八、四〇〇円」に、「四一九、四〇〇円」を「四三三、一〇〇円」に、「三八〇、九〇〇円」を「三九四、六〇〇円」に、「三四三、八〇〇円」を「三五六、五〇〇円」に、「三一二、六〇〇円」を「三二五、三〇〇円」に、「二八九、九〇〇円」を「三〇一、六〇〇円」に、「二八七、七〇〇円」を「二九八、三〇〇円」に改める。

第二条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第七条の二ただし書中「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百七十七・五、十二月に支給する場合には百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

第七条の三中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第三条　二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百二十二万四千円」を「百二十六万千円」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。）及び第三条の規定による改正後の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（附則第三条において「改正後の政府委員臨時措置法」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（特定の秘書官の俸給月額の切替え）

第二条　令和八年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（次条において「改正前の給与法」という。）附則第二項の規定により俸給月額を受けていた特別職の職員の切替日における俸給月額は、改正後の給与法第三条第一項及び附則第二項の規定にかかわらず、改正後の給与法別表第三に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十六万三千円を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額とする。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定を適用する場合には、改正前の給与法又は第三条の規定による改正前の二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の政府委員臨時措置法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
外務大臣　茂木　敏充

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十一号

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

第十五条第二項第一号中「百分の百六・二五」を「六月に支給するときは百分の百六・二五、十二月に支給するときは百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「百分の八十五」を「六月に支給するときは百分の八十七」に改め、同項第三号中「百分の六十三・七五」を「六月に支給するときは百分の六十三・七五、十二月に支給するときは百分の六十五・二五」に改め、同項第四号中「百分の三十一・八七五」を「六月に支給するときは百分の三十一・八七五、十二月に支給するときは百分の三十二・六二五」に改める。

附則第二十一項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三七五、六〇〇円
	二	三九四、六〇〇円
二	一	四五一、一〇〇円
	二	四六二、〇〇〇円
	三	四七二、八〇〇円
	四	四八三、六〇〇円
	五	四九四、五〇〇円
	六	五〇五、三〇〇円
	七	五一六、一〇〇円
	八	五二三、三〇〇円
	九	五三〇、五〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三〇〇、〇〇〇円
	二	三〇一、六〇〇円
二	一	三三八、九〇〇円
	二	三四七、〇〇〇円
	三	三五五、一〇〇円
	四	三六三、三〇〇円
	五	三七一、四〇〇円
三	一	三九八、一〇〇円
	二	四〇七、〇〇〇円
	三	四一五、九〇〇円
	四	四二四、八〇〇円
	五	四三〇、八〇〇円
三	一	五四六、五〇〇円
	二	五五八、二〇〇円
	三	五六六、〇〇〇円
	四	五七三、八〇〇円

第二条　国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「六月に支給するときは百分の百六・二五、十二月に支給するときは百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給するときは百分の八十五、十二月に支給するときは百分の八十七」を「百分の八十六」に改め、同項第三号中「六月に支給するときは百分の六十三・七五、十二月に支給するときは百分の六十五・二五」を「百分の六十四・五」に改め、同項第四号中「六月に支給するときは百分の三十一・八七五、十二月に支給するときは百分の三十二・六二五」を「百分の三十二・二五」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十二号

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第十七条第一項第一号中「百五十三」を「百七十五」に改め、「。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。」を削り、同条第四項を削る。

第十七条の二第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第十七条の五第一項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第二十八条中「二年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間）」を「、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同条ただし書中「この期間」を「当該期間」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次号に掲げる補償以外の補償　二年（当該補償が療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又は特定特例補償（第二十条の三の規定に基づく特例による補償のうち、その補償を支給すべき事由の性質を考慮して人事院規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）である場合において、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十条、第十二条、第十四条の二第一項若しくは第十八条に規定する補償を支給すべき事由又は特定特例補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として人事院規則で定めるものであるときは、五年）

二　傷病補償年金、障害補償及び遺族補償　五年

附則第十六項中「第二十八条」を「第二十八条第二号」に改める。

附則第十八項中「夫、」を削り、「各号の一」を「前項各号」に、「第一号」を「前項第一号」に改め、「のいずれか」を削る。

附則第十九項中「、夫」を削る。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「、夫」を削り、同条第四項中「、「夫」及び「妻」」を削る。

第四十四条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第九十一条第一項中「夫、」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項ただし書中「、前項本文」を削る。

第九十三条第一項第五号イ及びロ中「妻」を「配偶者」に改める。

附則第十二条の二第二項中「夫、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次条第四項及び附則第三条第三項の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において支給すべき事由が生じた国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止については、なお従前の例による。

2　施行日前の期間に係る国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

3　施行日前に生じた第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第二十八条第一号の人事院規則で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする国家公務員災害補償法の規定による補償を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

4　前三項に定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前において支給すべき事由が生じた国家公務員共済組合法の規定による公務遺族年金における遺族の範囲、支給の停止及び失権並びに施行日前において支給すべき事由が生じた同法の規定による弔慰金及び遺族に対する一時金における遺族の範囲については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第四十四条第二項の規定は、国家公務員共済組合法第四十四条第一項の場合において、公務遺族年金の受給権者が施行日以後に死亡したときについて適用し、公務遺族年金の受給権者が施行日前に死亡したときについては、なお従前の例による。

3　前二項に定めるもののほか、第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
財務大臣　片山さつき

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十三号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（選挙期日）

第一条　令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては令和九年四月十一日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月二十五日とする。

2　令和九年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあっては同年一月十日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月二十四日までに、その旨を告示しなければならない。

3　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4　統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第百十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和九年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条　前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一　都道府県知事の選挙　令和九年三月二十五日
二　指定都市の長の選挙　令和九年三月二十八日
三　都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙　令和九年四月二日
四　指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙　令和九年四月十八日
五　町村の議会の議員及び長の選挙　令和九年四月二十日

（公職選挙法第三十四条の二の適用除外）

第三条　公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和九年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条　第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2　第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。この場合において、同法第百二十条第三項及び第百二十一条の規定は、適用しない。

3　前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（立候補の禁止）

第五条　第一条の規定により令和九年四月十一日に行われる選挙（以下この項において「第一統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第百十条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十五日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）、同法第百十条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限り、同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条　第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第百九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条　前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十四日」とあるのは、「同年一月十日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条　第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十四号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「単身赴任手当」の下に「及び転居手当」を加える。

第十五条中「百万六千円」を「百三万六千円」に改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額
最高裁判所長官		二、一五八、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、五七四、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、五一〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三九九、〇〇〇円
判事	一号	一、二六一、〇〇〇円
	二号	一、一一〇、〇〇〇円
	三号	一、〇三六、〇〇〇円
	四号	八七八、〇〇〇円
	五号	七五九、〇〇〇円

六号	六八七、〇〇〇円		
七号	六二七、〇〇〇円		
八号	五六九、〇〇〇円		
一号	四七五、四〇〇円		
二号	四四〇、五〇〇円		
三号	四一九、二〇〇円		
四号	三九四、七〇〇円		
五号	三六五、七〇〇円		
六号	三五〇、五〇〇円		
七号	三三三、三〇〇円		
八号	三二四、〇〇〇円		
九号	三〇五、二〇〇円		
十号	二九六、四〇〇円		
十一号	二九〇、〇〇〇円		
十二号	二八六、二〇〇円		
一号	八七八、〇〇〇円	簡易裁判所判事	
二号	七五九、〇〇〇円		
三号	六八七、〇〇〇円		
四号	六二七、〇〇〇円		
五号	四九三、五〇〇円		
六号	四七五、〇〇〇円		
七号	四四〇、五〇〇円		
八号	四一九、二〇〇円		
九号	三九四、七〇〇円		
十号	三六五、七〇〇円		
十一号	三五〇、五〇〇円		
十二号	三三三、三〇〇円		
十三号	三二四、〇〇〇円		
十四号	三〇五、二〇〇円		
十五号	二九六、四〇〇円		
十六号	二九〇、〇〇〇円		
十七号	二八六、二〇〇円		

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）第十五条及び別表の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十五号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「単身赴任手当」の下に「及び転居手当」を加える。

附則第三条中「六十六万四千円」を「六十八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、五七四、〇〇〇円
次長検事	一、二八八、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三九九、〇〇〇円
その他の検事長	一、二八八、〇〇〇円

検事	
一号	一、二六一、〇〇〇円
二号	一、一一〇、〇〇〇円
三号	一、〇三六、〇〇〇円
四号	八七八、〇〇〇円
五号	七五九、〇〇〇円
六号	六八七、〇〇〇円
七号	六二七、〇〇〇円
八号	五六九、〇〇〇円
九号	四七五、四〇〇円
十号	四四〇、五〇〇円
十一号	四一九、二〇〇円
十二号	三九四、七〇〇円
十三号	三六五、七〇〇円
十四号	三五〇、五〇〇円
十五号	三三三、三〇〇円
十六号	三二四、〇〇〇円
十七号	三〇五、二〇〇円
十八号	二九六、四〇〇円
十九号	二九〇、〇〇〇円
二十号	二八六、二〇〇円
一号	六二七、〇〇〇円
二号	五六九、〇〇〇円
三号	四九三、五〇〇円
四号	四七五、四〇〇円
五号	四四〇、五〇〇円
六号	四一九、二〇〇円
七号	三九四、七〇〇円
八号	三六五、七〇〇円

副検事	
九号	三五〇、五〇〇円
十号	三三三、三〇〇円
十一号	三二四、〇〇〇円
十二号	三〇五、二〇〇円
十三号	二九六、四〇〇円
十四号	二九〇、〇〇〇円
十五号	二八六、二〇〇円
十六号	二七五、九〇〇円
十七号	二六七、三〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）附則第三条及び別表の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百五十一号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録等の取扱い）

第一条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）の前日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第二条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	選挙時登録の基準日に	告示日の前日に
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条第一号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第四十九条の二第一項ただし書及び第百二十七条の三	法第三十三条第五項（法第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項又は第百十九条第三項の規定により告示した日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項に規定する選挙の期日

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条　法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条　前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第一条第一項に規定する選挙の期日

二　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十三日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十三日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月二十三日」とあるのは、「同年二月九日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条　指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百五十二号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年十一月二十日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　藤井比早之
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　関　芳弘
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣臨時代理
国務大臣　武部　新

産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百五十三号

産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第四十項第四号及び第七号並びに第四十一項第一号、第百四十条の三第四項第二号ハ及び第九項、第百四十条の六第五項、第百四十条の十一第四項並びに第百四十条の十八第一項及び第三項並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第十七条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第一条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

（特定事業者の範囲）

第三条の二　法第二条第四十項第四号の政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号の政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。

一　ソフトウェア業
二　情報処理サービス業
三　旅館業

2　法第二条第四十項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一　事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
二　農業協同組合及び農業協同組合連合会
三　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
四　森林組合及び森林組合連合会
五　商工組合及び商工組合連合会
六　商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
七　消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
八　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三百人（卸売業を主たる事業とする事業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの
九　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（事業承継等に係る特定事業者等の範囲）

第三条の三　法第二条第四十一項第一号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

2　法第二条第四十一項第一号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　医業を主たる事業とする法人
二　歯科医業を主たる事業とする法人
三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。）
四　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）
五　一般社団法人及び一般財団法人（第一号及び第二号に掲げる法人を除く。）

第二十一条第一項中「。次条第一項及び第三十条第一項」を「。次条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項」に、「次条第一項において」を「次条第一項及び第三十七条第一項において」に改め、「この項、次条第一項及び第三十条第一項において」を削り、同条第二項中「及び第三十条第二項」を「、第三十条第二項及び第三十七条第二項」に改める。

本則に次の三条を加える。

（生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る特定許認可等）

第三十六条　法第百四十条の三第四項第二号ハの政令で定める許認可等（次項において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可
二　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可
三　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可

2　法第百四十条の三第六項第一号に定める特定許認可等をした行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、同項の同意（同号に掲げる事項に係るものに限る。）のために必要な書類を定めることができる。

3　法第百四十条の三第一項の認定の申請を行う者は、前項の規定により定められた必要な書類を当該申請に係る申請書に添付しなければならない。

4　主務大臣は、法第百四十条の三第六項の規定（同項第一号に係る部分に限る。）により第二項に規定する行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

（生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係る保険料率）

第三十七条　法第百四十条の六第五項の政令で定める率（次項において「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2　前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた特定事業者及び労働者協同組合が特定法人である場合における無担保保険の保険関係（法第百四十条の六第三項に規定する特例生活維持物品役務需要減等事業適応関連保証に係るものを除く。）についての保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

（労働者協同組合の組織変更に係る株式等の割当てを受けることができない者等）

第三十八条　法第百四十条の十八第一項の政令で定める者は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により組織変更（法第百四十条の十五第一項に規定する組織変更をいう。）前の労働者協同組合から脱退することとなる組合員とする。

2　法第百四十条の十八第三項の規定により同項の株式の割当てについて会社法第八百七十一条の規定を準用する場合においては、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第二条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　労働者協同組合

附　則

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月二十日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一―二八

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万八千四百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。	**第二条**　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万七千六百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九八

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸） **第二十六条**　（略） ２　（略） ３　第二十三条及び第二十四条の二の規定は、前条第一号に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。 **別表第二**　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ　（略） ロ　行政職俸給表(二)初任給基準表 （略） 備考 １～５　（略） ６　第１項第１号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が１年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。 ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 （略）	（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸） **第二十六条**　（略） ２　（略） ３　第二十三条及び第二十四条の二の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。 **別表第二**　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ　（略） ロ　行政職俸給表(二)初任給基準表 （略） 備考 １～５　（略） ６　第１項第１号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が一年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。 ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 （略）

備考

1　電波法に規定する無線従事者の資格を有し、航空通信施設等の運用、保守等の業務に従事する職員（以下「航空無線従事者」という。）にこの表又は第５項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2　（略）

3　航空保安大学校本科の卒業者にこの表又は第５項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

４～７　（略）

ニ～ヨ　（略）

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ～ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
（略）	（略）		（略）	（略）		
77			29			
78			29			
79			29			
80			29			
81			29			
82			30			
83			30			
84			30			
（略）			（略）			

チ　（略）

リ　教育職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
（略）	（略）	（略）		
109	39			
110	39			
111	39			

備考

1　電波法に規定する無線従事者の資格を有し、航空通信施設等の運用、保守等の業務に従事する職員（以下「航空無線従事者」という。）にこの表又は第６項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2　（略）

3　航空保安大学校本科の卒業者にこの表又は第６項の表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

４～７　（略）

ニ～ヨ　（略）

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ～ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
（略）	（略）		（略）	（略）		
77			30			
78			30			
79			30			
80			30			
81			30			
82			30			
83			31			
84			31			
（略）			（略）			

チ　（略）

リ　教育職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸			
	２級	３級	４級	５級
（略）	（略）	（略）		
109	40			
110	40			
111	40			

112	39
113	39
114	39
115	40
116	40
117	40
(略)	(略)

ヌ　教育職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
(略)	(略)	(略)
95	46	
96	47	
97	47	
98	47	
99	47	
100	48	
101	48	
102	48	
103	48	
104	48	
105	48	
106	49	
107	49	
108	49	
109	50	
110	50	
111	50	
112	51	

112	40
113	40
114	40
115	41
116	41
117	41
(略)	(略)

ヌ　教育職俸給表(二)昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸	
	２級	３級
(略)	(略)	(略)
95	47	
96	47	
97	47	
98	48	
99	48	
100	48	
101	49	
102	49	
103	49	
104	49	
105	50	
106	50	
107	50	
108	50	
109	51	
110	51	
111	51	
112	51	

113	51	
114	51	
115	51	
116	52	
117	52	
118	52	
119	52	
（略）	（略）	

ル　研究職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）	（略）	（略）		
101		28			
102		28			
103		28			
104		28			
105		28			
106		29			
（略）		（略）			

ヲ・ワ　（略）

カ　医療職俸給表㈢昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
（略）	（略）	（略）				
103	77					
104	78					
105	78					
106	79					
107	79					
108	79					

113	52	
114	52	
115	52	
116	52	
117	53	
118	53	
119	53	
（略）	（略）	

ル　研究職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）	（略）	（略）		
101		29			
102		29			
103		29			
104		30			
105		30			
106		30			
（略）		（略）			

ヲ・ワ　（略）

カ　医療職俸給表㈢昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
（略）	（略）	（略）				
103	78					
104	78					
105	79					
106	79					
107	80					
108	80					

109	80
110	80
（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）	（略）			
135	54				
136	54				
137	54				
138	54				
139	54				
（略）	（略）				

タ　（略）

備考　（略）

別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）

イ　行政職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
（略）	（略）	（略）							
2	34								
3	35								
4	36								
5	37								
6	38								
7	39								
8	40								
（略）	（略）								

ロ～ニ　（略）

109	81
110	81
（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸				
	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）	（略）			
135	55				
136	55				
137	55				
138	55				
139	55				
（略）	（略）				

タ　（略）

備考　（略）

別表第七の二　降格時号俸対応表（第二十四条の二関係）

イ　行政職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
（略）	（略）	（略）							
2	33								
3	33								
4	34								
5	35								
6	36								
7	38								
8	39								
（略）	（略）								

ロ～ニ　（略）

ホ　公安職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸									
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
（略）	（略）	（略）	（略）							
2	10	14								
3	11	15								
4	12	16								
5	13	17								
6	14	18								
7	15	19								
8	16	20								
9	17	21								
10	18	22								
11	19	23								
12	20	24								
13	21	25								
14	22	26								
15	23	27								
16	24	28								
17	25	29								
18	26	30								
19	27	31								
20	28	32								
21	29	33								
22	30	34								
23	31	35								
24	32	36								
25	33	37								
26	34	38								
27	35	39								

ホ　公安職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸									
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
（略）	（略）	（略）	（略）							
2	10	13								
3	10	13								
4	11	14								
5	12	15								
6	13	16								
7	14	17								
8	15	18								
9	16	19								
10	17	20								
11	18	22								
12	19	23								
13	20	24								
14	21	25								
15	22	26								
16	23	27								
17	24	28								
18	25	30								
19	27	30								
20	28	32								
21	29	33								
22	29	34								
23	30	35								
24	31	36								
25	33	37								
26	33	38								
27	34	39								

28	36	40
（略）	（略）	（略）

ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）		（略）	（略）		
29			81			
30			84			
（略）			（略）			

チ　（略）

リ　教育職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	１級	２級	３級	４級
（略）	（略）	（略）		
39	114			
40	117			
（略）	（略）			

ヌ　教育職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸	
	１級	２級
（略）	（略）	（略）
2	14	
3	15	
4	16	
5	17	
6	18	
7	19	
8	20	

28	35	40
（略）	（略）	（略）

ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
（略）	（略）		（略）	（略）		
29			76			
30			82			
（略）			（略）			

チ　（略）

リ　教育職俸給表㈠降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸			
	１級	２級	３級	４級
（略）	（略）	（略）		
39	108			
40	114			
（略）	（略）			

ヌ　教育職俸給表㈡降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸	
	１級	２級
（略）	（略）	（略）
2	13	
3	13	
4	15	
5	16	
6	17	
7	19	
8	20	

9	21
10	22
11	23
12	24
13	25
14	26
15	27
16	28
17	29
18	30
19	31
20	32
21	33
22	34
23	35
24	36
25	38
26	40
27	42
28	44
29	48
30	52
31	56
32	60
33	62
34	64
35	66
36	68
37	71
38	74

9	21
10	22
11	23
12	24
13	25
14	26
15	27
16	28
17	29
18	30
19	31
20	32
21	33
22	34
23	35
24	36
25	38
26	40
27	42
28	44
29	48
30	52
31	56
32	60
33	62
34	64
35	66
36	68
37	71
38	74

39	77
40	80
41	82
42	84
43	86
44	88
45	91
46	95
47	99
48	105
49	108
50	111
51	115
52	119
(略)	(略)

ル　研究職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
(略)	(略)	(略)	(略)		
28		105			
29		106			
(略)		(略)			

ヲ・ワ　(略)

カ　医療職俸給表(三)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
(略)	(略)	(略)				
2	18					

39	77
40	80
41	82
42	84
43	86
44	88
45	91
46	94
47	97
48	100
49	104
50	108
51	112
52	116
(略)	(略)

ル　研究職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
(略)	(略)	(略)	(略)		
28		100			
29		103			
(略)		(略)			

ヲ・ワ　(略)

カ　医療職俸給表(三)降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
(略)	(略)	(略)				
2	17					

3	19
4	20
5	21
6	22
7	23
8	24
9	25
10	26
11	27
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39
24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46

3	17
4	18
5	19
6	20
7	21
8	22
9	24
10	25
11	26
12	28
13	29
14	30
15	31
16	32
17	33
18	34
19	35
20	36
21	37
22	38
23	39
24	40
25	41
26	42
27	43
28	44
29	45
30	46

○

31	47
32	48
33	49
34	50
35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	58
42	60
43	62
44	64
45	65
46	66
47	67
48	68
49	69
50	70
51	71
52	72
53	73
54	74
55	75
56	76
57	77
58	78
59	79

△

○

31	47
32	48
33	49
34	50
35	51
36	52
37	53
38	54
39	55
40	56
41	58
42	60
43	62
44	64
45	65
46	66
47	67
48	68
49	69
50	70
51	71
52	72
53	73
54	74
55	75
56	76
57	77
58	78
59	79

60	80
61	81
62	82
63	83
64	84
65	86
66	88
67	90
68	92
69	93
70	94
71	95
72	96
73	97
74	98
75	99
76	100
77	103
78	105
79	108
80	110
（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
（略）	（略）	（略）			
54	139				
（略）	（略）				

タ　（略）

備考　（略）

60	80
61	81
62	82
63	83
64	84
65	86
66	88
67	90
68	92
69	93
70	94
71	95
72	96
73	97
74	98
75	99
76	100
77	102
78	104
79	106
80	108
（略）	（略）

ヨ　福祉職俸給表降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降　格　後　の　号　俸				
	１級	２級	３級	４級	５級
（略）	（略）	（略）			
54	134				
（略）	（略）				

タ　（略）

備考　（略）

附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―八（次条において「改正後の規則九―八」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　令和八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条　この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一五―一五

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、五千円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千九百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千七百円（人事院の定めるものにあつては、八千円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万四千円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万五千円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万二千五百円とする。 4　（略）	（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、四千七百円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千六百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千四百円（人事院の定めるものにあつては、七千七百円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万二千五百円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万三千五百円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万千七百五十円とする。 4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一五の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九一二四一二七

人事院規則九一二四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一二四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分＼職員の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	1項職員 4種	1項職員 5種	2項職員	3項職員
	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
1 年以上 2 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
2 年以上 3 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
3 年以上 4 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
4 年以上 5 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	100,000
5 年以上 6 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	52,600	90,000
6 年以上 7 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	50,800	80,000
7 年以上 8 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	49,000	60,000
8 年以上 9 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	47,200	40,000
9 年以上 10 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	45,400	20,000
10 年以上 11 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	43,600	
11 年以上 12 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	41,800	
12 年以上 13 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	40,000	
13 年以上 14 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	38,200	
14 年以上 15 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	36,800	
15 年以上 16 年未満	418,600	372,200	311,600	253,800	186,500	35,400	
16 年以上 17 年未満	414,200	368,200	308,300	251,200	184,900	34,000	
17 年以上 18 年未満	409,800	364,200	305,000	248,600	183,300	32,600	
18 年以上 19 年未満	405,400	360,200	301,700	246,000	181,700	31,200	
19 年以上 20 年未満	401,000	356,200	298,400	243,400	180,100	29,800	
20 年以上 21 年未満	396,600	352,200	295,100	240,800	178,500	28,400	
21 年以上 22 年未満	384,600	341,600	285,100	232,300	171,700	27,800	
22 年以上 23 年未満	371,100	328,200	274,600	222,600	164,000	27,200	
23 年以上 24 年未満	357,600	313,700	263,600	212,100	156,300	26,200	
24 年以上 25 年未満	343,600	299,200	252,100	201,600	148,600	25,600	
25 年以上 26 年未満	329,600	284,700	240,600	191,100	140,900	25,000	
26 年以上 27 年未満	315,600	270,200	226,600	178,300	131,800	24,400	
27 年以上 28 年未満	301,600	255,700	212,600	165,500	122,700	23,800	
28 年以上 29 年未満	287,600	240,700	198,600	152,700	113,600	23,000	
29 年以上 30 年未満	273,600	225,700	184,600	140,200	104,500	22,700	
30 年以上 31 年未満	259,600	210,700	169,100	126,700	95,100	22,300	
31 年以上 32 年未満	245,600	195,700	153,600	113,200	85,700	21,700	
32 年以上 33 年未満	230,600	180,200	138,100	98,800	76,300	20,800	
33 年以上 34 年未満	215,600	164,700	122,100	83,800	66,300	19,900	
34 年以上 35 年未満	200,600	149,200	106,100	68,800	56,300	19,200	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2　この表において、「１項職員」とは第２条第１項の官職を占める職員を、「２項職員」とは同条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

3　この表において、「１種」とは第２条第１項第１号の官職を占める職員を、「２種」とは同項第２号の官職を占める職員を、「３種」とは同項第３号の官職を占める職員を、「４種」とは同項第４号の官職を占める職員を、「５種」とは同項第５号の官職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1 年未満	36,800	70,000
1 年以上 2 年未満	36,800	70,000
2 年以上 3 年未満	36,800	70,000
3 年以上 4 年未満	36,800	70,000
4 年以上 5 年未満	36,800	70,000
5 年以上 6 年未満	36,800	63,000
6 年以上 7 年未満	35,600	56,000
7 年以上 8 年未満	34,300	42,000
8 年以上 9 年未満	33,000	28,000
9 年以上 10 年未満	31,800	14,000
10 年以上 11 年未満	30,500	
11 年以上 12 年未満	29,300	
12 年以上 13 年未満	28,000	
13 年以上 14 年未満	26,700	
14 年以上 15 年未満	25,800	
15 年以上 16 年未満	24,800	
16 年以上 17 年未満	23,800	
17 年以上 18 年未満	22,800	
18 年以上 19 年未満	21,800	
19 年以上 20 年未満	20,900	
20 年以上 21 年未満	19,900	
21 年以上 22 年未満	19,500	
22 年以上 23 年未満	19,000	
23 年以上 24 年未満	18,300	
24 年以上 25 年未満	17,900	
25 年以上 26 年未満	17,500	
26 年以上 27 年未満	17,100	
27 年以上 28 年未満	16,700	
28 年以上 29 年未満	16,100	
29 年以上 30 年未満	15,900	
30 年以上 31 年未満	15,600	
31 年以上 32 年未満	15,200	
32 年以上 33 年未満	14,600	
33 年以上 34 年未満	13,900	
34 年以上 35 年未満	13,400	

備考

1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

別表第三（第十一条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,131
青森県	1,090
岩手県	1,090
宮城県	1,098
秋田県	1,090
山形県	1,092
福島県	1,094
茨城県	1,136
栃木県	1,125
群馬県	1,120
埼玉県	1,196
千葉県	1,195
東京都	1,280
神奈川県	1,279
新潟県	1,108
富山県	1,119
石川県	1,113
福井県	1,112
山梨県	1,113
長野県	1,117
岐阜県	1,121
静岡県	1,154
愛知県	1,195
三重県	1,143
滋賀県	1,136
京都府	1,180
大阪府	1,231
兵庫県	1,172
奈良県	1,107
和歌山県	1,101
鳥取県	1,090
島根県	1,092
岡山県	1,104
広島県	1,141
山口県	1,101
徳島県	1,103
香川県	1,092
愛媛県	1,093
高知県	1,086
福岡県	1,114
佐賀県	1,095
長崎県	1,087
熊本県	1,092
大分県	1,096
宮崎県	1,085
鹿児島県	1,090
沖縄県	1,086

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四（以下「改正後の規則」という。）別表第一及び別表第二の規定は、令和八年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則別表第三の規定（沖縄県の項の規定を除く。）は同年十二月一日から、同表沖縄県の項の規定は令和九年一月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六六

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第十三条　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。	**第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。
一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七	イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五以下）

五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十七・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十一・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十六・二五以上百分の百二十七・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十七・二五以上百分の百五十一・七五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の百四・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・七五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十三・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十五・二五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・二五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十三・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十二・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三十九・二五以上百分の三百十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十六・二五以上百分の三百七十八・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十一・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十八・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百十八・二五以上百分の三百十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十八・二五以上百分の百八十六・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百二十・七五以上百分の百四十一・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百五十・七五以上百分の百八十八・七五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の九十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の九十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・七五）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十九・二五以上百分の三百十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十六・二五以上百分の三百七十八・七五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十八・二五以上百分の百三十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十八・二五以上百分の百八十六・二五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の九十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・二五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百二・七五以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下

（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百七・五）、十二月に支給する場合には百分の百十七・五以上百分の二百二十以下（事務次官等にあつては、百分の百十）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の百一・五、十二月に支給する場合には百分の百四

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十三以下、十二月に支給する場合には百分の九十五・五以下

四　任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五以下、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以上百分の二百七十三・七五以下

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百七・五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の百一・五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十三以下

四　任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五以下

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の七十八・七五、十二月に支給する場合には百分の八十一・二五

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の七十二・二五以下、十二月に支給する場合には百分の七十四・七五以下

2～5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十五・二五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の七十八・七五

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の七十二・二五以下

2～5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・七五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十九・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十八・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十二・七五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十・二五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

２・３　（略）

第二条　人事院規則九―四〇の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） **第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百五十・五以上百分の三百八十二・五以下）	（勤勉手当の成績率） **第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　百分の百三・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十三・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十四以下）

五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十七・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十一・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十六・二五以上百分の百二十七・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十七・二五以上百分の百五十一・七五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ニの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の百四・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十四・七五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十三・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十五・二五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百四十・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の三百八十二・五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の九十以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百三十九・二五以上百分の三百十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十六・二五以上百分の三百七十八・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の百四十一・七五以上百分の三百二十六・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十八・七五以上百分の三百八十六・二五以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の百十八・二五以上百分の百三十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十八・二五以上百分の百八十六・二五未満）、十二月に支給する場合には百分の百四十一・七五以上百分の百八十八・七五未満（特定管理職員にあつては、百分の百五十・七五以上百分の百八十八・七五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の九十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・二五）、十二月に支給する場合には百分の九十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・七五）

ニ　前号ニに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の八十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百二・七五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五・二五以下）

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十六・二五以上百分の二百十七・五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百八・七五）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の百二・七五

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十四・二五以下

四　任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の九十以上百分の二百七十以下

三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百十五以上百分の二百十五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百七・五）、十二月に支給する場合には百分の百十七・五以上百分の二百二十以下（事務次官等にあつては、百分の百十）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の百一・五、十二月に支給する場合には百分の百四

ハ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の九十三以下、十二月に支給する場合には百分の九十五・五以下

四　任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の八十八・七五以上百分の二百六十六・二五以下、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以上百分の二百七十三・七五以下

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の八十

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の七十三・五以下

2～5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の五十四以上（特定管理職員にあつては、百分の六十四以上）

百六十六・二五以下、十二月に支給する場合には百分の九十一・二五以上百分の二百七十三・七五以下

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の七十八・七五、十二月に支給する場合には百分の八十一・二五

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の七十二・二五以下、十二月に支給する場合には百分の七十四・七五以下

2～5　（略）

第十三条の二　定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一　次号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　六月に支給する場合には百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　百分の五十・五（特定管理職員にあつては、百分の六十・五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の四十八・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十八・五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の五十七以上（特定管理職員にあつては、百分の七十一・五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十五以上）、十二月に支給する場合には百分の五十五・二五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十五・二五以上）

ロ　直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハの人事院の定める職員を除く。）　六月に支給する場合には百分の四十九・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十九・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十一・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・七五）

ハ　直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十九・七五以下）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十二・七五以上）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の四十八・五（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五以下）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の四十六・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十三・五以下）

２・３　（略）

ロ　前号ロに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十七・二五（特定管理職員にあつては、百分の五十四・二五）、十二月に支給する場合には百分の四十九・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十六・七五）

ハ　前号ハに掲げる職員　六月に支給する場合には百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）、十二月に支給する場合には百分の四十七・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十四・七五以下）

２・３　（略）

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の規則九―四〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第七十九号）に基づき、同法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一五四

令和八年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え

令和八年四月一日（以下「適用日」という。）の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、その者の適用日の前日における俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

適用日の前日における俸給月額	新俸給月額
円	円
1,021,000	1,056,000
1,149,000	1,189,000
1,224,000	1,261,000

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法　規　的　告　示

○総務省告示第四百十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、令和九年度分の固定資産税から適用する。

令和八年十一月十八日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第１章　土地	**第１章**　［同左］
第12節　経過措置	**第12節**　［同左］
［一　略］	［一　同左］
二　令和９年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和８年１月１日から令和８年７月１日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第３節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。	二　令和６年度の宅地の評価においては、市町村長は、令和５年１月１日から令和５年７月１日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第３節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。
なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、令和８年１月１日から令和８年７月１日までの間に第３節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。	なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、令和５年１月１日から令和５年７月１日までの間に第３節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合において当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正したときは、当該修正した価額を基礎として求めるものとする。
［1　略］	［1　同左］
2　宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、令和８年１月１日から令和８年７月１日までの下落状況を把握するものとする。	2　宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、令和５年１月１日から令和５年７月１日までの下落状況を把握するものとする。
［3　略］	［3　同左］
［三　略］	［三　同左］
第２章　家屋	**第２章**　［同左］
第４節　経過措置	**第４節**　［同左］
一　固定資産税に係る令和９年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。	一　固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋の評価に係る再建築費評点補正率は、次のとおりとする。
1　第２節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.16	1　第２節四に定める再建築費評点補正率（木造家屋）1.11
2　第３節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.20	2　第３節四に定める再建築費評点補正率（非木造家屋）1.07
二　固定資産税に係る令和９年度から令和11年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。	二　固定資産税に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、１円に１に定める「物価水準による補正率」と２に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額（小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。）を基礎として市町村長が定めるものとする。この場合においては、第１節三の規定は適用しない。
1　物価水準による補正率	1　［同左］
［略］	［同左］
⑴　木造家屋	⑴　［同左］
指定市にあつては次表に掲げる率によるものとし、指定市以外の市町村にあつては当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。ただし、指定市以外の市町村において指定市と著しい物価水準の相違等があるため、市町村長が評価の均衡上指定市と同一の率とすることが適当でないと認める場合は、指定市の率と異なる率を定めることができる。この場合において、特別の事情がある場合を除き、0.90から当該指定市の率を超えない範囲で定めるものとする。	［同左］

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札　幌　市	1.00	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
青　森　市	0.95						
盛　岡　市	0.95						
仙　台　市	0.95						
秋　田　市	0.95						
山　形　市	0.95						
福　島　市	0.95						
水　戸　市	0.95						
宇都宮市	0.95						
前　橋　市	0.95						
さいたま市	0.95						
千　葉　市	0.95						

［(2)　略］

［２　略］

三　固定資産税に係る令和９年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和９年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和８年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　略］

２　当該家屋の令和８年度の価額（令和８年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和９年１月２日又は令和10年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和９年１月２日又は令和10年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　略］

２　当該家屋の令和９年度の価額（令和９年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和10年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和11年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和10年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る令和９年度における在来分の家屋のうち、令和９年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、令和９年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和９年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和９年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札　幌　市	1.00	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
青　森　市	0.95						
盛　岡　市	0.90						
仙　台　市	0.95						
秋　田　市	0.95						
山　形　市	0.95						
福　島　市	0.90						
水　戸　市	0.95						
宇都宮市	0.95						
前　橋　市	0.95						
さいたま市	0.95						
千　葉　市	0.95						

［(2)　同左］

［２　同左］

三　固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和６年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和５年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　同左］

２　当該家屋の令和５年度の価額（令和５年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る令和７年度又は令和８年度における在来分の家屋のうち、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　同左］

２　当該家屋の令和６年度の価額（令和６年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和７年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和８年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和７年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋のうち、令和６年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、令和６年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和６年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和６年度の価額を本節四によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

六　市町村長は、固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その令和10年度又は令和11年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　略］

別表第２　田又は畑の指定市町村表

（田）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	勇払郡　　厚真町
［略］	［略］
沖　縄　県	石垣市

（畑）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	空知郡　　上富良野町
［略］	［略］
熊　本　県	上益城郡　　甲佐町
［略］	［略］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	足寄郡　　足寄町
［略］	［略］
山　梨　県	山梨市
［略］	［略］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
70,990点未満		70,990点以上111,160点未満		111,160点以上171,420点未満		171,420点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

六　市町村長は、固定資産税に係る令和７年度又は令和８年度における在来分の家屋のうち、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、その令和７年度又は令和８年度の価額を本節五によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

［七　同左］

別表第２　田又は畑の指定市町村表

（田）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	美唄市
［同左］	［同左］
沖　縄　県	名護市

（畑）

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	河東郡　　音更町
［同左］	［同左］
熊　本　県	菊池郡　　菊陽町
［同左］	［同左］

別表第７の２　山林の指定市町村表

都道府県名	市　町　村　名
北　海　道	北見市
［同左］	［同左］
山　梨　県	南巨摩郡　　南部町
［同左］	［同左］

別表第９　木造家屋経年減点補正率基準表

１　専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61,190点未満		61,190点以上95,820点未満		95,820点以上147,770点未満		147,770点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

2　農家住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
75,000点未満		75,000点以上 131,250点未満		131,250点以上 167,390点未満		167,390点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

3　ホテル、旅館及び料亭用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
72,320点未満		72,320点以上 115,170点未満		115,170点以上 179,450点未満		179,450点以上 222,300点未満		222,300点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

4　事務所、銀行及び店舗用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
70,990点未満		70,990点以上 111,160点未満		111,160点以上 167,390点未満		167,390点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

5　劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
70,990点未満		70,990点以上 111,160点未満		111,160点以上 167,390点未満		167,390点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

2　農家住宅用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
64,650点未満		64,650点以上 113,140点未満		113,140点以上 144,300点未満		144,300点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

3　ホテル、旅館及び料亭用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
62,340点未満		62,340点以上 99,280点未満		99,280点以上 154,690点未満		154,690点以上 191,630点未満		191,630点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

4　事務所、銀行及び店舗用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61,190点未満		61,190点以上 95,820点未満		95,820点以上 144,300点未満		144,300点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

5　劇場及び病院用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
61,190点未満		61,190点以上 95,820点未満		95,820点以上 144,300点未満		144,300点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

6　公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
96,420点未満		96,420点以上 131,250点未満		131,250点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

7　工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
48,210点未満		48,210点以上 61,610点未満		61,610点以上 75,000点未満		75,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

8　土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
91,060点未満		91,060点以上 215,600点未満		215,600点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

9　附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
44,200点未満		44,200点以上 68,310点未満		68,310点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

6　公衆浴場用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
83,120点未満		83,120点以上 113,140点未満		113,140点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

7　工場及び倉庫用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
41,560点未満		41,560点以上 53,110点未満		53,110点以上 64,650点未満		64,650点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

8　土蔵用建物

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
78,500点未満		78,500点以上 185,860点未満		185,860点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

9　附属家

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
38,100点未満		38,100点以上 58,880点未満		58,880点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第三百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
１　（略）	１　（略）
２　製法	２　製　法
２．１　原材料	２．１　原　材　料
２．１．１～２．１．３　（略）	２．１．１～２．１．３　（略）
２．２　原液	２．２　原　液
２．２．１・２．２．２　（略）	２．２．１・２．２．２　（略）
２．３　（略）	２．３　（略）
３　試験	３　試　験
３．１　ワーキング・セル・バンクの試験	３．１　ワーキング・セル・バンクの試験
（略）	（略）
３．１．１・３．１．２　（略）	３．１．１・３．１．２　（略）
３．１．３　挿入遺伝子確認試験	３．１．３　ベクター・挿入遺伝子確認試験
制限酵素切断試験その他適当な試験を行うとき，挿入遺伝子に異常が認められてはならない．	酵母よりベクターを回収し，制限酵素切断試験その他適当な試験を行うとき，ベクター及び挿入遺伝子に異常が認められてはならない．
３．２　原液の試験	３．２　原液の試験
原液について，次の試験を行う．ただし，承認された検体がこれと異なる場合は当該検体について行う．	（新設）
３．２．１～３．２．３　（略）	３．２．１～３．２．３　（略）
３．３　小分製品の試験	３．３　小分製品の試験
（削る）	３．３．１　pH試験
	一般試験法のpH測定法を準用して試験するとき，5.5～8.0でなければならない．
３．３．１～３．３．５　（略）	３．３．２～３．３．６　（略）
３．３．５．１　（略）	３．３．６．１　（略）
３．３．５．１．１～３．３．５．１．３　（略）	３．３．６．１．１～３．３．６．１．３　（略）
３．３．５．２　（略）	３．３．６．２　（略）
３．３．５．２．１～３．３．５．２．３　（略）	３．３．６．２．１～３．３．６．２．３　（略）
３．３．６　（略）	３．３．７　（略）
（削る）	４　有効期間
	有効期間は，承認された期間とする．
（略）	（略）
乾燥弱毒生風しんワクチン	乾燥弱毒生風しんワクチン
１　（略）	１　（略）
２　製法	２　製　法
２．１　原材料	２．１　原　材　料
２．１．１～２．１．３　（略）	２．１．１～２．１．３　（略）

２．２　原液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試験
３．１～３．５　（略）
３．６　原液の試験
（略）
３．６．１・３．６．２　（略）
３．６．３　同定試験
抗風しんウイルス免疫血清若しくは抗体を用いた同定試験又は逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行う．
３．６．３．１　抗風しんウイルス免疫血清又は抗体を用いた同定試験
試料を適当な培養細胞を用いて増殖させるとき，その増殖は，抗風しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．
３．６．３．２　逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験
試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．
３．６．４　（略）
３．６．５　ウイルス含量試験
３．８．３を準用して，ウイルス含量を測定する．ただし，３．６．３において，逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行うとき，本試験のウイルス含量をFFUで測定しなければならない．
３．７・３．８　（略）
（削る）

（略）
乾燥弱毒生麻しんワクチン
１　（略）
２　製法
２．１　原材料
２．１．１～２．１．３　（略）
２．２　原液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試験
３．１～３．３　（略）
３．４　ウイルス浮遊液の試験

２．２　原　液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試　験
３．１～３．５　（略）
３．６　原液の試験
（略）
３．６．１・３．６．２　（略）
３．６．３　同定試験
試料を適当な培養細胞を用いて増殖させるとき，その増殖は，抗風しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．
（新設）

（新設）

３．６．４　（略）
３．６．５　ウイルス含量試験
３．８．３を準用して，ウイルス含量を測定する．

３．７・３．８　（略）
４　そ　の　他
４．１　溶剤の添付
添付する溶剤は，注射用水とする．
４．２　添付文書等記載事項
ウイルス培養に抗生物質又は着色剤を用いた場合は，それらの名称及び分量
（略）
乾燥弱毒生麻しんワクチン
１　（略）
２　製　法
２．１　原　材　料
２．１．１～２．１．３　（略）
２．２　原　液
２．２．１～２．２．３　（略）
２．３　（略）
３　試　験
３．１～３．３　（略）
３．４　ウイルス浮遊液の試験

３．４．１　個体別ウイルス浮遊液の試験	３．４．１　個体別ウイルス浮遊液の試験
３．４．１．１　（略）	３．４．１．１　（略）
３．４．１．２　外来性ウイルス等否定試験 ３．５．２．２を準用する．この場合，必要あれば，あらかじめヒト，サル及びニワトリ以外の動物で作った抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体で処理してウイルスを中和したものについて行う．	３．４．１．２　外来性ウイルス等否定試験 ３．５．２．２を準用する．この場合，必要あれば，あらかじめヒト，サル及びニワトリ以外の動物で作った抗麻しんウイルス免疫血清で処理してウイルスを中和したものについて行う．
３．４．２　（略）	３．４．２　（略）
３．５　原液の試験	３．５　原液の試験
（略）	（略）
３．５．１　（略）	３．５．１　（略）
３．５．２　外来性ウイルス等否定試験 必要あれば，３．４．１．２を準用して，ウイルスを中和したものについて行う．なお，細網内皮症ウイルスの検出について，以下のいずれかの方法で試験するとき，適合しなければならない．ただし，２）の試験は，１）の方法と同等以上の分析性能が確認された逆転写ポリメラーゼ連鎖反応が承認されている場合に限る．	３．５．２　外来性ウイルス等否定試験 必要あれば，３．４．１．２を準用して，ウイルスを中和したものについて行う．
１）　３．５．２．２．２の抗細網内皮症ウイルス免疫血清を用いた蛍光抗体法	
２）　３．５．２．４の細網内皮症ウイルス否定試験	
３．５．２．１～３．５．２．３　（略）	３．５．２．１～３．５．２．３　（略）
３．５．２．４　細網内皮症ウイルス否定試験 試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．	（新設）
３．５．３　同定試験 抗麻しんウイルス免疫血清若しくは抗体を用いた同定試験又は逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行う．	３．５．３　同定試験 試料を適当な培養細胞を用いて増殖させたとき，その増殖は，抗麻しんウイルス免疫血清によって中和されなければならない．
３．５．３．１　抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体を用いた同定試験 試料を適当な培養細胞を用いて増殖させたとき，その増殖は，抗麻しんウイルス免疫血清又は抗体によって中和されなければならない．	（新設）
３．５．３．２　逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験 試料を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行うとき，承認された判定基準に適合しなければならない．	（新設）
３．５．４　ウイルス含量試験 ３．７．３を準用して，ウイルス含量を測定する．ただし，３．５．３において，逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による同定試験を行うとき，本試験のウイルス含量をFFUで測定しなければならない．	３．５．４　ウイルス含量試験 ３．７．３を準用して，ウイルス含量を測定する．
３．６　（略）	３．６　（略）
３．７　小分製品の試験	３．７　小分製品の試験
（削る）	小分製品について，次の試験を行う．
３．７．１～３．７．４　（略）	３．７．１～３．７．４　（略）
（削る）	４　貯法及び有効期間 貯法は，５℃以下とする． 有効期間は，承認された期間とする．特に定めのない場合は１年とする．
（削る）	５　そ　の　他 ５．１　溶剤の添付 添付する溶剤は，注射用水とする．

（略） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン 1　（略） 2　製法 2．1　原材料 （略） 2．2　原液 （略） 2．3　（略） 3　試験 3．1～3．7　（略） 3．8　小分製品の試験 3．8．1～3．8．3　（略） 3．8．4　表示確認試験 蛍光抗体法等による表示確認試験又は逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による表示確認試験を行う． 3．8．4．1　蛍光抗体法等による表示確認試験 適当な培養細胞に検体を接種し培養した後，蛍光抗体法等によって行う． 3．8．4．2　逆転写ポリメラーゼ連鎖反応による表示確認試験 検体を適当な試薬と混合した後，ＲＮＡを抽出し，適当なプライマーを用いた逆転写ポリメラーゼ連鎖反応によって行う． （削る） （略）	5．2　添付文書等記載事項 ウイルス培養に抗生物質又は着色剤を用いた場合は，それらの名称及び分量 （略） 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン 1　（略） 2　製　法 2．1　原　材　料 （略） 2．2　原　液 （略） 2．3　（略） 3　試験 3．1～3．7　（略） 3．8　小分製品の試験 3．8．1～3．8．3　（略） 3．8．4　表示確認試験 適当な培養細胞に検体を接種し培養した後，蛍光抗体法等によって行う． （新設） （新設） 4　その他 4．1　溶剤の添付 添付する溶剤は，注射用水とする． 4．2　添付文書等記載事項 ウイルス培養に抗生物質又は着色剤を用いた場合は，それらの名称及び分量 （略）

○厚生労働省告示第三百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条から第六十条まで並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十七条第三項第一号及び第百九十九条の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年十一月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3　検査基準 生物学的製剤 （略） 組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来） 生物学的製剤基準の組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）の条の3.3.5に規定する試験法によるものとする。 （略）	3　検査基準 生物学的製剤 （略） 組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来） 生物学的製剤基準の組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）の条の3.3.6に規定する試験法によるものとする。 （略）

その他告示

○農林水産省告示第千七百三十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十八日　　農林水産大臣　武部　新

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第32038号 令和８年11月18日	Asparagus officinalis L.	さぬきのめざめ2021	35	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	令和４年６月７日
第32039号 令和８年11月18日	〃	生明交1号（いくめいこう ごう）	〃	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地１、２	令和７年２月28日
第32040号 令和８年11月18日	Citrus L.	はやせ	40	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和６年８月28日
第32041号 令和８年11月18日	〃	津之光（つのひかり）	〃	〃	令和７年６月５日
第32042号 令和８年11月18日	〃	さきめき	〃	〃	〃
第32043号 令和８年11月18日	Cucurbita maxima Duchesne	豊朝交1号（ほうちょうこうごう）	35	朝日アグリア株式会社 東京都豊島区東池袋３―23―５Daiwa東池袋ビル 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年11月17日
第32044号 令和８年11月18日	〃	北海8号（ほっかい ごう）	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和５年４月19日
第32045号 令和８年11月18日	Cyclamen L.	ムーンキャンディ	〃	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	令和４年３月30日
第32046号 令和８年11月18日	〃	PL2022P	〃	長谷川康平 茨城県北茨城市華川町小豆畑138	令和４年７月26日
第32047号 令和８年11月18日	〃	PL2022R	〃	〃	〃
第32048号 令和８年11月18日	〃	PL2022WR	〃	〃	〃
第32049号 令和８年11月18日	Eutrema japonicum (Miq.) Koidz.	ふじみどり	〃	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	令和４年９月29日
第32050号 令和８年11月18日	Ficus auriculata Lour.	ESPE1701	40	J. van Geest Holding B.V. Perzikenlaan 1, 2691JP 's-Gravenzande, The Netherlands	令和２年11月16日
第32051号 令和８年11月18日	Fuchsia L.	Lepfuh	35	Jose Lepretre 4, Rue des Etangs, 27230 Drucourt, France	令和４年７月26日
第32052号 令和８年11月18日	Juniperus scopulorum Sarg.	KlaverJun	40	Arie Jan Leendert van Klaveren Middelburgseweg 16, 2741 LB Waddinxveen, The Netherlands	令和３年９月16日

第32053号 令和８年11月18日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H251LE	35	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	令和７年５月14日
第32054号 令和８年11月18日	Lyophyllum decastes (Fr.) Sing.	とちぎLD-501号	〃	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	令和７年６月26日
第32055号 令和８年11月18日	Oryza sativa L.	姫ごのみ環1号	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和４年９月８日
第32056号 令和８年11月18日	〃	TR3344	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 東洋ライス株式会社 和歌山県和歌山市黒田12番地	令和４年10月17日
第32057号 令和８年11月18日	Ozothamnus diosmifolius (Vent) DC.	ホットピンク	40	平野修司 愛知県海部郡飛島村元起２丁目72番地	令和３年11月29日
第32058号 令和８年11月18日	Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.	グランパッソ　ビオレッタ	35	鈴木秀明 神奈川県茅ヶ崎市中島1097番地	令和５年11月15日
第32059号 令和８年11月18日	〃	グランパッソ　チェリーミルク	〃	〃	〃
第32060号 令和８年11月18日	Pelargonium peltatum (L.) L'Her. x Pelargonium zonale Group	PacPX18593	〃	Elsner pac Jungpflanzen GbR Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany	令和６年１月19日
第32061号 令和８年11月18日	Pelargonium zonale Group	PacPZ17194	〃	〃	令和５年12月26日
第32062号 令和８年11月18日	Perilla L.	稲武3号	〃	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和６年５月20日
第32063号 令和８年11月18日	Phedimus takesimensis (Nakai) 't Hart	四季彩5	〃	山下律正 岡山県津山市北園町43番地７	令和３年11月22日
第32064号 令和８年11月18日	〃	四季彩　6	〃	〃	令和４年11月17日
第32065号 令和８年11月18日	〃	四季彩　10	〃	〃	〃
第32066号 令和８年11月18日	〃	四季彩　9	〃	〃	令和５年４月19日
第32067号 令和８年11月18日	Rhododendron L.	Robleze	40	PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	令和４年７月26日
第32068号 令和８年11月18日	〃	Roblezd	〃	Robert Edward Lee 52063 Ridgecrest Drive, Independence, LA, 70443-0000, USA PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	〃
第32069号 令和８年11月18日	〃	Roblezf	〃	〃	〃
第32070号 令和８年11月18日	〃	エウロパ	〃	株式会社赤塚植物園 三重県津市高野尾町1868－３	令和４年10月17日
第32071号 令和８年11月18日	〃	ビューティーエンプレス	〃	〃	令和５年２月21日

第32072号 令和８年11月18日	Solanum lycopersicum L.	MST1328	35	株式会社武蔵野種苗園 東京都豊島区南池袋１丁目26番10号	令和６年５月20日
第32073号 令和８年11月18日	〃	MST1323	〃	〃	〃
第32074号 令和８年11月18日	〃	Sorcery	〃	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	令和６年６月17日
第32075号 令和８年11月18日	Triticum aestivum L.	さぬきの夢(ゆめ)2023	〃	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	令和５年10月30日
第32076号 令和８年11月18日	Triticum turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	セトデュールR5	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	令和６年１月19日
第32077号 令和８年11月18日	Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	Brant01	40	Paul Edwin JR Klinger 15835 Shorebird Lane, Winter Garden, FL 34787-4547, USA PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	令和４年７月26日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第32038号 令和８年11月18日	Asparagus officinalis L.	さぬきのめざめ2021	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第32039号 令和８年11月18日	〃	生明交(いくめいこう)1号(ごう)	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地１、２	〃	〃
第32040号 令和８年11月18日	Citrus L.	はやせ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32041号 令和８年11月18日	〃	津之光(つのひかり)	〃	〃	〃
第32042号 令和８年11月18日	〃	さきめき	〃	〃	〃

第32043号 令和８年11月18日	Cucurbita maxima Duchesne	豊朝交1号	朝日アグリア株式会社 東京都豊島区東池袋３―23―５Daiwa東池袋ビル 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32044号 令和８年11月18日	〃	北海8号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32045号 令和８年11月18日	Cyclamen L.	ムーンキャンディ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	〃	〃
第32049号 令和８年11月18日	Eutrema japonicum (Miq.) Koidz.	ふじみどり	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	〃	〃
第32051号 令和８年11月18日	Fuchsia L.	Lepfuh	Jose Lepretre 4, Rue des Etangs, 27230 Drucourt, France	〃	〃
第32052号 令和８年11月18日	Juniperus scopulorum Sarg.	KlaverJun	Arie Jan Leendert van Klaveren Middelburgseweg 16, 2741 LB Waddinxveen, The Netherlands	〃	〃
第32053号 令和８年11月18日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H251LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	〃	〃
第32054号 令和８年11月18日	Lyophyllum decastes (Fr.) Sing.	とちぎLD-501号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	〃	〃
第32055号 令和８年11月18日	Oryza sativa L.	姫ごのみ環1号	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第32056号 令和８年11月18日	〃	TR3344	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 東洋ライス株式会社 和歌山県和歌山市黒田12番地	〃	〃
第32057号 令和８年11月18日	Ozothamnus diosmifolius (Vent) DC.	ホットピンク	平野修司 愛知県海部郡飛島村元起２丁目72番地	〃	〃
第32058号 令和８年11月18日	Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.	グランパッソ　ビオレッタ	鈴木秀明 神奈川県茅ヶ崎市中島1097番地	〃	〃
第32059号 令和８年11月18日	〃	グランパッソチェリーミルク	〃	〃	〃
第32062号 令和８年11月18日	Perilla L.	稲武3号	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃
第32064号 令和８年11月18日	Phedimus takesimensis (Nakai) 't Hart	四季彩　6	山下律正 岡山県津山市北園町43番地７	〃	〃
第32065号 令和８年11月18日	〃	四季彩　10	〃	〃	〃
第32066号 令和８年11月18日	〃	四季彩　9	〃	〃	〃

第32067号 令和８年11月18日	Rhododendron L.	Robleze	PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	〃	〃
第32068号 令和８年11月18日	〃	Roblezd	Robert Edward Lee 52063 Ridgecrest Drive, Independence, LA, 70443-0000, USA PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	〃	〃
第32069号 令和８年11月18日	〃	Roblezf	〃	〃	〃
第32070号 令和８年11月18日	〃	エウロパ	株式会社赤塚植物園 三重県津市高野尾町1868－３	〃	〃
第32071号 令和８年11月18日	〃	ビューティーエンプレス	〃	〃	〃
第32072号 令和８年11月18日	Solanum lycopersicum L.	MST1328	株式会社武蔵野種苗園 東京都豊島区南池袋１丁目26番10号	〃	〃
第32073号 令和８年11月18日	〃	MST1323	〃	〃	〃
第32075号 令和８年11月18日	Triticum aestivum L.	さぬきの夢2023	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	〃	〃
第32076号 令和８年11月18日	Triticum turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	セトデュールR5	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ニップン 東京都千代田区麹町四丁目８番地	〃	〃
第32077号 令和８年11月18日	Viburnum odoratissimum Ker Gawl.	Brant01	Paul Edwin JR Klinger 15835 Shorebird Lane, Winter Garden, FL 34787-4547, USA PLANT DEVELOPMENT SERVICES INC. 17325 County Road 68, Loxley, AL 36551, USA	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第32038号 令和８年11月18日	Asparagus officinalis L.	さぬきのめざめ2021	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	香川県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第32049号 令和８年11月18日	Eutrema japonicum (Miq.) Koidz.	ふじみどり	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	静岡県	〃
第32054号 令和８年11月18日	Lyophyllum decastes (Fr.) Sing.	とちぎLD-501号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	栃木県	〃
第32075号 令和８年11月18日	Triticum aestivum L.	さぬきの夢2023	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	香川県	〃

○関東地方整備局告示第二百四十九号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十八日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一の１を次のように改める。

１月１日から12月31日まで（火曜日（火曜日が祝日に当たるときは直後の平日、ただし火曜日の前後が祝休日に当たるときは祝休日の翌日）及び１月の第三月曜日からその直後の金曜日までを除く。）

附　則

この告示は、令和九年１月１日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百五十号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十八日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を次のように改正する。

一の１及び２を次のように改める。

１　公開日

１月１日から12月31日まで（６月から９月まで及び12月から２月までの火曜日（火曜日が祝日に当たるときは直後の平日、ただし火曜日の前後が祝休日に当たるときは、祝休日の翌日）並びに１月の第三月曜日からその直後の金曜日までを除く。）

２　公開時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

附　則

この告示は、令和九年１月１日から施行する。

○北海道開発局告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十一月十八日

北海道開発局長　岡下　　淳

第１　起業者の名称　北海道

第２　事業の種類　主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）及びこれに伴う一般道道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道旭川市東旭川町旭正地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）及びこれに伴う一般道道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、北海道旭川市東旭川町上兵村地内から北海道上川郡東神楽町字東神楽地内までの延長10.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う一般道道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道鷹栖東神楽線改築工事（旭川十勝道路「旭川東神楽道路」）」（以下「本体事業」という。）及び本体事業の施行により遮断される一般道道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である北海道は、主要地方道鷹栖東神楽線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。

また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、北海道上川郡鷹栖町を起点とし、旭川市を経由して上川郡東神楽町に至る延長24.0㎞の主要幹線道路である。

本路線は、国土交通大臣が認定した広域観光周遊ルート形成計画の一部であり、旭川市と上川郡東神楽町を結ぶ主要幹線道路として、地域住民の通勤・通学等の日常生活を支える重要な役割を担っている路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、一般道道旭川旭岳温泉線との重複区間を有し、信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和６年10月に起業者が実施した交通量調査によると、旭川市東旭川町旭正地内における自動車交通量は9,973台／12時間、混雑度は1.26となっている。

また、現道は家屋が点在する区間を通過しているため、地域住民による生活交通、観光等の通過交通がふくそうしている。さらに、冬期間には路肩への堆雪により車道幅員が減少し、車両の円滑な通行に支障が生じていることから、追突事故の発生割合が高く、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担すること等、現道における交通混雑の緩和が図られることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、起業者である北海道が、北海道環境影響評価条例（平成10年10月26日北海道条例第42号）に基づき、平成24年６月に大気質、騒音、振動等について環境影響評価を実施しており、将来交通量の見直し及び上記の評価以降に得られた知見を踏まえ、起業者は令和７年１月に北海道環境影響評価条例に準じて任意で当該環境影響評価の照査を実施している。

それらの結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、振動等については環境基準値等を満足すると評価されている。一方で、騒音については一部で環境基準を上回るものの、低騒音舗装の敷設を環境保全措置として講ずることにより、環境基準を満足すると評価されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるマガン、オジロワシ、オオワシ等及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサが確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているホソバドジョウツナギ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているエゾミズタマソウ及びオオアブノメが確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されること等から、影響が極めて小さいものと予測されている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地において、これらの重要な動植物が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３か所存在するが、試掘調査及び北海道教育委員会との協議の結果、発掘調査の必要がないことが確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線道路を整備する事業であり、その計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業は都市計画決定された「３・３・62号東旭川東神楽通」とのり面や排水施設等を除き基本的内容について整合しているものである。

加えて、関連事業の事業計画についても、施設の位置及び構造形式等は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、現道は、交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる「旭川十勝道路整備促進期成会」等から、本件事業の整備促進及び早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実施するために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲はない。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の別については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道旭川市役所

国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十一月十一日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百七十五」を「六月に支給する場合には百分の百七十五、十二月に支給する場合には百分の百八十」に、「百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百二十六・二五」を「六月に支給する場合には百分の百六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八・七五」に、「百分の百八・七五」を「六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の七十一・二五」と」の下に「「百分の六十一・二五」と」を、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の七十三・七五」と」を、「百分の六十一・二五」と」の下に「「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と」を加える。

第七条の四第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合には百分の百二十六・二五」の下に「、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五）」を加え、同号ロ中「百分の百七・五」を「六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の六十一・二五）」の下に「十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）」を加える。

第十五条第一項中「三万五千七百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、五一〇、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	三号給　一、一一〇、〇〇〇円 二号給　一、〇三六、〇〇〇円 一号給　九六一、〇〇〇円
各議院事務局の参事 つかさどる参事の議長又は副議長の秘書事務を	十二号給　六二六、八〇〇円 十一号給　五九三、五〇〇円 十号給　五六三、五〇〇円 九号給　五二八、四〇〇円 八号給　四九五、八〇〇円 七号給　四六八、四〇〇円 六号給　四三三、一〇〇円 五号給　三九四、六〇〇円 四号給　三五六、五〇〇円 三号給　三二五、三〇〇円 二号給　三〇一、六〇〇円 一号給　二九八、三〇〇円

別表第二　指定職給料表（第一条関係）

号俸	給料月額
1	759,000円
2	819,000
3	878,000
4	961,000
5	1,036,000
6	1,110,000
7	1,188,000
8	1,261,000

備考　この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三　行政職給料表（第一条関係）

イ　行政職給料表㈠

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					

	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100
	86	275,500	315,300	366,500		
	87	275,800	315,600	366,900		
	88	276,100	315,900	367,300		
	89	276,400	316,200	367,500		
	90	276,700	316,500	367,900		
	91	277,000	316,800	368,300		
	92	277,300	317,100	368,700		
	93	277,600	317,300	368,900		
	94		317,500	369,200		
	95		317,800	369,600		
	96		318,200	369,900		
	97		318,400	370,200		
	98		318,700	370,600		
	99		319,000	371,000		
	100		319,400	371,400		
	101		319,600	371,900		
	102		319,900	372,300		
	103		320,200	372,700		
	104		320,500	373,100		
	105		320,700	373,600		
	106		321,000	374,000		
	107		321,300	374,300		
	108		321,600	374,600		
	109		321,800	375,000		
	110		322,100			
	111		322,500			
	112		322,800			
	113		323,000			
	114		323,200			
	115		323,500			
	116		323,900			
	117		324,100			
	118		324,300			
	119		324,600			
	120		324,900			
	121		325,200			
	122		325,400			
	123		325,700			
	124		326,000			
	125		326,300			

年再用時勤務職員 定前任短間務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 218,800	円 247,600	円 292,400	円 314,800	円 331,600	円 359,500	円 405,400	円 442,400	円 499,600	円 586,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条第一項の非常勤の職員を除く。

ロ　行政職給料表㈡

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,900	249,800	270,300	301,900	330,200
	2	209,600	250,600	271,200	302,600	331,500
	3	211,300	251,400	272,100	303,300	332,800
	4	213,000	252,100	273,000	303,800	334,000
	5	214,700	252,800	274,000	304,400	335,000
	6	216,400	253,500	274,900	305,000	336,200
	7	218,000	254,300	275,900	305,600	337,400
	8	219,600	255,000	276,800	306,100	338,600
	9	221,200	255,800	277,700	306,600	339,700
	10	222,700	256,500	278,500	307,200	340,700
	11	224,200	257,200	279,200	307,800	341,800
	12	225,600	257,800	279,600	308,300	342,900

	13	227,000	258,500	280,200	308,800	343,900
	14	228,500	258,900	280,600	309,300	344,900
	15	230,000	259,400	281,000	309,700	345,900
	16	231,500	259,800	281,400	310,000	347,000
	17	232,900	260,300	281,800	310,400	348,000
	18	234,300	260,700	282,300	310,800	349,100
	19	235,700	261,200	282,800	311,200	350,200
	20	237,000	261,600	283,400	311,500	351,100
	21	238,400	261,900	284,100	311,900	352,100
	22	239,400	262,200	284,700	312,300	353,100
	23	240,500	262,500	285,300	312,700	354,000
	24	241,500	262,800	286,100	313,000	354,900
	25	242,500	263,300	286,900	313,300	355,900
	26	243,300	263,800	287,600	313,700	356,800
	27	244,200	264,200	288,100	314,000	357,800
	28	245,000	264,700	288,800	314,400	358,800
	29	245,900	265,200	289,600	314,700	359,800
	30	246,700	265,700	290,300	315,200	360,800
	31	247,500	266,100	291,000	315,600	361,800
	32	248,200	266,500	291,600	316,100	362,700
	33	249,000	266,800	292,300	316,600	363,600
	34	249,500	267,300	293,000	317,000	364,500
	35	250,000	267,800	293,700	317,400	365,300
	36	250,500	268,200	294,300	317,900	366,200
	37	251,100	268,600	294,900	318,400	367,100
	38	251,600	269,100	295,600	318,900	368,100
	39	252,000	269,500	296,200	319,400	369,100
	40	252,500	269,900	296,700	319,900	370,000
	41	252,900	270,300	297,200	320,400	370,900
	42	253,200	270,700	297,700	320,900	371,800
	43	253,500	271,200	298,100	321,500	372,700
	44	253,800	271,500	298,500	322,000	373,500

年再用時勤職以の員定前任短間務員外職	45	254,200	271,800	299,000	322,400	374,300
	46	254,500	272,200	299,600	322,900	375,100
	47	254,900	272,600	300,100	323,500	375,900
	48	255,300	272,900	300,400	324,100	376,600
	49	255,600	273,300	300,800	324,700	377,300
	50	255,900	273,700	301,200	325,400	378,100
	51	256,200	274,000	301,700	326,100	378,900
	52	256,500	274,300	302,200	326,800	379,500
	53	256,700	274,700	302,600	327,400	380,200
	54	257,000	275,000	303,000	328,100	380,800
	55	257,300	275,300	303,500	328,700	381,500
	56	257,600	275,700	304,000	329,300	382,200
	57	257,800	276,000	304,400	329,900	382,800
	58	258,100	276,300	305,000	330,600	383,300
	59	258,400	276,600	305,500	331,300	383,800
	60	258,600	276,900	306,100	331,900	384,300
	61	258,800	277,200	306,700	332,400	384,700
	62	259,100	277,500	307,200	332,900	
	63	259,400	277,800	307,700	333,500	
	64	259,600	278,100	308,200	334,100	
	65	259,800	278,300	308,600	334,700	
	66	260,100	278,600	309,100	335,100	
	67	260,400	278,900	309,500	335,500	
	68	260,600	279,100	309,900	336,000	
	69	260,800	279,300	310,200	336,300	
	70	261,100	279,600	310,500	336,800	
	71	261,400	279,900	310,900	337,300	
	72	261,600	280,100	311,300	337,700	
	73	261,800	280,300	311,600	337,900	
	74	262,100	280,600	311,900	338,200	
	75	262,400	280,900	312,300	338,400	
	76	262,600	281,100	312,700	338,700	

77	262,800	281,300	313,100	339,000
78	263,100	281,600	313,500	339,300
79	263,400	281,900	313,900	339,600
80	263,600	282,100	314,300	339,800
81	263,800	282,300	314,600	340,000
82	264,100	282,600	315,100	340,300
83	264,300	282,900	315,500	340,600
84	264,600	283,100	316,000	340,800
85	264,800	283,300	316,300	341,000
86	265,000	283,500	316,800	341,200
87	265,300	283,800	317,300	341,500
88	265,600	284,100	317,600	341,800
89	265,800	284,300	318,000	342,000
90	266,100	284,500	318,500	342,300
91	266,400	284,800	319,000	342,600
92	266,600	285,000	319,500	342,800
93	266,800	285,300	319,800	343,000
94	267,100	285,600	320,200	343,300
95	267,400	285,900	320,600	343,600
96	267,600	286,100	321,100	343,800
97	267,800	286,300	321,500	344,000
98	268,100	286,600	321,900	
99	268,400	286,800	322,200	
100	268,600	287,100	322,500	
101	268,800	287,300	322,800	
102	269,100	287,500	323,200	
103	269,400	287,800	323,500	
104	269,600	288,100	323,900	
105	269,800	288,300	324,200	
106		288,500	324,600	
107		288,800	325,000	
108		289,000	325,200	
109		289,300	325,400	
110		289,600	325,700	
111		289,900	326,000	
112		290,100	326,200	
113		290,300	326,400	
114		290,600	326,700	
115		290,800	327,000	
116		291,000	327,200	
117		291,300	327,400	
118		291,600	327,700	
119		291,900	328,000	
120		292,100	328,200	
121		292,300	328,400	
122		292,500	328,700	
123		292,800	329,000	
124		293,100	329,200	
125		293,300	329,400	
126		293,500	329,700	
127		293,800	330,000	
128		294,100	330,200	
129		294,300	330,400	
130		294,500		
131		294,800		
132		295,100		
133		295,300		
134		295,500		
135		295,800		
136		296,100		
137		296,300		

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 225,300	円 237,100	円 256,900	円 279,700	円 314,900

備考　この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四　速記職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,600	251,500	286,200	337,800	362,500	388,700
	2	224,300	252,800	287,000	339,600	364,400	391,000
	3	226,000	254,200	287,800	341,500	366,400	393,200
	4	227,700	255,600	288,600	343,300	368,400	395,700
	5	228,900	257,000	289,300	345,100	370,200	397,800
	6	230,500	258,400	290,600	346,900	372,000	400,800
	7	232,100	259,800	291,800	348,900	373,800	403,800
	8	233,600	261,200	293,000	350,700	375,500	406,600
	9	235,100	262,600	294,000	352,400	377,200	409,300
	10	236,700	263,800	295,500	354,300	379,200	411,600
	11	238,300	265,100	296,900	356,200	381,000	414,000
	12	239,900	266,400	298,400	358,000	382,800	415,900
	13	241,500	267,600	299,700	359,700	384,100	417,700
	14	243,200	268,800	301,400	361,500	385,900	419,900
	15	244,500	270,100	303,000	363,400	387,800	422,000
	16	245,800	271,300	304,500	365,000	389,200	424,100
	17	247,100	272,400	306,100	366,700	391,300	426,000
	18	248,200	273,500	307,700	368,800	393,800	428,000
	19	249,300	274,600	309,500	370,600	396,000	430,100
	20	250,400	275,700	311,200	372,300	398,400	432,300
	21	251,500	276,600	312,800	374,100	400,700	434,300
	22	252,400	277,600	314,300	376,000	402,900	436,000
	23	253,300	278,600	315,900	377,800	405,100	437,800
	24	254,300	279,600	317,500	379,400	407,200	439,600
	25	255,300	280,600	318,900	381,200	408,000	441,300
	26	256,200	281,500	320,200	383,200	409,000	443,200
	27	257,100	282,300	321,400	385,100	410,000	445,000
	28	257,900	283,200	322,600	387,000	411,100	446,700
	29	258,700	284,000	324,100	388,600	412,100	448,000
	30	259,300	284,800	325,500	390,300	413,100	449,200
年再用時勤職以の員定前任短間務員外職	31	259,900	285,700	326,900	392,200	414,200	450,400
	32	260,500	286,400	328,300	394,100	415,200	451,500
	33	261,100	287,200	330,000	395,800	415,900	452,600
	34	261,700	288,000	331,500	397,100	417,000	453,900
	35	262,300	288,800	333,200	398,600	418,100	455,200
	36	262,900	289,400	334,700	400,400	419,200	456,400
	37	263,400	290,100	336,100	402,000	419,700	457,500
	38	264,000	290,900	337,700	402,800	420,700	458,800
	39	264,600	291,600	339,300	403,500	421,600	460,100
	40	265,100	292,300	340,900	404,100	422,500	461,300
	41	265,500	293,000	342,500	404,700	423,100	462,400
	42	265,900	293,800	344,000	405,300	424,000	463,200
	43	266,200	294,500	345,500	405,900	424,800	464,000
	44	266,500	295,200	346,900	406,400	425,600	464,800
	45	266,800	295,900	348,200	406,600	426,200	465,500
	46	267,100	296,600	349,700	407,200	426,900	466,100
	47	267,400	297,300	351,200	407,600	427,600	466,700
	48	267,700	297,900	352,800	408,200	428,200	467,300
	49	268,000	298,600	354,100	408,500	429,100	468,100
	50	268,300	299,300	355,700	409,100	429,900	468,900
	51	268,600	300,000	357,200	409,600	430,700	469,300
	52	268,900	300,700	358,700	410,100	431,400	470,000
	53	269,200	301,200	360,200	410,400	432,100	470,600
	54	269,500	301,900	361,600	410,900	432,700	471,000
	55	269,800	302,500	363,000	411,500	433,200	471,400
	56	270,100	303,200	364,500	412,100	433,900	471,800
	57	270,400	303,800	365,800	412,400	434,300	472,400
	58	270,700	304,400	366,900	413,000	434,800	472,700
	59	271,000	305,000	367,800	413,700	435,200	473,000
	60	271,300	305,800	368,800	414,300	435,800	473,300
	61	271,600	306,400	369,700	414,800	436,300	473,700
	62	271,900	306,900	370,400	415,400	436,700	474,000
	63	272,200	307,400	371,100	416,100	437,100	474,300
	64	272,500	307,800	372,000	416,700	437,300	474,600

65	272,800	308,300	372,900	417,000	437,600	475,100
66		308,800	373,700	417,700	438,000	
67		309,200	374,700	418,200	438,400	
68		309,700	375,500	418,600	438,600	
69		310,100	376,400	419,000	438,900	
70		310,600	377,100	419,600	439,300	
71		311,000	377,700	420,100	439,700	
72		311,500	378,400	420,600	439,900	
73		311,900	378,800	420,900	440,200	
74		312,300	379,400	421,500	440,600	
75		312,600	379,800	422,000	441,000	
76		312,900	380,300	422,500	441,200	
77		313,100	380,800	422,700	441,500	
78		313,400	381,500			
79		313,600	382,200			
80		313,900	382,800			
81		314,100	383,100			
82		314,300	383,700			
83		314,600	384,200			
84		314,800	384,600			
85		315,100	385,200			
86		315,300	385,700			
87		315,600	386,200			
88		315,900	386,700			
89		316,200	387,100			
90		316,500	387,500			
91		316,800	387,900			
92		317,100	388,300			
93		317,300	388,700			
94		317,500	389,200			
95		317,800	389,700			
96		318,200	390,100			
97		318,400	390,500			
98		318,700	391,000			
99		319,000	391,500			
100		319,400	392,000			
101		319,600	392,500			
102		319,900	393,000			
103		320,200	393,500			
104		320,500	394,000			
105		320,700	394,500			
106		321,000	395,000			
107		321,300	395,400			
108		321,600	395,800			
109		321,800	396,200			
110		322,100				
111		322,500				
112		322,800				
113		323,000				

年再用時勤職員						
定前任短間務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 213,100	円 241,400	円 320,200	円 354,600	円 387,500	円 421,900

備考　この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五　議院警察職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	236,500	280,600	319,500	357,800	384,400	410,400
	2	239,300	282,500	320,500	359,000	386,200	412,100
	3	241,900	284,600	321,400	360,200	387,900	413,700
	4	244,800	286,700	322,300	361,600	389,600	415,400
	5	247,600	288,700	322,900	363,300	391,300	416,900
	6	250,100	290,000	323,600	364,800	393,000	418,600
	7	252,600	291,300	324,200	366,200	394,600	420,300
	8	254,900	292,600	324,900	367,600	396,100	422,100

	9	257,600	293,900	325,500	369,100	397,600	423,900
	10	259,800	295,200	326,200	370,700	399,300	425,600
	11	262,000	296,400	326,900	372,400	401,000	427,200
	12	264,200	297,600	327,500	374,000	402,700	428,900
	13	266,400	298,800	328,200	375,800	404,200	430,600
	14	268,400	299,800	328,900	377,600	405,800	432,700
	15	270,400	300,800	329,500	379,300	407,400	434,800
	16	272,200	302,200	330,300	380,900	409,000	437,000
	17	274,000	303,300	331,000	382,300	410,400	439,100
	18	275,700	304,500	331,800	384,000	412,100	440,900
	19	277,400	305,700	332,800	385,700	413,800	442,700
	20	278,800	306,900	333,600	387,400	415,500	444,600
	21	280,200	308,100	334,500	388,700	417,200	446,200
	22	282,000	308,800	335,800	390,400	418,800	447,800
	23	283,300	309,400	337,200	392,100	420,500	449,300
	24	284,700	310,200	338,600	393,800	422,200	450,800
	25	286,100	310,800	340,000	395,200	424,200	452,300
	26	287,300	311,400	341,500	396,900	426,200	454,100
	27	288,500	311,900	342,900	398,600	428,100	455,900
	28	289,600	312,400	343,900	400,000	430,000	457,600
	29	290,900	312,900	344,800	401,700	431,600	459,400
	30	292,000	313,600	346,200	403,500	433,400	461,100
	31	293,200	314,200	347,500	405,200	435,000	462,800
	32	294,300	315,000	348,700	406,700	436,700	464,500
	33	295,600	315,500	349,700	408,400	437,900	465,900
	34	296,900	316,200	351,200	410,500	439,500	467,200
	35	298,100	316,700	352,600	412,500	440,900	468,500
	36	299,300	317,200	353,900	414,500	442,400	469,800
	37	300,200	317,700	355,000	416,200	443,800	470,900
	38	301,200	318,300	356,700	418,000	445,400	471,800
	39	302,300	318,900	358,200	419,600	447,000	472,800
	40	303,300	319,400	359,600	421,300	448,600	473,600
	41	304,500	320,200	360,800	422,500	450,000	474,600
	42	305,100	320,900	362,100	424,100	451,200	474,900
	43	305,700	321,600	363,400	425,700	452,300	475,100
	44	306,300	322,200	364,700	427,400	453,200	475,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	306,700	323,000	366,100	429,100	454,000	475,600
	46	307,300	323,900	367,600	430,700	454,900	475,900
	47	307,900	324,800	369,100	432,300	455,900	476,200
	48	308,400	325,600	370,600	433,900	456,700	476,400
	49	308,800	326,500	372,000	435,700	457,300	476,600
	50	309,400	327,600	373,500	437,000	457,800	477,000
	51	310,000	328,700	374,900	438,500	458,500	477,400
	52	310,500	329,700	376,400	439,800	459,300	477,800
	53	310,900	331,000	377,600	440,800	459,700	478,000
	54	311,400	332,200	379,300	441,900	460,100	478,200
	55	311,900	333,300	380,900	442,900	460,600	478,500
	56	312,400	334,400	382,400	444,000	461,100	478,700
	57	312,900	335,600	383,700	444,700	461,600	478,900
	58	313,400	336,700	385,500	445,800	462,100	479,200
	59	314,000	337,800	387,400	446,800	462,500	479,600
	60	314,500	338,900	389,300	447,600	462,900	479,800
	61	315,100	339,900	390,900	448,400	463,100	480,000
	62	315,700	341,100	393,000	448,800	463,400	480,200
	63	316,400	342,200	394,900	449,300	463,700	480,600
	64	317,000	343,300	396,900	449,800	464,000	480,900
	65	317,600	344,300	398,600	450,400	464,300	481,100
	66	318,400	345,400	400,100	450,800	464,600	481,300
	67	319,200	346,500	401,500	451,300	464,900	481,700
	68	319,900	347,700	403,000	451,800	465,100	482,000
	69	320,700	348,800	404,100	452,200	465,400	482,200
	70	321,500	350,000	405,300	452,700	465,700	482,400
	71	322,300	351,300	406,500	453,300	466,000	482,800
	72	323,200	352,600	407,700	453,800	466,200	483,100
	73	324,000	353,500	409,000	454,000	466,500	483,300
	74	324,800	354,800	410,300	454,600	466,700	
	75	325,600	356,100	411,600	455,000	467,000	
	76	326,400	357,400	412,800	455,200	467,200	
	77	327,300	358,600	413,800	455,400	467,500	
	78	328,200	360,000	415,100	455,900	467,700	
	79	329,100	361,400	416,300	456,200	468,000	
	80	330,000	362,800	417,600	456,500	468,200	

	81	330,700	364,000	418,800	456,800	468,500				113	364,300	399,500	434,700							
	82	331,600	365,600	419,600	457,200	468,700				114	365,400	399,900	435,200							
	83	332,500	367,100	420,300	457,600	469,000				115	366,400	400,400	435,700							
	84	333,300	368,600	421,000	458,000	469,200				116	367,400	400,900	436,200							
	85	334,000	370,000	421,600	458,300	469,500				117	368,600	401,300	436,500							
	86	334,900	371,500	422,300						118	369,600	401,800	437,000							
	87	335,800	373,000	423,000						119	370,600	402,400	437,400							
	88	336,800	374,400	423,700						120	371,500	402,800	437,900							
	89	337,700	375,600	424,400						121	372,400	403,000	438,200							
	90	338,600	376,800	424,800						122	373,300	403,500								
	91	339,500	378,000	425,300						123	374,200	403,900								
	92	340,500	379,300	425,800						124	375,200	404,200								
	93	341,400	380,700	426,500						125	376,200	404,800								
	94	342,400	382,200	426,900						126	376,600	405,300								
	95	343,400	383,700	427,400						127	377,200	405,800								
	96	344,400	385,100	427,900						128	377,800	406,300								
	97	345,300	386,400	428,400						129	378,100	406,600								
	98	346,600	387,600	428,800						130	378,500	407,100								
	99	347,800	388,700	429,100						131	378,900	407,600								
	100	349,000	389,900	429,400						132	379,300	408,100								
	101	350,200	390,900	429,700						133	379,700	408,400								
	102	351,500	392,000	430,100						134	380,100	408,900								
	103	352,700	393,100	430,500						135	380,500	409,300								
	104	353,900	394,200	430,800						136	380,900	409,700								
	105	355,100	395,300	431,400						137	381,300	410,000								
	106	356,400	395,800	431,900						138	381,700	410,400								
	107	357,600	396,400	432,300						139	382,100	410,900								
	108	358,800	397,000	432,800						140	382,500	411,400								
	109	360,200	397,600	433,000						141	382,700	411,700								
	110	361,100	398,100	433,500						142	383,200									
	111	362,100	398,500	434,000						143	383,500									
	112	363,200	399,000	434,500						144	383,800									

145					384,100	
146					384,500	
147					385,000	
148					385,500	
149					385,800	
150					386,300	
151					386,800	
152					387,300	
153					387,600	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	円 290,300	円 296,200	円 326,500	円 354,700	円 374,400	円 403,700

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第六条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　転居手当

第六条の八第一項中「第十条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した」を「第十一条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された」に、「当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」を「当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間」に改める。

第七条第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第七条の二第一項中「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」を「勤務時間規程第十一条第一項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは一日の勤務時間の全部につき同項の規定により休日勤務代休時間が指定された日」に改める。

第七条の三第二項中「、六月に支給する場合には百分の百七十五、十二月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第三項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第七条の四第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十一・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第七条の五第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第三条　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「のうち四時間」を「の一部」に、「四時間の勤務時間」を「勤務時間の一部」に改める。

第九条の二第一項中「第十六条第三項及び第十六条の二第三項において」を「以下」に改め、「及び代休日」を削り、「勤務時間」の下に「（第十一条第一項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第十一条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第一項中「（次項において「休日の全勤務時間」を「又は一部（以下この項において「休日勤務時間」に改め、「、当該休日前に」を削り、「休日に代わる日」を「休日勤務時間に代わる時間」に、「代休日」を「休日勤務代休時間」に、「当該休日後の勤務日等」を「両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間」に、「が指定された勤務日等」を「として指定された勤務時間」に改め、「及び休日」の下に「である勤務日等に割り振られた勤務時間」を、「除く。）」の下に「の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）」を加え、同条第二項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において」を削る。

第十二条中「年次休暇」を「年次有給休暇、年次無給休暇」に改める。

第十三条の見出しを「（年次有給休暇）」に改め、同条中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（年次無給休暇）

第十三条の二　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、本属長の承認を受けなければならない。この場合において、本属長は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として両議院の議長が協議して定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第四条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第三条第二項中「百分の九十六・二五」と」の下に「「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」と」を、「百分の八十八・七五」と」の下に「「百分の百八・七五」とあるのは「百分の九十一・二五」と」を加える。

第五条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十六・二五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十六・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の九十八・七五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の九十一・二五」を「百分の九十」と、「総額」とあるのは「総額（各本属長に所属する国会職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に三を超えない範囲内で当該国会職員の数に応じて両議院の議長が協議して定める数を乗じて得た額の範囲内の額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この規程は、令和八年十一月十八日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第五条の規定並びに附則第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条において「改正後の給与規程」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の特定任期付職員の給与の特例に関する規程（次条において「改正後の特定任期付職員給与特例規程」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は第四条の規定による改正前の特定任期付職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の特定任期付職員給与特例規程の規定による給与の内払とみなす。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正前の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十一条第一項の規定により指定された同項に規定する代休日のうち第三条の規定の施行の日以後の日であるものについては、国会職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十一条第一項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第四条第二項若しくは第三項又は第五条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（両院議長協議決定への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣府国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づく内閣府の国民の保護に関する計画（国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

令和８年11月18日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

内閣府国民保護計画の一部を次のように変更する。

総論第３節中「平成13年６月４日」を「令和８年11月２日」に改める。

第１章第１節４中「１項の」を「１項に規定する」に改める。

第１章第１節６の３つめの○中「大臣官房企画調整課情報システム室」を「大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室」に改める。

第１章第１節８を次のように改める。

８　避難施設の指定への対応

○　内閣府本府は、内閣府本府が管理・所管する施設について、都道府県知事から避難施設としての指定について同意を求められた場合には、積極的に指定に応じるなど適切に対応するよう努める。

第１章第１節９の３つめの○中「内閣府」を「内閣府本府」に改める。

第１章第１節９の４つめの○を削る。

第２章第１節５を次のように改める。

５　避難住民等の救援の実施に関する助言等

○　内閣府本府は、都道府県知事から支援を求められたときは、必要な支援や助言等を行うものとする。

第２章第１節６を削る。

第２章第１節７を６とし、(2)の１つめの○の５つめの・中「依頼することなどにより」を「依頼することなどにより」に改め、２つめの○を削る。

第２章第１節８を削る。

第２章第２節１(2)①(ｱ)の１つめの・中「１項の」を「１項に規定する」に改め、「（平成11年法律第156号）」及び「以下同じ。」を削る。

第２章第２節１(2)④(ｱ)の２つめの・中「以下「ＥＲＳＳ」という。」を削る。

第２章第２節１(4)①(ｳ)の１つめの・中「わかりやすい」を「分かりやすい」に改める。

第２章第２節３の１つめの○の２つめの・を次のように改める。

・危険が切迫しているときなどは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請する。その際、当該施設の管理者に対して必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

第２章第４節３の１つめの○中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第３章３の１つめの○を次のように改める。

○　緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、武力攻撃原子力災害に対する措置を含め、第１章及び第２章の定めに準じて適宜行うものとする。この場合、緊急対処事態において、国民保護法第183条において準用する同法第45条第１項の規定により緊急対処事態対策本部長から警報の通知を受けたときは、本府緊急対処事態対策本部及び沖縄総合事務局緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、関係指定公共機関その他の関係機関及び所管施設等に通知及び伝達するものとする。また、警報の解除が行われたときも準用する。

防災庁国民保護計画について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく防災庁の国民の保護に関する計画（防災庁国民保護計画）を次のとおり作成したので、同条第５項の規定によりこれを公表する。

令和８年11月18日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　　稔

防災庁国民保護計画

第１章　総論

第１節　計画の目的、定義等

１　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第１項及び第182条第２項の規定に基づき、防災庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とするものとする。

・国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
・国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
・国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
・上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

２　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

①　武力攻撃　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第２条第１号に規定する武力攻撃をいう。
②　武力攻撃事態　事態対処法第２条第２号に規定する武力攻撃事態をいう。
③　武力攻撃事態等　事態対処法第１条に規定する武力攻撃事態等をいう。
④　武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
⑤　緊急対処事態　事態対処法第22条第１項に規定する緊急対処事態をいう。
⑥　指定行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定行政機関をいう。
⑦　指定公共機関　事態対処法第２条第７号に規定する指定公共機関をいう。
⑧　対策本部　事態対処法第10条第１項に規定する事態対策本部をいう。
⑨　対策本部長　事態対処法第11条第１項に規定する事態対策本部長をいう。
⑩　特殊標章等　国民保護法第158条第１項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。

この計画において、「都道府県」又は「都道府県知事」に関する記載のうち、国民保護法第184条の適用がある部分については、同条の規定に基づき「指定都市」又は「指定都市の長」に適用があるものとする。

３　計画の適切な見直し

防災庁は、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）の変更や、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じ防災庁国民保護計画の見直し等を行うものとする。変更に当たっては、軽微なものを除き、関係する指定行政機関の意見を聴くとともに内閣総理大臣に協議するほか、必要があるときは、地方公共団体の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第２節　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

防災庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び防災庁国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、防災庁の所掌に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

１　基本的人権の尊重

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の売渡しの要請や、救援のための土地等の使用等の実施に当たって、地方公共団体が国民の自由と権利に制限を加える場合は、当該制限が当該救援に関する措置を実施するために必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行われるよう、必要な助言を行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済

防災庁は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、可能な限り迅速に処理するものとする。

３　国民に対する情報提供

防災庁は、武力攻撃事態等において、防災庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

防災庁は、情報通信技術の発展の進捗状況を踏まえ、より迅速かつ正確に情報の提供を行うよう各種の施策を講ずるものとする。

防災庁は、防災庁国民保護対策本部（以下「庁対策本部」という。）が設置された場合には、速やかに記者発表を行うものとする。

防災庁は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

４　関係機関相互の連携協力の確保

防災庁は、他の指定行政機関、地方公共団体等と平素から相互の連携体制等の整備を図るものとする。

５　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の適切な実施の確保を図るものとする。

６　国民保護措置を実施する者の安全の確保

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

第２章　平素からの備えや予防

第１節　組織・体制等の整備

１　防災庁国民保護連絡会議の設置

防災庁は、国民保護法に基づき防災庁の所掌する事務を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、防災庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

連絡会議は、その目的を達成するため、次に掲げる事項に関し防災庁内における必要な連絡調整を行うものとする。

①　緊急時のための連絡網の作成その他の防災庁における連絡体制及び参集体制の整備
②　都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
③　防災庁における国民保護の総合的な推進方策の検討及び実施
④　防災庁国民保護計画の見直し
⑤　平素における関係機関との連携
⑥　その他必要な事項

連絡会議は、事務次官を議長とし、連絡会議の組織その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

連絡会議の庶務は、統括官（災害事態対処担当）付参事官（救援担当）付において処理するものとする。

２　防災庁における連絡体制及び参集体制の整備

防災庁職員は、平素から、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れる連絡手段を確保するとともに、武力攻撃事態等において、速やかに参集できるよう、防災庁本庁舎等の参集場所への複数の交通手段を確認するものとする。

防災庁における職員の参集基準、参集すべき事態の判断基準及び参集する職員については、別に定めるものとする。

３　国民保護措置の実施機能等の確保

⑴　防災庁における中枢機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等においても、業務を継続し、防災庁の所掌事務に関する国民保護措置を的確に実施できるよう、以下の措置を講じておくものとする。

・庁舎の安全性の確保並びに非常用電源及び代替庁舎等の確保に努める。
・参集して業務に当たる防災庁職員の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の確保に努める。

⑵　行政機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、武力攻撃事態等における職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

防災庁は、武力攻撃災害により情報収集及び連絡に当たる担当者並びに通信手段が被害を受けた場合においても庁内及び関係機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化や代行できる人員の指定など、情報収集及び連絡の体制整備に努めるものとする。

⑶　情報処理システム等の整備、維持等

防災庁は、関係省庁及び地方公共団体との間の通信を確保するとともに、要避難地域や避難先地域等における情報収集等を行うため、緊急時における安全性の強化及びバックアップ機能の確保等に配慮しつつ、通信設備の整備に努めるものとする。

防災庁は、自然災害における情報を一元的に管理するシステムの活用を基本として、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、運用、復旧等の観点から必要な措置を講ずるとともに、武力攻撃事態等における各種情報処理システム等の停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておくものとする。

４　国民保護措置に関する職員の研修等

防災庁は、防災庁職員個々の対応力の向上を図るため、職員に対する国民保護に関する定期的な研修及び訓練を行い、また、新たに防災庁職員になった者に対し初任者研修を実施することにより、防災庁の応急体制の周知徹底を図り、武力攻撃事態等に際しての参集体制や参集時の対応など万全な応急体制を確立するものとする。

防災庁は、研修等の実施を通じて、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図るものとする。

・国民保護法その他の関係法令の概要
・防災庁国民保護計画
・避難住民等への救援に関する概要
・武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

第２節　平素における措置

１　関係機関との連携体制の整備

防災庁は、平素から内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁との定期的な意見交換等により連携の確保・強化を図るものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の確保のために、都道府県間及び市町村間の相互応援協定の締結の促進や、災害時応援協定等も参考にした関係事業者との連携強化を推進していくものとする。

２　国民保護措置に関する訓練

防災庁は、武力攻撃事態等への対処能力の向上を図るため、内閣官房や消防庁等の関係機関と共同して国民保護訓練を実施するものとする。

防災庁は、訓練の実施に当たっては、武力攻撃事態等の類型を踏まえ様々な事態を具体的に想定し、実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練の評価を行う担当者を設置するなどして、客観的な評価を行うとともに、参加者から訓練の教訓や課題などの意見を抽出し、検討結果を体制等の見直しに反映させるよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える住民の避難を行った際の避難先における救援の訓練等を実施するよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体の武力攻撃事態等における救援の実効性の向上を図るため、効果的な国民保護訓練が行われるよう必要な助言等をするものとする。

防災庁は、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な救援に関する訓練については、国民保護訓練と防災訓練を有機的に連携させるよう配慮するものとする。

３　救援に関する平素からの備え

防災庁は、武力攻撃事態等において地方公共団体が救援の措置を迅速かつ的確に実施できるよう、実施に当たって必要となる情報を整理し、救援のニーズを的確に把握できるよう、地方公共団体との連絡体制を整備するものとする。

４　避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、地方公共団体における救援が的確かつ迅速に実施できるよう、全国の指定状況や事例の情報提供等により、都道府県知事による避難施設の指定の促進に努めるものとする。

防災庁は、緊急一時避難施設の確保に関しても、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する観点から、自然災害時における帰宅困難者対策の一時滞在施設の知見等も参考にしつつ、指定の促進や施設の充実に取り組むものとする。

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を国において定めることへの必要な協力等を行うとともに都道府県に示すものとする。

防災庁は、消防庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、国においてデータベースを作成することへの必要な協力等を行うものとする。

防災庁は、自衛隊施設、米軍施設等は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、当該施設の周辺地域における避難施設の確保に当たっては、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等における必要な調整を行うものとする。

５　備蓄

防災庁は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

防災庁は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、地方公共団体における救援の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体間の相互応援協定や、地方公共団体と事業者等との間で物資供給に関する協定をあらかじめ締結するよう、連携強化の推進に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体が救援を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう、物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

防災庁は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が救援の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る国民保護措置を実施するため、防災庁において管理する物資及び資材を備蓄する施設及び設備について、平素から点検するものとする。

第３章　武力攻撃事態等における対応

第１節　防災庁情報連絡室の設置

１　防災庁情報連絡室の設置

防災庁は、内閣官房等から武力攻撃等に係る兆候に関する情報を入手した場合において、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、防災庁情報連絡室（以下「庁情報連絡室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、官邸危機管理センターの対応状況を踏まえ、関係都道府県に対し、必要に応じて庁情報連絡室を設置した旨を連絡するものとする。

２　庁情報連絡室の組織及び運営

庁情報連絡室は、別に定める基準により、防災庁職員において組織・運営するものとする。

庁情報連絡室は、防災庁内から収集した情報を取りまとめ、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。

防災庁職員は、武力攻撃等に係る兆候に関する情報を得た場合は、直ちに、庁情報連絡室に報告するとともに、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始するものとする。

防災庁職員は、関係地方公共団体からの情報に加え、報道情報、指定公共機関への電話照会等あらゆる手段により収集した情報を庁情報連絡室に報告するものとする。

第２節　防災庁緊急事態調整室の設置

１　防災庁緊急事態調整室の設置

防災庁は、官邸に官邸対策室等が設置された場合や武力攻撃災害が発生した場合等において、事務次官が必要と認めるときは、防災庁緊急事態調整室（以下「庁緊急事態調整室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、内閣官房と調整の上、庁緊急事態調整室を設置した旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、庁緊急事態調整室を設置した旨を連絡するものとする。その際は、関係省庁と連携・協力しつつ、関係都道府県に対し、救援の実施に向けた準備等の必要な措置を講ずるよう助言するものとする。

２　庁緊急事態調整室の組織及び運営

庁緊急事態調整室の体制は、別に定める庁対策本部の体制に準ずるものとする。

防災庁職員は、別に定める基準に従い参集し、参集の連絡を受けたときは、最も迅速かつ確実な手段を用いて速やかに指定の場所に参集するものとする。

庁緊急事態調整室は、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。また、事態に応じて地方公共団体及び関係機関により講じられる救援の実施に向けた準備等についての情報の収集・分析、必要な支援の調整等を行うものとする。

３　庁対策本部への移行

庁緊急事態調整室を設置した後に政府において事態認定が行われた場合には、直ちに庁対策本部を設置し、庁緊急事態調整室は廃止するものとする。

第３節　関係機関等との連携

１　官邸危機管理センター等への参集

防災庁は、内閣危機管理監から緊急参集チームへの招集があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに官邸危機管理センター等に参集させるものとする。統括官（災害事態対処担当）の参集が困難なときは、あらかじめ指名した職員を官邸危機管理センター等に参集させるものとする。

２　事態対処専門委員会への参集

防災庁は、内閣官房から事態対処専門委員会の開催の連絡があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに指定された場所へ参集させるものとする。

３　国家安全保障会議に係る調整

防災庁は、内閣官房から国家安全保障会議の開催の連絡があり、防災大臣の参加が必要な場合は、防災大臣の出席に係る調整を行うものとする。

４　地方公共団体との連携

防災庁は、地方公共団体の組織体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化を図るものとする。

防災庁は、適切な国民保護措置に資するため、対策本部等から収集した武力攻撃事態等に関する情報や関係機関による国民保護措置に関する情報等を、地方公共団体に対し速やかに伝達するものとする。

防災庁は、関係地方公共団体その他の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するとともに、都道府県知事等から防災庁の所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し支援の要請があったときは、その要請の趣旨を踏まえ、適切な支援を講ずるものとする。

第４節　庁対策本部の設置

武力攻撃事態等に認定され、政府に対策本部が設置されたときは、直ちに、防災庁に防災大臣を本部長（以下「庁対策本部長」という。）とする庁対策本部を設置し全職員を招集する。庁対策本部は、次の業務を行うものとする。

・国民保護措置の実施に関する防災庁内における総括及び総合調整
・対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
・対策本部、関係機関等から収集した情報の防災庁内への提供
・防災庁内からの救援の実施状況等に関する情報の取りまとめ
・防災庁の所掌事務に関する国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等による広報活動の総括
・防災庁国民保護現地対策本部（以下「庁現地対策本部」という。）を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
・その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務

庁対策本部を設置した場合には、直ちにその旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、連絡するものとする。

防災庁本庁舎が、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれるなど、庁対策本部を本庁舎に設置することにより国民保護措置の実施等に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、立川広域防災基地（東京都立川市）などの代替拠点に庁対策本部を設置し、又はその機能の一部を移転するものとする。

庁対策本部に関する庶務は、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）付において処理するものとする。

庁対策本部の組織及び職務代行順等の運営その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第５節　職員の派遣

庁情報連絡室の長又は庁対策本部長は、避難先地域及び要避難地域において、救援の準備・実施状況等の収集・伝達を迅速かつ円滑に行うために必要があると認めるときは、防災庁職員を指名して派遣するものとする。派遣された防災庁職員は、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体において、防災庁との連絡調整や情報収集、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡調整、必要な助言等を行うものとする。

政府の武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、防災庁職員のうちから庁対策本部長に指名された職員を派遣するものとする。

国民保護法第29条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに庁対策本部長の指名する職員を派遣するものとする。

国民保護法第151条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあったとき又は第152条第１項の規定による職員の派遣のあっせんのあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、庁対策本部長は、適任と認める職員を派遣するものとする。

庁対策本部長は、庁対策本部長の職員の派遣に係る権限を、あらかじめ委任することができるものとする。

庁対策本部長は、継続して避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との情報連絡体制を維持する必要があると認める場合には、避難先地域又は要避難地域の地方公共団体において防災庁現地連絡調整室（以下「庁現地連絡調整室」という。）を設置するものとする。また、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡、避難住民等への救援の実施等のため特に必要があると認める場合には、庁現地対策本部を設置するものとする。庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部を設置したときは、防災庁職員のうち庁対策本部長に指名された職員を派遣するとともに、既に派遣された職員がいる場合、当該職員を庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部の職員に充てるものとする。

庁現地連絡調整室及び庁現地対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第６節　特殊標章等の交付等

防災庁は、別に定める要綱により、防災庁職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。また、当該特殊標章等の意義等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第４章　防災庁が実施する国民保護措置に関する事項

第１節　住民の避難に関する措置

１　警報の通知及び伝達

庁対策本部長は、国民保護法第45条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を防災庁内に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行うものとする。また、警報が解除されたときも同様の対応とする。

２　避難措置の指示の通知

庁対策本部長は、国民保護法第52条第４項の規定により、対策本部長から避難措置の指示の通知を受けたときは、警報の通知に準じて、避難措置の指示を防災庁内に通知するものとする。また、避難措置の指示が解除されたときも同様の対応とする。

防災庁は、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要がある場合には、要避難地域の都道府県知事と避難先地域の都道府県知事との間で行われる避難住民の受入れについて、あらかじめの協議が円滑に行われるよう、関係省庁並びに要避難地域及び避難先地域の地方公共団体と連携協力して、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等の避難住民の受入体制等に関して、必要に応じて助言等の支援を行うものとする。特に、沖縄県から島外避難の必要が生じた場合には、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携を含め、避難住民の受入体制が整うよう、支援を行うものとする。

第２節　避難住民等への救援等に関する措置

１　避難住民等の救援の実施に対する支援

防災庁は、対策本部長から都道府県知事に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、当該都道府県及び関係省庁と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。

防災庁は、必要に応じ、又は都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、関係省庁と連携して、食品、生活必需品等の救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。

内閣総理大臣が国民保護法第88条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、防災庁は、関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

２　安否情報の収集に対する協力

防災庁は、安否情報を入手した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

３　義援金の受入れ

防災庁は、義援金の募集・配分に関し、必要に応じて都道府県、市町村、支援関係団体に対して助言等を行うものとする。

第３節　国民保護措置全般についての留意事項

防災庁は、武力攻撃災害の発生後、直ちに、国民保護措置の実施状況その他の情報の収集及び必要な措置・対策を開始するものとする。

防災庁は、要避難地域又は避難先地域の地方公共団体からの情報に限らず、ヘリコプターによる映像、報道情報、要避難地域及び避難先地域又はその周辺の関係施設への電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会などあらゆる手段により、救援の実施状況等に関する情報を収集・整理することに努めるものとする。

防災庁は、自然災害時に使用している新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ―ＷＥＢ）等のシステムも適切かつ効果的に活用するものとする。

防災庁は、防災庁内で随時情報共有を行い、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報についても収集に努めるものとする。

防災庁は、電話、中央防災無線その他の防災庁が保有する情報通信手段により、救援の実施状況や被災情報等を収集するものとする。

防災庁は、防災庁内で取りまとめた救援の実施状況や被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第４節　武力攻撃災害の応急の復旧に関する措置

防災庁は、防災庁本庁舎等が武力攻撃災害により被害を受け、国民保護措置の実施等に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあると認める場合には、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を迅速に把握し、その機能の公共性等を勘案し、必要に応じてその機能の暫定的な回復措置等を実施するものとする。特に、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、必要に応じて代替手段を確保するものとする。

防災庁は、地方公共団体の防災施設など関係施設の被災状況を迅速に把握するとともに、被害状況に応じて対応の緊急性を勘案しつつ、当該地方公共団体に対して速やかに応急の復旧を行い、又は代替機能の確保等を図るよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る応急の復旧のための措置に関して、都道府県知事から求めがあった場合には、関係機関等と連携を図りつつ、必要に応じ、人員の派遣や物資の提供等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害の被害を受けた地方公共団体の防災施設など関係施設の復旧については、国の基本的方針に基づき、適切に実施されるよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害からの復旧を行う指定行政機関に対し、避難住民等への救援の実施状況等の引継ぎを行うとともに、国民保護法第140条の規定により都道府県知事等から応急の復旧の求めがあったときは、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を行うものとする。

第５章　緊急対処事態への対処

緊急対処事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、防災庁は、直ちに防災庁緊急対処事態対策本部を設置し、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施するものとする。

防災庁緊急対処事態対策本部の体制については、別に定める庁対策本部の体制に準じるものとする。

緊急対処保護措置の内容及び実施方法については、本計画第１章から第４章までの定めに準じて適宜行うものとする。

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十八日

東北地方整備局長　小島　優

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字向原三五二六番一から同町大字松原字堀切沢形一三七七番七までの	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十一月十八日

(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

釧路地方検察庁網走支部検察官

令和８年検第100084号北海道漁業調整規則違反被疑事件（令和８年領第28号）　1. 個人番号カード１枚　2. 国民健康保険証１枚　3. 小型船舶操縦免許証１枚「以上受還付人日暮貴生紀」　4. キャッシュカード２枚「受還付人ヒグレキセキ」　5. デビットカード１枚　6. クレジットカード１枚「以上受還付人ＫＩＳＥＫＩ　ＨＩＧＵＲＥ」　7. スマートフォン２台　8. アルミネット延長持ち手２本　9. レシート１枚　10. 目出し帽１個　11. 土嚢袋26枚　12. はさみ１本　13. ヘッドライト１個　14. 軽四輪貨物自動車１台　15. 現金93円（番号14に在中していたもの）

令和８年検第100085号北海道漁業調整規則違反被疑事件（令和８年領第29号）　1. スマートフォン２台　2. 網１個　3. 延長持ち手１本　4. 鉤棒１本　5. ナイフ３本　6. レシート２枚　7. ショルダーバッグ１個　8. 現金123,000円（番号７に在中していたもの）　9. ワイヤレスイヤホン１個　10. 小銭入れ１個　11. 現金1,530円（番号10に在中していたもの）　12. タバコ１箱　13. ライター１本　14. スマホケース１個　15. 取扱説明書１枚　16. ウエストポーチ１個　17. 電子タバコ１個　18. 菓子１個　19. ワイヤレスイヤホン１個　20. 保湿クリーム１個　21. タバコ１箱　22. ライター１本　23. 小物入れ１個　24. 現金96,866円（番号23に在中していたもの）　25. ショルダーバッグ１個　26. 小銭入れ１個　27. 現金2,036円（番号26に在中していたもの）　28. プリペイドカード１枚　29. つまようじ２本

山形地方検察庁米沢支部検察官

令和８年検第100106号窃盗被告事件（令和８年領第51号）　1. キャッシュカード34枚　2. カードケース２個　3. 現金2,108,000円　4. 封筒２枚　5. 通帳１通　6. 明細書１枚

水戸地方検察庁検察官

令和８年検第5275号建造物侵入、住居侵入、器物毀棄被告事件（令和８年領第107号）　1. 旧紙幣（10,000円札）１枚　2. 旧紙幣（5,000円札）７枚　3. 旧紙幣（1,000円札）８枚　4. 旧紙幣（500円札）３枚　5. 記念硬貨（5,000円硬貨）９枚　6. 旧硬貨（500円硬貨）13枚　7. 旧硬貨50円硬貨）78枚　8. 旧硬貨（１円硬貨）１枚　9. 記念硬貨（500円硬貨）163枚　10. 記念硬貨（100円硬貨）48枚　11. 旧硬貨（１銭硬貨）４枚　12. 旧硬貨（５銭硬貨）１枚　13. 旧硬貨（10銭硬貨）１枚

水戸地方検察庁土浦支部検察官

令和８年検第1031号電子計算機使用詐欺被告事件（令和８年領第778号）　1. スマートフォン６台　2. 長ズボン２着　3. 半袖Ｔシャツ２着　4. スニーカー１足　5. トレーディングカード446パック　6. トレーディングカード367枚　7. トレーディングカード１冊　8. トレーディングカード３箱　9. トレーディングカード６枚　10. 箱（９が入っていたもの）１箱　11. トレーディングカード111パック　12. ビニール袋（11が入っていたもの）１枚　13. トレーディングカード168パック　14. 気泡緩衝材３枚　15. 段ボール箱（13及び14が入っていたもの）１箱　16. トレーディングカード126箱　17. ビニールバッグ（16が入っていたもの）３個　18. トレーディングカード20パック　19. トレーディングカード10枚　20. ビニール袋（18及び19が入っていたもの）１枚　21. トレーディングカード183枚　22. プラスチックケース（21が入っていたもの）１箱　23. トレーディングカード151枚　24. しおり２枚　25. スリーブ４枚　26. プラスチックケース（23～25が入っていたもの）１箱　27. トレーディングカード169枚　28. プラスチックケース（27が入っていたもの）１箱　29. トレーディングカード128枚　30. しおり１枚　31. スリーブ６枚　32. プラスチックケース（29～31が入っていたもの）１箱　33. トレーディングカード123枚　34. スリーブ７枚　35. プラスチックケース（33及び34が入っ

ていたもの）１箱　36. トレーディングカード26パック　37. 箱（36が入っていたもの）１箱　38. トレーディングカード７パック　39. トレーディングカード９枚　40. 箱（38及び39が入っていたもの）１箱　41. トレーディングカード12パック　42. 輪ゴム（41を束ねていたもの）１本　43. 箱（カードケース１箱及びカードスリーブ２束が入っているもの）１箱　44. トレーディングカード84箱　45. ビニールバッグ（44が入っていたもの）２個　46. トレーディングカード166パック　47. ビニール袋（46が入っていたもの）１枚　48. トレーディングカード185パック　49. ビニール袋（48が入っていたもの）１枚　50. トレーディングカード14枚　51. トレーディングカード11枚　52. トレーディングカード３枚　53. トレーディングカード18枚　54. プラスチックケース（52及び53が入っていたもの）１箱　55. プラスチックケース（51が入っていたもの）１箱　56. 紙袋（50～55が入っていたもの）１袋

令和７年検第1029号電子計算機使用詐欺被告事件（令和８年領第1011号）　1. スマートフォン45台　2. レターパックライト370円220枚　3. レターパックプラス520円20枚　4. レターパックライト370円（１箱200枚入りのもの）４箱　5. タバコ126箱　6. 段ボール箱（５が入っていたもの）１箱　7. らくらくメルカリ便ＢＯＸ29箱　8. 宅急便コンパクト専用ＢＯＸ２箱　9. ビニール袋（７及び８が入っていたもの）１袋　10. トレーディングカード767パック　11. 段ボール箱（緑色付箋１枚が入っているもので、10が入っていたもの）１箱　12. トレーディングカード338パック　13. トレーディングカード536枚　14. 紙箱３箱　15. 紙箱（紙片３枚、缶ケース１箱、コイン様のもの等が入ったビニール袋１袋が入っているもの）１箱　16. ビニール袋（接着剤１個、スリーブ１袋、扇子１本等が入ったビニール袋１袋、黄色ビニール袋５枚が入っているもの）１袋　17. 段ボール箱（12、13、14、15、16が入っていたもの）１箱　18. トレーディングカード842パック　19. 段ボール箱（緩衝材１個、輪ゴム１本、レシート２枚が入っているもので、18が入っていたもの）１箱　20. トレーディングカード460パック　21. 段ボール箱（20が入っていたもので、紙箱16箱が入っているもの）１箱　22. トレーディングカード42箱　23. ビニールバッグ（22が入っていたもの）１個　24. トレーディングカード56箱　25. ビニールバッグ（24が入っていたもの）１個　26. トレーディングカード（紙箱に入っているもの）810パック　27. ビニールバッグ（26が入っていたもの）１個　28. トレーディングカード160パック　29. ビニール袋（紙箱３箱、レシート７枚、紙片６枚が入っているもので、28が入っていたもの）５袋　30. トレーディングカード327パック　31. トレーディングカード（紙箱に入っているもの）10パック　32. ビニール袋（レシート３枚、ビニール片２枚、ビニール袋３枚が入っているもので、30及び31が入っていたもの）１袋　33. トレーディングカード（紙箱に入っているもの）110パック　34. 紙袋（33が入っていたもの）１袋　35. トレーディングカード５パック　36. トレーディングカード（紙箱に入っているもの）90パック　37. トレーディングカード77枚　38. 紙箱１箱　39. 紙袋（35、36、37、38が入っていたもの）１袋　40. トレーディングカード（バインダー２冊に入っているもの）421枚　41. ビニール袋（40が入っていたもの）２袋

千葉地方検察庁検察官

令和８年検第106898号道路運送車両法違反被疑事件（令和８年領第4406号）　1. 現金1,016円　2. レシート２枚　3. 銅線597本　4. ケーブルカッター３本　5. 包丁１本　6. 果物ナイフ１本

さいたま地方検察庁検察官

令和８年検第5629号貸金業法違反被疑事件（令和８年領第899号）　1. 宅急便コンパクト17個　2. 現金388,000円　3. 封筒14通

東京地方検察庁検察官

令和８年検第307524号重過失傷害、道路交通法違反被疑事件（令和６年庁外領第3839号）　1. 自転車１台「受還付人ジャボルフ　ジャホンギル」

令和７年検第27966号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和８年庁外領第325号）　1. ノートパソコン（コード付き）１台「受還付人鄧　宇航ことデン　ユハン」　2. キャッシュカード１枚　3. ご利用明細票１枚　4. 通帳ケース１枚　5. ハードトークン（封筒入り）１個　6. 封筒４枚　7. 書類一式　8. トートバッグ１個　9. 通帳１冊

令和８年検第14737号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和８年領第2116号）　1. 偽造在留カード１枚「受還付人モリリオ　アルビン　リベラ」

令和８年検第2411号有印私文書偽造、偽造有印私文書行使被告事件（令和８年庁外領第2675号）　1. 携帯電話機３台（うち２台ケース付き）　2. ＳＩＭカード１枚　3. ＳＩＭピン１個「以上受還付人チェン　シーシュアン」

令和８年検第1679、1680号傷害被疑事件（令和８年庁外領第3398号）　1. 包丁１丁　2. Ｔシャツ１枚「以上受還付人信　希ことシン　シー」

令和８年検第18828号占有離脱物横領被疑事件（令和８年庁外領第6708号）　1. 自転車１台「受還付人シン　グワンミョン」

令和８年検第21970号出入国管理及び難民認定法違反、偽造有印私文書行使被疑事件（令和８年庁外領第7837号）　1. 偽造在留カード１枚　2. 変造旅券１通

令和８年検第22902号犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被疑事件（令和８年庁外領第8726号）　1. 通帳１冊　2. キャッシュカード１枚「以上受還付人ギェム　タット　ティエンダット」

令和８年検第22267号窃盗未遂被疑事件（令和８年庁外領第8742号）　1. 通帳１冊「受還付人ジュマナザロフ　アクマル　アブロル　ウグリ」

令和８年検第19966号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和８年庁外領第9449号）　1. 在留カード１通「受還付人ＰＨＡＭ　ＴＨＩ　ＨＯＮＧ　ＮＨＵＮＧ」

東京地方検察庁立川支部検察官

令和８年検第2121号出入国管理及び難民認定法違反被疑事件（令和８年庁外領第2593号）　1. 自家用普通乗用自動車１台　2. エンジンキー１個　3. 自動車検査証１通　4. 自動車損害賠償責任保険証明書１通　5. 登録事項等通知書１通　6. 預託証明書（リサイクル券）等１通

令和５年検第5477号窃盗被告等事件（令和８年領第544号）　1. 現金5,000,000円（袋入り）

横浜地方検察庁検察官

令和７年検第2550号窃盗被告事件（令和８年領第2425号）　1. タリーズカード１枚　2. 外国通貨31,780ウォン　3. 外国通貨21圓　4. 外国通貨12ペソ　5. 外国通貨14ユーロ　6. 外国通貨19バーツ　7. 外国通貨50フラン　8. 外国通貨１ソル　9. 外国通貨アメリカ合衆国１セント　10. 外国通貨シンガポール共和国10セント　11. 外国通貨２ランド　12. 財布14個　13. 札入れ２個　14. 小銭入れ５個　15. 長財布10個　16. 手提げバッグ１個　17. クラッチバッグ１個　18. ｍａｎａｃａ１枚　19. スターバックスカード19枚　20. ｎａｎａｃｏカード１枚　21. Ｓｕｉｃａ２枚　22. ＰＡＳＭＯ12枚　23. ＩＣＯＣＡ１枚　24. 外国通貨50リラ　25. 外国通貨20ポンド　26. 外国通貨アメリカ合衆国８ドル　27. 外国通貨20ルピー　28. 外国通貨2,200バーツ　29. 外国紙幣様のもの１枚

令和７年検第7503号麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件（令和８年領第2174号）　1. コカイン16袋　2. 封筒14枚及び１袋　3. 現金1,060,000円　4. ストロー片２枚　5. チャック付きビニール袋23枚及び１袋　6. ビニール袋１袋　7. 巻紙１箱　8. フィルター１個　9. はさみ１本　10. 電子たばこ１本　11. 箱１個　12. 手袋１双　13. ライター３本　14. ハンドバッグ１個

令和８年検第500563号道路交通法違反被疑事件（令和８年領第2531号・同年庁外領第70号）　1. 自動車検査証１通　2. スマートフォン１台　3. 偽造在留カード１枚　4. キャッシュカード１枚「受還付人フィン・ティトゥイ・リン」　5. レシート３枚　6. 領収書３枚　7. 現金135,836円　8. 外国通貨100ウォン　9. 外国通貨100ルーブル　10. 外国通貨20元　11. 外国通貨アメリカ合衆国７ドル　12. 外国通貨915ペソ　13. 空きペットボトル２本　14. 空き缶１本　15. 紙パック１個　16. たばこ２箱　17. 栓抜き１個　18. ライター１個　19. ＵＳＢソケット２個　20. 充電ケーブル２本　21. ビニール袋１枚　22. ショルダーバッグ３個　23. リュックサック２個　24. ズボン６本　25. タイツ４本　26. ジャンパー１着　27. パーカー１着　28. 肌着３枚　29. パンツ４枚　30. 財布２個　31. ワイヤレスイヤホン１個　32. ベルト１本　33. ティッシュ１個　34. キャップ１個　35. 靴５足　36. くぎ抜き１本　37. オイルライター２個　38. 缶２本　39. ペットボトル１本　40. キャリーバッグ１個　41. 刀様のもの２本　42. ネックレス１本　43. ポシェット１個　44. 懐中電灯２個　45. ガスボンベ１本　46. ピンセット１本　47. マイナスドライバー２本　48. 十徳ナイフ１本　49. カッターナイフ１本　50. ニッパー１本　51. ペンチ１本　52. ガスバーナー２個　53. バール２本　54. 熊の置物１個　55. ボストンバッグ１個　56. トレーナー２枚　57. 靴下１足及び１枚　58. Ｔシャツ４枚　59. 半ズボン４本　60. カーゴパンツ１本　61. コート１着　62. タンクトップ１枚　63. ジャージ１着　64. タオル１枚　65. メジャー１巻　66. 歯磨き粉１瓶　67. 普通乗用自動車１台　68. エンジンキー１本

長野地方検察庁上田支部検察官
令和８年検第100185号公務執行妨害被疑事件（令和８年領第122号）　1. 普通乗用自動車１台　2. エンジンキー１個

富山地方検察庁検察官
令和８年検第100236号窃盗被告事件（令和８年領第186号）　1. 替刃26箱　2. 美容液134箱　3. クリーム185箱　4. 乳液34箱　5. 化粧水35箱　6. メイク落とし１箱　7. 洗顔料１箱　8. ファンデーション６箱　9. 石けん２箱　10. ゴミ袋１袋

大阪地方検察庁検察官
令和７年検第4370号関税法違反被告事件（令和７年領第4016号）　1. 外国通貨（アメリカ合衆国）965ドル　2. 輪ゴム１個　3. 外国通貨（ブラジル）100レアル
令和７年公判第3430号窃盗被告事件（令和８年領第5606号）　1. 現金2,000,000円

奈良地方検察庁検察官
令和７年検第1827号業務上横領被告事件（令和７年領第1249号）　1. 現金13万円

津地方検察庁四日市支部検察官
令和７年検第100766・100767・100768・100769号窃盗、邸宅侵入被告事件（令和８年領第139号）
1. 外国通貨（536フラン、90ユーロセント、344セント、７ペニー、28ドル、90ペソ、1270ウォン、43ペンス、８マルク、２クローナ、１クロン、２ダイム、10ペニヒ、18ギルター、985ペセタ、12シリング、20ラッペン、25オーレ、300リラ、8350ルピア、2780コルナ、５リンギット、102バーツ、12シンガポールドル）　2. 古銭21枚　3. 海外古銭13枚　4. 現金7,780円　5. ネックレスチェーン３本　6. ネックレス６本　7. ネックレストップ１個　8. リング１個　9. ペンダントトップ５個　10. イヤリング４個　11. ピンバッチ１個　12. 真珠10個　13. 指輪３個　14. 宝石様のもの３個　15. 腕時計９本　16. バンド１本　17. ブローチ３個　18. カフスボタン２個　19. 小物ケース１個　20. 万年筆３本　21. コイン２枚　22. 記念硬貨45枚　23. 記念コイン２枚　24. メダル１枚　25. 鞄１個　26. ボールペン　４本　27. キャップ１個　28. 封筒１枚　29. 単３アルカリ電池２本　30. 医薬品３個　31. リュックサック１個　32. 財布１個　33. 金杯１個　34. ネクタイピン１個　35. タイピン１個　36. キーホルダー２個　37. ストラップ１個　38. 健康機器１個　39. 切手シート30枚　40. 切手帳３冊　41. セカンドバッグ１個

神戸地方検察庁検察官
令和７年検第7053号窃盗未遂被告事件（令和８年領第510号）　1. スマートフォン（メモ添付）５台　2. 現金816,000円

佐賀地方検察庁検察官
令和７年検第10820号住居侵入、窃盗、建造物侵入被告事件（令和７年領第582号）　1. 現金158,500円　2. 指輪５個

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２６４５号
愛知県春日井市細木町２丁目70番地
債務者　マルワ運輸有限会社
代表者取締役　渡邉　資洋
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６４６号
愛知県春日井市細木町２丁目70番地
債務者　有限会社アサイ機興
代表者取締役　渡邉　資洋
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　秀剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０００号
札幌市東区東雁来町358番地28
債務者　武洋運輸有限会社
代表者代表取締役　齊藤　洋志
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木葉　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時45分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１０４号
大阪市鶴見区安田３丁目17番26号
債務者　株式会社デルニ
代表者代表取締役　吉田　昌広
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉住　豪起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４号
奈良県大和郡山市北西町123番地24
債務者　株式会社ＬＩＮＡＳ
代表者代表取締役　岡田　雅子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　揚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時50分
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９２号
仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番36―201号
債務者　Ｆｉｎｅ　ｐｒｏｖｅ合同会社
代表者代表社員　金城美奈子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５６１号
愛知県津島市神守町字中ノ折46番地２
債務者　株式会社スタイルカンパニー
代表者代表取締役　吉岡　和也
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　桃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１０４号
堺市堺区旭ヶ丘北町四丁５番18号（１Ｆ）
債務者　株式会社大目建装
代表者代表取締役　大目　信行
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１２４号
堺市西区鳳西町二丁27番17号
債務者　有限会社エムケイ配送
代表者取締役　三宅　政美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐崎　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９０号
神戸市中央区元町通七丁目２番４号藤井ビル２階
債務者　株式会社エーアールシー
代表者代表取締役　平谷　　繁
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時15分
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６号
兵庫県豊岡市大手町７番16号
債務者　株式会社ｔｅｎ
代表者代表取締役　草壁　俊之
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時20分
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２６５１号
名古屋市緑区池上台１丁目178番地
債務者　ドリンクのオータケ合同会社
代表者代表社員　竹島　裕樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　朋之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７７０号
名古屋市中区栄５丁目21番37号　グランルージュ栄Ⅱ208号室
債務者　株式会社セッティングプロモーション
代表者代表取締役　土田　謙一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市大島二丁目１番６号
債務者　株式会社ＳＫ管工
代表者代表取締役　喜納　史朗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７号
新潟県佐渡市羽茂本郷1926番地１
債務者　株式会社アンダライズ
代表者代表取締役　下澤　陽輔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第５７４６号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―904号
債務者　有限会社雄飛
代表者代表取締役　坂本　哲朗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８０７号
大阪府枚方市岡東町12番３
債務者　株式会社らくせい薬局
代表者代表取締役　山田　健一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９８号
宮城県石巻市北上町女川字孫兵エ６番地
債務者　有限会社イーストサービス
代表者代表取締役　武山　　壽
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　瞳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時45分
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第７７９号
埼玉県川越市福田138番５号
債務者　株式会社三城建設
代表者代表取締役　笹森　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　拓耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２１号
埼玉県所沢市けやき台一丁目24番地の17
債務者　合同会社ｙｕｋｕｒｕ
代表者代表社員　國吉いづみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴羽　良弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時50分
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２６４１号
横浜市中区日本大通33番地
債務者　株式会社ＫＧカンパニー
代表者代表取締役　萬田　勝正
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向　誓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時50分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９号
北海道紋別郡遠軽町岩見通南１丁目３番５号
債務者　株式会社遠軽酒販
代表者代表取締役　佐藤　清樹
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦澤　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第５４９号
新潟県長岡市中貫町一丁目２番地20
債務者　株式会社アドビック
代表者代表清算人　茨木　大治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時50分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
岐阜県大垣市船町一丁目17番地
債務者　株式会社丸今本舗
代表者代表取締役　今尾　浩久
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　啓祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月22日午前11時
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2350番地１
債務者　株式会社ＡＧＡＩ
代表者代表取締役　井上好二郎
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月22日午前10時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７７号
岡山県美作市久賀1171番地
債務者　梶並　　司
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下宗一郎
4　破産債権の届出期間　令和９年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１６７４号
埼玉県川口市戸塚東２丁目27番１号　ハイム羽田101号
債務者　佐々木年勝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　和宏
4　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８１５号
東京都板橋区大山西町２―１―402
債務者　水上りおな
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　太一
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３１号
東京都新宿区中井２丁目６―11
債務者　長井　政章
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田佳菜子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３７号
東京都足立区鹿浜７丁目10―14―102
債務者　齋藤　政吉
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加唐　健介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３８号
東京都足立区鹿浜７丁目10―14―102
債務者　齋藤とみ江
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加唐　健介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６２号
東京都江東区有明１丁目４―11―636
債務者　甲賀　典子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水本正太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６８号
東京都足立区神明１丁目９―19　アルカンシエルⅢ　103
債務者　月村　桃子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　裕美
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６９号
東京都中野区上高田２丁目32―６―101
債務者　松井　敬子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　　信
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７０号
東京都渋谷区笹塚１丁目55―６　フェニックス笹塚駅前弐番館　906
債務者　吉樂　洋一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宅間　仁志
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７６号
東京都中野区上高田２丁目40―12―503
債務者　新河　裕次
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間　幸司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０３号
東京都足立区保塚町12―３―103
債務者　杉山　勝則
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹腰　幸綱
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９６６号
神奈川県横浜市神奈川区松本町４丁目28―９―301
債務者　大谷　功貴
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　春香
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９６９号
東京都台東区東上野１丁目14―14　上野ビル
債務者　石田　泰介
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　祥平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９７３号
東京都台東区浅草３丁目14―１―201
債務者　古賀　陵平
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立村　達哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６２３号
東京都八王子市狭間町1462番地５タウンズ八王子Ａ1404号
債務者　味元　正幸
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井ノ川龍太朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６２４号
東京都八王子市狭間町1462番地５タウンズ八王子Ａ1404号
債務者　味元　美穂
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井ノ川龍太朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７７７８号
東京都中野区上高田５丁目46―16―202
債務者　村田　　始
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新垣　卓也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９３号
東京都文京区小石川１丁目25―13　小林方
債務者　大越　佳子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　雄哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１３号
東京都足立区栗原３丁目22―18　冨田方
債務者　中村　健治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末永　智子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１８号
東京都品川区旗の台４丁目２－４―205
債務者　佐藤　弘樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　啓史
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１９号
東京都豊島区巣鴨４丁目27―８―803
債務者　内山　結貴
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　真琴
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６０号
東京都狛江市東和泉３丁目14―５―104
債務者　飯村　　萌
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　孝博
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６１号
東京都墨田区文花３丁目22―８―203
債務者　飯島あかり
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　晃久
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６３号
神奈川県茅ヶ崎市香川１―18―15　後藤方、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸町5442―１　アールケープラザ東戸塚Ⅱ703
債務者　鈴木　　玲（旧姓後藤）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　直也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０４号
東京都江戸川区北小岩６丁目８―14―201
債務者　多田　君江
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬恵利子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２４号
東京都江戸川区大杉５丁目９―18
債務者　山田　　翔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２９号
東京都足立区江北３丁目23―７―201
債務者　小島　浩光
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳澤　憲吾
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９３１号
東京都新宿区大久保２丁目15―９　ヴィラアンドウⅡ　203
債務者　米田　大介
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八巻　晴彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９３７号
東京都渋谷区神泉町１―13　ＰＲＯＴＯ渋谷神泉Ⅰ　001
債務者　生井　展子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２８号
千葉県成田市成井426番地115
債務者　常総ペイントサービスこと　三橋　健一
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２００３号
東京都小平市仲町116番地の８
債務者　鈴木　孝典
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　光明
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７７６５号
東京都世田谷区池尻３丁目16―24―202
債務者　松井　康至
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　哲敏
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９６号
東京都中野区中野３丁目40―３―401
債務者　工藤　博崇
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　維大
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５９号
東京都板橋区成増４丁目８―１　あかるハイム14　210
債務者　渡辺　綱紀
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　良昭
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６４号
東京都板橋区志村１丁目33―１　セジョリ志村坂上Ⅱ　203
債務者　日野　志穂
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　拡時
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６６号
東京都葛飾区奥戸６丁目25―18―202
債務者　石戸谷晃人
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　稜賀
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７７号
東京都大田区萩中１丁目14―５―309
債務者　井上　瑞季（旧姓大須賀）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　圭輔
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０２号
東京都大田区羽田５丁目３―１―735
債務者　毛受　航太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　航洋
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０５号
東京都荒川区東尾久５丁目33―７―202
債務者　鈴木　祥史
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　弓場　浩子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０６号
東京都江東区塩浜２丁目８―１―327
債務者　奥津　優祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　桂輔
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０７号
千葉県市川市新田３丁目27―11
債務者　吉岡　美有（旧姓奥津）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　　生
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２７号
東京都中野区南台５丁目30―13　ハイムローゼＶ　202
債務者　北岡　裕美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　俊介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２８号
東京都墨田区向島２丁目８―４―402
債務者　佐藤　正則
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星　　大介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９３８号
東京都新宿区西新宿６丁目26―３―303
債務者　根本　里紗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南原　由記
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０９７号
東京都府中市八幡町１丁目４番地の９　302
債務者　長田　好正
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　番場　弘文
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７７１１号
東京都中野区弥生町２丁目51―８―303
債務者　藤島　悠聖
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　正貴
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７１８号
東京都品川区中延１丁目１―23
債務者　吉野　勇樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野本　未希
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２８号
東京都八王子市横川町1164―５、住民票上の住所東京都渋谷区道玄坂２丁目19―６―406
債務者　岡村　悠真
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　真人
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３４号
東京都世田谷区給田３丁目33―16　オーチャード壱番館302
債務者　馬場　誠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤　宏哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３５号
東京都世田谷区給田３丁目33―16　オーチャード壱番館302
債務者　馬場　恵美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤　宏哉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４９号
東京都練馬区大泉町１丁目42―19
債務者　渡邊功次郎
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　拓也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６２号
東京都練馬区豊玉北３丁目15―15―101
債務者　清水　智
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　清彦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６７号
東京都中野区東中野２丁目32―６―106
債務者　大村　英修
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安齋　瑠美
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８３号
東京都足立区栗原２丁目24―11―102
債務者　大月　眞
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　麻依
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１７号
東京都大田区中央８丁目６―11―103
債務者　若林　柊治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀場　庸
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８２５号
東京都渋谷区本町２丁目１―１―602
債務者　小林　和広
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６７号
東京都品川区西大井２丁目18―１　ハイム白珠　１Ｃ
債務者　上沖　朱美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　幸恵
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７５号
東京都府中市四谷４丁目10―８―103
債務者　小嶋　和樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智有
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８９０号
東京都中野区大和町１丁目26―５　ヤマトハイツＢ棟101
債務者　山本　剛人
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　育子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９６０号
東京都墨田区八広４丁目１―５
債務者　上田　典子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔本　義之
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９９２号
東京都八王子市弐分方町588番地13
債務者　大出　和基
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　敦
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０４３号
東京都立川市砂川町８丁目77番地の10ファミネス上台102号
債務者　三宅　紹恵（旧姓相馬）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大沼　卓朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０５５号
東京都小平市小川町１丁目501番地の10ＭＡＣ東大和コート404
債務者　渡邉　勝則
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　大志
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前11時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８２０号
川崎市麻生区万福寺４丁目18番12号
債務者　生見　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恵太
4　破産債権の届出期間　令和８年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７１９号
東京都大田区蒲田１丁目24―12　第三幸荘28号
債務者　萩谷　遥斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　亞樹
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４５号
東京都北区上十条３丁目15―２―202
債務者　高橋竜之介
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚亜矢子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７６６号
東京都葛飾区東四つ木１丁目17―21
債務者　小關　隆由
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　　大
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０４号
東京都足立区東綾瀬２丁目６－３―305
債務者　小島　英子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智也
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１６号
東京都練馬区東大泉２丁目17―２―102
債務者　矢野目寿美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町山　俊輔
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８２９号
東京都港区六本木２丁目４―13―901
債務者　江藤　幸輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥羽　浩司
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３３号
埼玉県川口市領家１丁目７－９
債務者　新橋　洋一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　繭子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３４号
埼玉県川口市領家１丁目７－９
債務者　新橋　千草
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　繭子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８３６号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目18―27　Ｄ－ｒｏｏｍ　ｘｅｖｏΣ朝霞Ｃ
債務者　鈴木　伸二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　一誠
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７１号
東京都品川区平塚２丁目９―33―401
債務者　仲村　絵里
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　香織
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７４号
東京都足立区千住２丁目34
債務者　水野あすか
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩平
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８８３号
東京都江戸川区東小岩６丁目32―４
債務者　齋藤留美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　惠美子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８８７号
東京都台東区根岸４丁目10―18―101
債務者　駒瀬　真也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　太朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９３６号
東京都板橋区前野町２丁目37―３―405
債務者　峯村　和美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　啓正
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０３４号
福岡県福岡市博多区博多駅南３丁目14―１―205
債務者　白岩　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　慎市
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３０号
東京都台東区元浅草２丁目４―２　井上荘202
債務者　坂下　和子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平村樹志雄
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７８５号
東京都北区赤羽北１丁目４―４
債務者　松澤　達也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　由起子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７９０号
代替住所Ａ（旧住所　東京都足立区鹿浜７丁目25―７―102）
債務者　茂木　詠祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井砂　貴雄
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８６５号
東京都世田谷区桜上水５丁目37―21―106
債務者　今村　衣里
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林明日香
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８８０号
東京都港区三田１丁目５―５―402
債務者　宋正行こと　ソン　チョンヘン
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰巳　駿介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８８１号
東京都港区三田１丁目５―５―402
債務者　金揆利こと　キム　キュリ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰巳　駿介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８８５号
千葉県四街道市さちが丘１丁目26―５
債務者　室田　哲男
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　秀香
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９０９号
東京都狛江市和泉本町３丁目35―９―105
債務者　小林幸一郎
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧口　　徹
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９８６号
東京都墨田区緑３丁目４―15―402
債務者　金田寅こと　金　　甲寅
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村雄二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７３１号
東京都西東京市富士町１丁目７―74―304
債務者　香川　浩平
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　典正
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７２号
東京都江戸川区東葛西３丁目４―14
債務者　藤田　嘉空
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　祐介
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９８４号
岡山県岡山市東区寺山258－１
債務者　小林　健伸
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　良太
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午前11時
６　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９１号
東京都文京区水道１丁目５－16－208
債務者　五代　友厚
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　景山　甲悦
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０４７号
東京都西東京市保谷町３丁目18－10
債務者　熊切　　信
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩原　崇宏
４　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月４日午後２時
６　免責意見申述期間　令和９年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４０号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目１－17－203
債務者　矢野壮一郎
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木山　二郎
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月５日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８１４号
東京都江戸川区東瑞江２丁目６－18－305
モンターナ７
債務者　三井　貞佳
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　祐介
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月５日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８２４号
茨城県取手市藤代550－８　ハッピーハウスクサカⅢ102
債務者　荒瀬　　明
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　未央
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月５日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８７３号
東京都江東区南砂４丁目19－４－303
債務者　江川　静香（旧姓加藤）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮澤　真志
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９２１号
東京都足立区千住５丁目25－13－103
債務者　中村　征嗣
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木明子
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時
６　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９８８号
東京都北区栄町37－７－202
債務者　坪田貴久子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　朗大
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３号
千葉県印旛郡栄町安食3653番地２
債務者　藤﨑　美江
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　孝伸
４　破産債権の届出期間　令和８年12月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月２日午前11時
６　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１９８９号
東京都狛江市西野川４丁目31番６号
債務者　山口久美子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上條　辰徳
４　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月24日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和９年２月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７８４４号
東京都練馬区練馬１丁目33－６－301
債務者　前木　昭夫
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波田　幸秀
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月11日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年３月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１１号
東京都江東区亀戸６丁目６－９－401
債務者　辻川　洋一
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　　崇
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月12日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年３月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８５４号
東京都中野区中央３丁目24－15－1002
債務者　新垣　理乃
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　禎周
４　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年３月18日午前10時
６　免責意見申述期間　令和９年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７号
兵庫県豊岡市大手町７番16号
債務者　草壁　俊之
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻本　武之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時20分
５　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第７１３号
仙台市宮城野区榴ケ岡105番地の８　ベルメゾン宮の丘803
債務者　沢田　泉菜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相崎　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９０号
仙台市宮城野区東仙台３丁目１番６号　ガーデンスクエアⅡ－３
債務者　元木　順一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　稔英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１３号
仙台市泉区八乙女３丁目13－８、住民票上の住所仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の８　ウインディ広瀬川
債務者　佐々木一治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時55分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１１６号
仙台市太白区大野田２丁目10番11号
債務者　岩松　秀樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　　駿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後３時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５１号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番11号　市営吉野町復興住宅２－405号
債務者　鈴木瑠唯斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
福島県会津若松市城東町６番24号
債務者　齋藤　　僚
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３２５号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1054番地995　雪見が丘　中島山荘
債務者　小林　　充
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４７号
群馬県桐生市境野町４丁目1108番地
債務者　藤掛　　等
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第５０６号
新潟市西区内野潟端2090番地　特別養護老人ホームうちの桜園、住民票上の住所新潟市中央区四ッ屋町１丁目2985番地１
債務者　小林　邦彦
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　龍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６２号
大阪市淀川区西中島６丁目２番15―907号
債務者　土居　尚斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町野　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６９３号
大阪府東大阪市川田３丁目５番11号　アヴィタンテ加納　Ｂ棟103
債務者　鳥居　真琴
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３１号
大阪府泉大津市東雲町７番40―201号
債務者　森運送こと　森　大三郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳数
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１５号
奈良県五條市西吉野町奥谷1361番地
債務者　福本　善一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所五條支部

令和８年（フ）第４２号
香川県観音寺市大野原町大野原3810番地１ビレッジハウス大野原１号棟402号室
債務者　藤川　佳三
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋月　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第４６２号
沖縄県糸満市西崎町３丁目362番地　マンションラッキー502
債務者　長久保咲子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊川　孝枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５号
宮城県気仙沼市最知北最知229番地２　ヒルサイドハウス104号室、住民票上の住所宮城県気仙沼市新町６番39号
債務者　加藤　健太
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第２３１号
東京都板橋区高島平９丁目29番８－201号　Ｓ－ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ高島平ａｓｏｌｅａ、申立時の住所横浜市中区大和町１丁目17番地２　コンシェリア横濱山手ザ　レジデンス207
債務者　木村　　明
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　典宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５２号
横浜市南区清水ケ丘47番地９
債務者　須永加奈子（旧姓吉浜）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大河内　万紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２０号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目179番地２　サニーブリーゼ202
債務者　山本　里美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　恵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月４日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１４３号
宮城県栗原市一迫真坂字清水平館１番地１　市営清水平館住宅Ｂ－１号、従前の住所宮城県栗原市一迫字鍛治屋敷67番地６
債務者　白井　峯雄
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２７０５号
神奈川県大和市中央７丁目９番16号
債務者　岩野　信吾
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣周太朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８号
新潟県佐渡市羽茂本郷1926番地１
債務者　下澤　陽輔
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第９５１号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２－2908号、従前の住所神戸市中央区雲井通２丁目１番６－509号
債務者　藤原　颯摩
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人　神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時45分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６号
兵庫県明石市大久保町松陰768番地の43、前住所東京都江戸川区南篠崎町２丁目45番16－401号　パークファミリア南篠崎
債務者　田中佑志郎
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鎌田　裕代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第７３号
神戸市西区王塚台１丁目104番地　パストラル王塚台203号、前住所神戸市西区曙町1070番地　県住11－102号（前々住所）兵庫県加古川市加古川町河原404番地の12
債務者　加藤　　弘
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　進一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２７０４号
横浜市栄区飯島町1922番地18
債務者　尾上　敬一
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋本　佳宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４４１号
大阪府寝屋川市池田本町４番46号
債務者　佐貫晋太郎
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時20分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４５号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳238番地１
債務者　阿部　　孝
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増井　皓一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
宮城県仙台市宮城野区出花一丁目15番地の22　サンシティ出花202、破産申立て時の住所宮城県大崎市古川穂波一丁目７番47号　ルビナス穂波207号
債務者　佐藤　一斗
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増井　皓一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時５分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２６０号
東京都墨田区立花５－35－７　レオパレスクレイノマルベリー202号室　（破産申立時の住所）埼玉県越谷市宮本町５丁目43－１レオパレスｍｉｎｅ105号、住民票上の住所東京都多摩市鶴牧５丁目７番地の11
債務者　中井　隆一
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福山　茂志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７１号
静岡市駿河区小鹿1204番地の２　アヴェニールミナミ101
債務者　大村　吉隆
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古澤　一樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第６９０号
兵庫県西宮市泉町２番２－205号
債務者　植田　　誠
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡部　将吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６３６号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目16番１－310号
債務者　仲　　貴之
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武部由香里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２１６号
高知市高須新町２丁目４番６号　第２ケイエムハウス102号、旧住所高知市桟橋通２丁目７番５号
債務者　川村佐登江
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７７号
熊本県八代市横手新町15号１番地１
債務者　疋田　歩夢
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　洋樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第５５９３号
大阪府枚方市渚西１丁目40番11―301号
債務者　大谷　将次
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９９１号
神戸市長田区上池田３丁目18番６号　中西ハイツ202号、従前の住所神戸市長田区前原町１丁目13番７号　ＫＡＲＩＮ上沢３号
債務者　平谷　　繁
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３００号
沖縄県沖縄市東２丁目６番１号　ひまわり305
債務者　仲村ひとみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮城　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６５７号
札幌市厚別区厚別東２条２丁目１番１号　コーポ向平Ａ101
債務者　松永　徳雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藍原　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１号
秋田県大仙市大巻字宅地19番地
債務者　菅原　健一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第２７１８号
愛知県小牧市常普請３丁目115番地　ラ・メゾン勝建209号
債務者　石井　りか
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１０５号
大阪府東大阪市新庄西６番21―812号
債務者　吉田　昌広
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉住　豪起
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６号
和歌山市三葛276番地５
債務者　Ｍｕｌｌｉｎｅｒ　Ｔｒａｎｓｐｏｒｔこと南美装こと　南　　聡規
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤あすみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７４１号
埼玉県上尾市愛宕一丁目25番15号　アイハイツ402
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６８号
埼玉県蕨市南町３丁目25番15号　コーポヤエ102号
債務者　川西　正和
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　史織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２６６８号
横浜市戸塚区上倉田町459番地10　プランドールハイムⅡ―303号
債務者　太田　美空
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　麻由
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７６号
川崎市多摩区西生田３丁目14番34号　モリエール　102
債務者　久慈　崇義
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　朋佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９１４号
大阪府東大阪市長堂３丁目24番６号　401号
債務者　新井奉憲こと　宋　　奉憲
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　夕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８２号
奈良県生駒市あすか野北２丁目14番21号
債務者　里見　康晴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５５号
奈良県大和郡山市北西町123番地24
債務者　岡田　雅子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　揚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６８号
奈良県奈良市学園大和町六丁目696番地　サザンヒルズ学園前５―112号
債務者　野木　幹也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９６４号
札幌市東区北25条東20丁目２番６号　ＡＬＤＥＺ紗那201号
債務者　田澤　知之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９５号
千葉県船橋市高根台５丁目１番275棟307号
債務者　岩永　人泰
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊川　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１５号
千葉市花見川区幕張町４丁目４番地　キャロットハイツⅠ―105号
債務者　小武海裕也
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　一裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２６７０号
名古屋市中川区長良町５丁目１番地　シズ・ステージ201号
債務者　川嶋恵二郎
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１２号
大阪府河内長野市小山田町3079番地の７
債務者　粟飯原和浩
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　竜也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１０５号
堺市堺区旭ヶ丘北町４丁５番18号
債務者　大目信行こと　ＫＩＭ　ＳＨＩＮＨＡＥＮＧ　金　信行
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９号
茨城県鹿嶋市大字志崎204番地２
債務者　関根　利記
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第１６３９号
埼玉県新座市栄五丁目６番５号　第五グリーンハイツ106号室
債務者　小林　隆司
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　伸幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７３２号
さいたま市見沼区大字東新井285番地１　栗原コーポ201
債務者　八幡美緒子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　朋宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７０８号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘686番地
債務者　齊藤三枝子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７４号
埼玉県川越市大塚１丁目26番地３
債務者　飯田　芹奈
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　浩紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７５号
埼玉県所沢市小手指町５丁目12番地の60　スカイヒルズ201
債務者　迫田　里沙（旧姓横溝）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増森俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８５号
栃木県宇都宮市下栗１丁目12番地７　エトアールマノアⅡ101号室
債務者　池迫　涼
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田弘太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１９２号
新潟県見附市新町２丁目８番11号
債務者　牛膓　崇宏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２５４１号
名古屋市北区如意１丁目60番地　プリミエールＮＹＯＩ205号
債務者　前田　哲
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６５２号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師401号
債務者　竹島　裕樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　朋之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６５３号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師401号
債務者　竹島　麗子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　朋之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５０号
大阪市平野区喜連東３丁目６番１―507号
債務者　垂水　拓磨
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門林　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５７号
大阪市天王寺区玉造元町３番６―407号
債務者　谷津千恵子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八城　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６８号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番18号　塚口２番館　301
債務者　喜納　史朗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７１号
東京都日野市南平４丁目43番地の３　Ｊ．フラッツ205、申立時の住所埼玉県八潮市大字浮塚222番地17　ソレイユ105
債務者　斉藤　龍徳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水戸　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２８２号
三重県四日市市笹川九丁目７番地１　ビレッジハウス笹川27―101、前住所三重県四日市市別山一丁目901番地　グレースＢ
債務者　ファミリアエステートこと　上地　正修
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８００号
埼玉県久喜市南栗橋４丁目７番地19　プリムローズ　202号
債務者　阿部　慎司
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６４号
千葉市中央区浜野町1192番地２　グリーンハイツ101号
債務者　稲葉　隆之
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８６６号
川崎市多摩区宿河原２丁目20番24号　ドミールゆうえん　305
債務者　遠藤　　舞（旧姓古謝）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　佳隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２６６号
愛知県蒲郡市金平町内野11番地２
債務者　近藤みゆき
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５７４７号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番27―904号
債務者　坂本　哲朗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８２号
新潟県小千谷市片貝町5435番地１
債務者　髙橋奈保子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３０号
茨城県鹿嶋市大字下塙８番地193
債務者　野口　七海
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　碧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６７８号
埼玉県川越市川鶴２丁目３番地５　（サンファイン105号室）
債務者　吉田　正也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７６号
埼玉県富士見市諏訪２丁目９番19号　プレミアムリコス壱号館101
債務者　Ｋｌｕｇ髙橋正周こと　髙橋　正周
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８０号
埼玉県川越市大字砂73番地４、前住所埼玉県川越市大字上戸315番地140　（パールハイツ霞203号室）
債務者　笹森　英樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　拓耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１９０３号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　325号棟401号室
債務者　菊地　正徳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　暢高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３７号
名古屋市中村区小鴨町23番地　県営小鴨住宅２棟303号、従前の住所名古屋市中村区東宿町３丁目29番地　カーサキトウＡ103号
債務者　加藤小夜子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金原　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８号
和歌山県東牟婁郡串本町串本1754番地１　植松団地　401
債務者　石田　亜紀
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中松　村夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第８０号
山口市中園町８番21－Ａ405号
債務者　上野　元美
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒川　裕希
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
５　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２４号
長崎県長崎市界１丁目３番12号
債務者　畑中　麻里
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７２５号
埼玉県八潮市大字木曽根852番地１　オークラマンション103、旧住所埼玉県越谷市南町２丁目８番３号　405
債務者　眞壁　正義
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻王秀一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３３２号
金沢市三口町火78番地　カームハイツ101号、従前の住所金沢市森戸１丁目132番地１　グリーンフォレストＩ201号
債務者　柴田亜可梨
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０号
福井県敦賀市清水町１丁目12番６－306号
債務者　安野　　肇
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川あず沙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月15日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第５４７号
愛知県豊田市西中山町荒子62番地93
債務者　古野　　篤
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時55分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
愛知県刈谷市高津波町３丁目808番地　ロイヤルコート森205号
債務者　富田　雄哉
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　武範
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月16日午後１時45分
５　免責意見申述期間　令和９年２月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７９５号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢354番地５
Ａｉｆｏｒｔ．みずほ台402号
債務者　谷川　浩孝
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水野　高徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後３時
５　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２２号
沖縄県豊見城市字高嶺365番地１　コーポ大城302号、前住所沖縄県豊見城市字名嘉地259番地46
債務者　國吉いづみ
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鶴羽　良弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１８１３号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番７棟304号
債務者　井上　　泰
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　泰三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後３時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１３号
埼玉県越谷市宮本町２丁目20番地５
債務者　清水　栄二
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　若生　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５５０号
埼玉県八潮市大字伊勢野296番地５
債務者　茨木　大治
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松浦麻里沙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後１時50分
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１６６２号
千葉県八千代市八千代台南２丁目19番５号　メゾンＳ・Ｅ八千代台105号室
債務者　土子　大之
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　基子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前10時20分
５　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０号
北海道紋別郡遠軽町岩見通南１丁目３番５、住民票上の住所北海道紋別郡遠軽町清川55番地２
債務者　佐藤　清樹
１　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浦澤　佳弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前11時
５　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
埼玉県入間市東町２丁目２番37号
債務者　渡辺洋一郎
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　美香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４４号
長崎県雲仙市千々石町丙1341番地第１
債務者　山下　善男
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　哲志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月19日午後３時
５　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
長崎県長崎市現川町2057番地　林田アパートＡ－１
債務者　川口　哲也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　悠人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１９号
長崎県長崎市現川町2057番地　林田アパートＡ－１
債務者　川口　民伎
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　悠人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和９年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７８４号
埼玉県所沢市東所沢２丁目10番地の５　フロンティアハイツＢ－103
債務者　工藤　恭子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８３１号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷368番地２　ダイカンプラザシティー201号
債務者　金谷　英二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８４９号
埼玉県川越市大字今福732番地15
債務者　小野　早優
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２２５号
山形市瀬波２丁目９番27号　コンシェールセナミＡ　101号
債務者　結城みどり
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
岩手県宮古市西町一丁目５番１号　マンションササキ104号室
債務者　藤原　琢磨
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２０６６号
愛知県清須市桃栄１丁目21番地　ライタス101
債務者　加藤　亜人
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５３号
愛知県あま市本郷郷中16番地１
債務者　川本祐梨子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２６２号
名古屋市南区松城町１丁目24番地　スペースイン笠寺203号
債務者　中川　直久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８１号
名古屋市中川区上脇町２丁目53番地　フェニーコート202号、従前の住所名古屋市中村区乾出町３丁目16番地　レガリストＮ102号
債務者　久米　弘祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４９号
名古屋市瑞穂区大殿町１丁目１番地の２　プルミエ102号
債務者　伊藤　圭祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７４号
名古屋市西区名西１丁目２番３号　ＶＩＬＬＡＧＥ　ＭＥＩＳＥＩ301号
債務者　安岡　　涼
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３７号
名古屋市瑞穂区下山町１丁目36番地の６
債務者　間野　由子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５０６号
愛知県津島市宇治町字茶ノ里100番地５　Ｄ－ｒｏｏｍアドバンス202号
債務者　澤田　朱里
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１３号
愛知県春日井市小木田町191番地　コスモハイツ川島103号
債務者　土屋　智英
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５１８号
愛知県瀬戸市西本町２丁目11番地　シーズンコート尾張瀬戸４Ｄ
債務者　伊藤　由佳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５２６号
名古屋市南区元柴田西町１丁目１番地　柴田荘１棟801号
債務者　安藤　智幸
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５３３号
愛知県小牧市久保一色南２丁目72番地　ＲＥＶＩＶＡＬ久保一色101号
債務者　中島　敏也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５４０号
名古屋市北区敷島町１番地　スカイハイム黒川302号
債務者　土屋みゆき
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５５９号
愛知県春日井市西山町1617番地４　市営道場山住宅Ｅ棟101号
債務者　大森　政彦
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５７５号
名古屋市昭和区桜山町２丁目48番地の１　ジュネコキアージュ桜山802号
債務者　馬場　利明
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６３７号
愛知県春日井市勝川町４丁目116番地　クレセントカーサⅡ102号
債務者　吉永　育代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７５４号
愛知県津島市宮川町１丁目49番地
債務者　藤田　享三
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２８３２号
名古屋市千種区竹越１丁目10番12号　サンパレス香流102号、従前の住所名古屋市守山区大森２丁目303番地
債務者　内田　友子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６号
三重県伊勢市中村町桜が丘48番地８　小倉荘102号室
債務者　玉田　昌規
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１８４９号
埼玉県白岡市小久喜110番地１　Ｍシャーメゾン Ａ－202、住民票上の住所埼玉県熊谷市石原883番地２　フレーシアＢ101
債務者　蓮沼　弘樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８４０号
埼玉県川越市岸町１丁目25番地53　（増田第２ハイツ303号室）、前住所埼玉県比企郡川島町大字上伊草1527番地17　グリーンヒルズＢ201号室
債務者　坂本　清児
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１４２号
新潟県柏崎市桜木町23番12―202号　桜木ハイツ
債務者　毛利　和宏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
新潟県長岡市住吉２丁目10番19号　池田ビル301号室
債務者　大塚　広輝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２２１号
愛知県豊橋市小松町字北郷54番地１　ラプア豊橋小松町、従前の住所愛知県豊橋市舟原町213番地　ラプア豊橋舟原町
債務者　倉持　　努
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５９号
愛知県豊川市御油町美世賜195番地　アクティブ１いとうや３－Ａ
債務者　大村　直樹
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第３６９号
岡山県倉敷市老松町１丁目１番15号　ミヨシコーポ102、転居前の住所岡山県倉敷市児島元浜町107番地　プレミール児島103号
債務者　松井　輝幸
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
大分市田室町３番４号
債務者　福田　京子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３７号
大分市王子町11番15―502号　プリュー豊国
債務者　中島　潤一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜85番地の10　グレイスフォー103
債務者　與儀美江子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１９９号
札幌市東区北36条東26丁目１番25号
債務者　金子　栄一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８５３号
札幌市豊平区豊平９条９丁目１番28―106号
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０４５号
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―511号
債務者　髙島　英子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０６０号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地88　コスモハイツＮｏ．５―407号
債務者　横濱　正平
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０８４号
札幌市北区新琴似11条13丁目10番15号　３Ｆ
債務者　檜森　裕子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１０７号
札幌市白石区栄通２丁目２番23号
債務者　白井　由夏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１２７号
札幌市東区北20条東21丁目４番13号　クオーレＮ20―201号
債務者　竹村　香織
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１６２号
札幌市清田区里塚２条３丁目15番13号　サンフラワーＣ―202号
債務者　関尾　陽香（旧姓兒玉、村田）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１６５号
札幌市豊平区旭町３丁目２番22―802号
債務者　池下　健二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１８１号
札幌市白石区南郷通６丁目南２番１―503号
債務者　佐々木　薫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２０８号
札幌市東区北23条東18丁目５番12号　リビング元町403号
債務者　敦賀　千秋
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２２９号
札幌市東区北17条東13丁目１番８―102号
債務者　髙野　良枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２６２号
札幌市西区八軒10条西２丁目７番10―206号
債務者　樋渡　昌也
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２２８４号
札幌市東区東苗穂１条３丁目３番２―403号
債務者　中井登紀子（旧姓湯谷）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２４０号
釧路市興津１丁目１番19号、前住所釧路市興津１丁目１番10号
債務者　板垣　正晃
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
北海道帯広市西10条南16丁目３番地４　ハイツアルピナ202号室
債務者　髙島　　楓
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１１１０号
仙台市青葉区貝ケ森１丁目16番26号　貝ケ森ヒルズ102、従前の住所仙台市泉区泉中央４丁目８番地の２　ソレイユハイツ泉中央513
債務者　楠本　　蓮
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９１号
宮城県富谷市成田６丁目34番地６
債務者　中井恵美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９９号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目14番30号　ラポール鶴ヶ谷10号
債務者　江澤　　忠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
宮城県多賀城市鶴ケ谷２丁目14番30号　ラポール鶴ヶ谷10号
債務者　江澤　淳子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２６８号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目17番21号
債務者　鈴木　周恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２９号
宮城県気仙沼市常楽79番地２
債務者　吉田　博一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第６７号
秋田県湯沢市倉内字三ツ田８番地５　市営倉内住宅Ｂ－２
債務者　黒澤　嵩裕
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１１９号
福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内北58番地
債務者　入江　智怜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
茨城県水戸市内原町1643―１　ブルーコート102、住民票上の住所茨城県水戸市鯉淵町3409番地の１
債務者　福田　篤史
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３９４号
茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地
県営石神アパート７－３－４
債務者　島途あゆみ
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３０１号
茨城県土浦市荒川本郷218番地159　サニープレイスひたち野203号、前住所茨城県牛久市ひたち野東５丁目33番地　（２―504）
債務者　米澤　由惠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１５９号
茨城県龍ケ崎市中根台１丁目４番地１　飯野ハイツＢ棟102号室
債務者　関口　慎一
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
茨城県取手市井野台四丁目17番24号
債務者　渡部　　聖
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
茨城県龍ケ崎市白羽１丁目23番地16　メゾン・ド・クレール102号室
債務者　梅田　　学
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１６３号
茨城県牛久市田宮町598番地41トキワハイツ201
債務者　大森みほ子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７７号
茨城県鹿嶋市大字谷原520番地１
債務者　戸田　侑希（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第２６２号
茨城県筑西市旭ケ丘2940番地４、申立時の住所茨城県筑西市玉戸1336番地261
債務者　堀江　裕貴
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第７０８号
栃木県宇都宮市緑３丁目18番14号　サニーハイツ308、前住所栃木県宇都宮市西川田南１丁目18番17号　ウエストリバーｒｆ　202号室
債務者　丹羽麻由美
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７２３号
栃木県宇都宮市若草３丁目18番23号　アルカーサＢ102号室、前住所栃木県鹿沼市日吉町1581番地17
債務者　高野　広大
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８号
群馬県桐生市堤町１丁目22番６号、前住所埼玉県熊谷市箕輪119番地２
債務者　西澤　　純
１　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第１８５６号
埼玉県川口市西青木４丁目５番２号　野菊荘101号室
債務者　佐藤　博子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８６２号
さいたま市岩槻区上野１丁目10番地26　ＧＲＡＮＣＩＡ103
債務者　寺下　直輝
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８７４号
埼玉県北本市東間７－５　アライブ203、住民票上の住所福島県会津若松市緑町４番10号
債務者　横山　　翔
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８７５号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目３番13号
エステートピアシバサキⅡ　102号
債務者　荒川　京香（旧姓中川）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９３３号
さいたま市西区大字指扇領別所312番地３
エリーメゾン102
債務者　山谷　和恵
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３６３号
埼玉県東松山市大字岩殿44番地１
債務者　室岡　優子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４００号
埼玉県深谷市本田2226番地
債務者　池田　　勝
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０４号
埼玉県行田市駒形１丁目12番17号
債務者　田端みよ子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１２２９号
千葉県浦安市富士見４丁目２番６号　片岡ハイツ（202）
債務者　高橋　秀夫
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７２号
千葉市中央区宮崎町780番地71　わかばハイツ105号
債務者　松田　千怜
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０８号
千葉県市川市末広２丁目７番16号　（セザール末広201号）
債務者　小野　　一
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４３５号
千葉県市川市南八幡２丁目５番２－302号（シンコーマンション）
債務者　茂木　雅子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９２号
千葉県市川市柏井町１丁目1995番地　（ベルウッド参番館103号）
債務者　皆川　篤也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４０号
千葉県習志野市秋津４丁目３番４号
債務者　二宮　浩代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４２号
千葉県市川市市川３丁目５番15号　（三ツ輪ハイツ101）
債務者　山口あけ美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５７号
千葉県市川市若宮３丁目53番３号　（若松コーポ103号）
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８６号
千葉市中央区道場北２丁目16番１―603号
債務者　根本　隆之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０１号
千葉県市川市曽谷１丁目27番32号（サンライズハウスＡ―105号）
債務者　宮本莉恵こと　趙　　莉恵（チョウイヘイ）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０２号
千葉県習志野市藤崎６丁目18番10号
債務者　佐々木政徳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６５号
千葉市中央区蘇我４丁目11番16号　メゾン・ド・フローラ202号
債務者　佐原　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８０号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目17番８号　藤和ライブタウン新検見川109号
債務者　猿渡　　光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８１号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目17番８号　藤和ライブタウン新検見川109号
債務者　猿渡富美香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９０号
千葉県船橋市習志野台７丁目９番15号　レオネクストプラム204号、住民票上の住所兵庫県明石市松の内１丁目３番地の11　ライオンズマンション西明石第２―307号
債務者　上野　龍生
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９９号
千葉県船橋市咲が丘１丁目１番９号　パピオン102号
債務者　瀬川　恭平
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１９号
千葉県船橋市前原西２丁目６番３号　前原ファーストハイツ101号
債務者　河森　宙丸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７２３号
千葉県八千代市大和田新田266番地25　プレミール201号
債務者　大倉　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７２６号
千葉市稲毛区宮野木町1847番地５　あいの木
債務者　東島　伸幸
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３１号
千葉県八千代市勝田台１丁目31番地２　大野マート201号
債務者　きむおんちゃこときむおんぢゃこときむもとここと　ＫＩＭ　ＷＯＮＪＡ　金　元子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３５号
千葉市中央区星久喜町942番地15　スターヒルズ208号
債務者　田中あかね
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４１号
千葉市花見川区長作台２丁目５番８号
債務者　平山　知佳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７５５号
千葉市中央区椿森５－２－16　リブリ・オールパラン101号室、住民票上の住所千葉県南房総市高崎210番地３
債務者　寺澤　　海
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６１号
千葉県船橋市本郷町473番地１　パークアクシス西船橋本郷町513号
債務者　寺江　　涼
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７６５号
千葉県市川市妙典１丁目１番23号　（スプリングハイム106号）
債務者　神宮　聖代
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７４号
千葉県船橋市習志野台１丁目25番13―204号
債務者　高井　幸広
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７７８号
千葉県船橋市藤原１丁目30番１棟306号
債務者　國信　　敦
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７８３号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地１街区11棟104号
債務者　赤松　和子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７９０号
千葉県船橋市南本町18番３棟413号
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７９９号
千葉県市原市白塚609番地１　市営白塚住宅Ｂ４棟15号
債務者　田口　禮子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８０５号
千葉市中央区椿森５丁目２番２号　フォレ．デュ．カメリア103号
債務者　福山　良佑
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１０号
千葉県市川市欠真間２丁目25番17号　（ハイツアキヤマ205号）
債務者　三関みゆき
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８１２号
千葉市稲毛区小仲台８丁目30番３―205号
債務者　日野由美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８２５号
千葉県市原市青葉台２丁目５番地　メゾン青葉台２棟404号
債務者　佐藤　悠史
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８２８号
千葉県船橋市海神町南１丁目1669番地１　ドエル西船313号
債務者　宍戸　忠則
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３４号
千葉県船橋市夏見３丁目８番20号　エステート紫苑Ⅱ－202号
債務者　青木あかね
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２９２号
千葉県八街市八街は11番地46
債務者　豊島悠之将
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３１７号
千葉県成田市十余三59番地515　ケアハウスサンエンゼルコート、前住所千葉県成田市本三里塚230番地39
債務者　中村　和弘
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８２号
千葉県茂原市野牛424番地７
債務者　石井　達弥
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８６１号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目11番地７　ベルジェ新百合ヶ丘　201
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８７２号
川崎市麻生区南黒川２番７―202号
債務者　清原洸太朗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５２４号
新潟市中央区女池２丁目２番35号　松籟荘Ｃ―201号
債務者　稲葉みどり
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５２７号
新潟市中央区東湊町通１ノ町2587番地
債務者　荒木　良男
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３２号
新潟市秋葉区中野２丁目12番13号　ドリームハイツ202号
債務者　鷲澤美奈子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９８号
長野県北安曇郡松川村5721番地1576
債務者　瀧上　月乃
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０７号
長野県塩尻市大字広丘高出1547番地５　フルール高出301
債務者　佐々木千恵美（旧姓五味）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１３２号
岐阜県大垣市楽田町７丁目53番地１　みかさ23号
債務者　石神　秀教
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市河間町１丁目27番地２
債務者　中川美津子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
静岡市駿河区西脇800番地の１、旧住所静岡市駿河区小鹿１丁目64番25号
債務者　末高　　潤（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３９５号
静岡県伊東市大原１丁目７番41号　ハイツカンパネラ202号、前住所静岡県伊東市鎌田999番地の２　城平住宅Ｇ棟202号
債務者　田畑　水絵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２６８号
三重県鈴鹿市算所二丁目７番８号　グランメール勝田603号室
債務者　広瀬　　誠
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号　明月荘西棟　103号、前住所大阪市城東区諏訪４丁目24番３―404号
債務者　松尾　盟子（旧姓山之口）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９３号
奈良市宝来１丁目９番18―202号
債務者　室田　新次
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１８号
奈良市千代ヶ丘二丁目３番地の１　滝の峯荘
債務者　中尾　文彦
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３２３号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目28番17―302号
債務者　宮本　明美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６４２号
岡山市南区妹尾1486番地
債務者　矢吹　雅枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４５号
岡山市東区西大寺射越288番地３
債務者　草井由美子（旧姓森中）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６０号
岡山市中区江並126番地16
債務者　山本　優月
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６３号
岡山市北区大元上町８番26号　ソレイユ大元上町308号室
債務者　遠藤　愛美
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８３号
岡山市北区新屋敷町一丁目６番17号　201
債務者　三藤　久恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８号
岡山県津山市下高倉東2025番地22　マウントクックＤ棟２
債務者　藤田　真由
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２７４号
香川県高松市檀紙町2274番地２
債務者　小竹　靖子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２３号
香川県高松市新田町甲６番地１　マスガタヤ屋島コーポＡ103
債務者　杉山　和美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３２６号
香川県さぬき市小田2170番地３
債務者　石原　麻里
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９６号
愛媛県伊予市八倉870番地１　グリーン・サンリット102号
債務者　的場　優哉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
愛媛県松山市辻町12番27号　白石荘１号
債務者　橋本　未来
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
代替住所Ａ、旧住所熊本県玉名郡南関町大字関町200番地　新大津山団地　221
債務者　北原　仁美
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
宮崎市月見ケ丘６丁目９番15号
債務者　長末征一郎
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４５１号
宮崎市城ケ崎４丁目１番地18　グランテージ城ケ崎406号
債務者　名倉　真琴
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４６２号
宮崎市学園木花台南２丁目５番地３
債務者　大塚　恭平
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４９号
宮崎県都城市宮丸町3112番地　リ・バースコート宮丸105
債務者　橋口　邦彦
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４１０号
沖縄県那覇市字国場1008番地１　光ハウス102
債務者　西平　逸樹
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５０号
北海道小樽市東雲町５番11号　ブルマーレしののめＢ－７
債務者　髙橋　悦子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７３号
北海道小樽市新光４丁目９番９号　ステラフィーノ１－Ａ
債務者　舟山　悠稀
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第７７号
北海道小樽市稲穂３丁目３番132号　シャネルビル301号室
債務者　福井谷　学
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第８４号
宮城県白石市南町１丁目６番５－105号　ファーストガーデン
債務者　石井　優美（旧姓御木）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第７６５号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　１街区33棟201号
債務者　髙橋　政治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８６６号
埼玉県所沢市大字久米2893番地の１　キャッスル久米105
債務者　森　　飛翔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０４号
千葉県茂原市大芝541－６　サンアークビレッジ104、住民票上の住所千葉県長生郡一宮町宮原25番地14　サンコーポ一宮105号
債務者　森　　貴宏
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１２３７号
東京都調布市飛田給２丁目10番地15グリーンヒルズ105
債務者　萩原　　心
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１７号
東京都八王子市中野山王３丁目７番１－408号中野山王３丁目アパート
債務者　下谷　鈴子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８４０号
東京都清瀬市梅園三丁目17番24号ヴィ・ラージュ梅園703号
債務者　遠藤　　弘
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５７号
東京都八王子市北野町567番地10第５サンライズマンション216号
債務者　小幡　幸夫
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８７４号
東京都三鷹市上連雀６丁目23番23－106号
債務者　戸山　智子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２０１０号
東京都町田市金井６丁目９番６号
債務者　菊池　幸子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８１号
長野県諏訪市沖田町三丁目44番地　ルミエールＢ101
債務者　本澤　春菜
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２６３号
奈良県天理市小島町89番地
債務者　龍見　富子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０８号
奈良市あやめ池北三丁目10番17－211号
債務者　中川　幸作
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１１３号
広島市西区横川町１丁目６番６－301号
債務者　遠藤　士侑
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６号
広島県呉市宮原７丁目11番27号
債務者　尾田　真司
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１１２号
愛媛県新居浜市喜光地町二丁目６番31号
債務者　和泉　泰美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９１号
大分市敷戸北町16番２―610号
債務者　岡村タマヱ（旧姓南）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０３号
大分市大字森717番地の12　チェリーコートⅡ207
債務者　宮川　優衣
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３３号
大分県別府市亀川浜田町５番14号
債務者　田吹　賢二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５２号
大分市住吉町２丁目４番17号　第２モリシゲビル502
債務者　松岡智直美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５５６号
大分市大字城原139番地　エスポアールゆき210
債務者　柴尾　　修
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
宮崎県延岡市惣領町３番３号
債務者　渡部　恵美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４０４号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番29―305号　てるやマンション
債務者　比嘉　直人
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１７号
沖縄県那覇市首里桃原町１丁目27番地３　パークヒル首里桃原205
債務者　又吉　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３２５号
沖縄県沖縄市中央１丁目７番16号　ＮａＮａサポート405
債務者　宮城　成夢
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第６６号
沖縄県名護市大東二丁目９番７―303号　大兼久アパート
債務者　宮﨑　里美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１５８１号
東京都立川市高松町１丁目８番15号ヴィラそれいゆ202号
債務者　柴田　真菜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５１号
東京都府中市新町３丁目１番地府中新町三丁目アパート４号棟104
債務者　深田　洵二
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７５２号
東京都府中市新町三丁目１番地府中新町３丁目アパート４号棟104
債務者　深田　和子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５２号
愛知県岡崎市若松東１丁目１番地９　メゾンエスポア　201
債務者　髙田　晃宏
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５６２号
愛知県みよし市三好町西中島26番地　県営中島住宅８棟501号
債務者　加古　幸枝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２９１号
兵庫県明石市小久保６丁目１番地の４　フローラルハイツ・ダイキⅢ407号
債務者　久森　健嗣
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１２０号
広島市安佐北区落合南９丁目13番８－101号フォレスト高陽東弐番館
債務者　川岡かおり
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３１号
静岡県焼津市駅北２丁目２番20号　スカイプラザ焼津310号
債務者　柳　眞理子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１３号
山口県下関市一の宮東町３丁目229番地１　フェアリーベルフィオーレ　205号
債務者　内田商店こと　内田　大輔
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目30番地の20（ライムストーンヒルズ202号）
債務者　川合　希朱
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市若狭２丁目17番６号　大橋マンション201、住民票上の前住所沖縄県那覇市辻２丁目11番７号　清福マンション403
債務者　瀬長亜衣利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市泉崎２丁目４番地７　橋川サイクル301
債務者　東江　宏利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市識名３丁目21番６号　Ｓｈｉｎｉｎｇ　Ｈｉｌｌ　402
債務者　藤本　禎利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４１６号
沖縄県那覇市字天久1201番地１
債務者　我那覇良子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市末広町２丁目９番１号　コウセイハイツⅡ303号
債務者　南　　雅行
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第８２号
盛岡市東山一丁目４番14号　ビューレジデンス可南101号
債務者　中村　拓也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４９号
盛岡市上堂四丁目２番50号
債務者　竹内　　敦（旧姓小西）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１３９０号
千葉県市川市原木１丁目11番21号　（ピア６－602号）、旧住所千葉県市川市本塩５番14号　（ローゼハイツ妙典）
債務者　小山田千保子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５７７号
千葉市緑区土気町1731番地８　コスモ土気エクストール403号
債務者　横井　　楓
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４０号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目７番38－304号
債務者　大津　睦乃（旧姓黒田）
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４０２号
静岡県浜松市中央区海老塚二丁目７番８号海老塚マンション東棟103、前住所静岡県浜松市中央区海老塚二丁目24番16号　レジーナ海老塚107
債務者　坂下　　保
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
静岡県浜松市中央区神田町746番地の２　ラ・メールキャルム202
債務者　髙野　強一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８８９号
神戸市垂水区青山台６丁目１番６―234号
債務者　寺田　光浩
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０号
熊本県八代市水島町2537番地５
債務者　米村　磨美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１５４号
栃木県小山市犬塚２丁目14番地１　ロマニーカルベＡ棟202号
債務者　采井由香利
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２５５１号
神奈川県大和市福田３丁目５番地２　スリージェ桜ケ丘Ｉ　103号
債務者　ゴ　ドウツク　タン（ＮＧＯ　ＤＵＣ　ＴＨＡＮＧ）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７００号
横浜市中区西竹之丸119番地26　カインドハウス山手202号室
債務者　島田　陽子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２７０６号
横浜市中区寿町３丁目11番地７　ニュー青葉荘410
債務者　加藤　貴久
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０７号
京都市南区吉祥院九条町39番地７　洛南ハイツ403、前住所京都市下京区西七条南衣田町68番地　柑泉堂ビル　６Ｂ
債務者　井上　和俊
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１９４号
京都市中京区壬生相合町25番地４　デイスターアベニュー　410号室
債務者　鈴木タクシーこと鈴木　　隆
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１７５号
島根県松江市上乃木九丁目15番26―201号　ソレイユ・ルヴァン上乃木
債務者　高橋　潤二
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
山口県宇部市大字妻崎開作571番地５　パナハイツおりぐち　Ａ棟　104号
債務者　吉村　　愛
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３８号
山口県宇部市西宇部北７丁目７番21―106号
債務者　大久保　恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４４号
山口県宇部市末広町６番７―305号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４９号
山口県山陽小野田市大字山川2293番地１　ロジュマンＩ番館103号、前住所山口県山陽小野田市大字郡1593番地１　エタンヴィラージュＢ　101号
債務者　小野谷佳津代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第４９１９号
大阪府東大阪市荒本北２丁目１番７―302号、前住所高知市一宮中町３丁目25番１号　Ｍ’ｓＢｅｅ406
債務者　濱田　幸広
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０６２号
大阪市都島区都島北通２丁目24―７　605、住民票上の住所大阪府泉大津市東豊中町１丁目11番12―201号
債務者　長尾　泰子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１８号
大阪市西淀川区花川１丁目４番５号プレミールＨＡＮＡ　101号室
債務者　伊波　晃祐
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７３号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番３号　リファインハイツナカモト　1110号
債務者　谷口　博昭
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９７号
大阪市西成区南津守３丁目１番36号　アサノマンション　403号
債務者　滝　　千明
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２１号
大阪市東住吉区湯里２丁目13番27号　第二美好マンション　301号
債務者　廣見　富雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６９号
大阪市西区九条１丁目５番14―1302号、前住所青森県五所川原市字芭蕉14番地31
債務者　相馬　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７４号
大阪府守口市八雲中町２丁目10番20号
債務者　七五三律子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７９号
大阪府守口市藤田町１丁目30番８―303号、前住所大阪府豊中市豊南町東２丁目３番14号129号
債務者　成田　亮太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９３号
大阪市都島区中野町４丁目11番13号　アーベイン都島　402号
債務者　勇　　美樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６９７号
大阪府豊中市岡町南２丁目２番８号　203号
債務者　舩田　真之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７１２号
大阪府守口市南寺方東通５丁目10番24号
債務者　中野　千春
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７１４号
大阪府吹田市古江台４丁目１番３―1202号
債務者　木村都美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７４１号
大阪府寝屋川市堀溝北町27番５号
債務者　杉井　吉巳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８４号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番26号　ロイヤル正覚寺　203号室
債務者　松浦　弘恵（旧姓吉原）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８０１号
大阪府寝屋川市池田旭町９番11―301号　ホーユパレス
債務者　松村　和代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８２１号
大阪市東成区深江北１丁目７番13―805号
債務者　平良　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８４３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目８番36―511号、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―508号
債務者　室原　和行
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５３号
大阪府吹田市出口町27番18号　(102)
債務者　西田　久雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８９０号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番23―603号、前住所大阪府摂津市千里丘４丁目10番17―508号
債務者　井川　清恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９４０号
大阪市都島区東野田町４丁目17番26―309号
債務者　矢野　英治
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９６７号
大阪市都島区善源寺町１丁目12番22号　アサヒ荘　202号
債務者　井上　　武
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９９５号
大阪府八尾市久宝寺６丁目８番20号
債務者　西澤　　勝
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６０１５号
大阪府寝屋川市池田本町４番61号（101号）メゾン池田
債務者　山本　武龍
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３号
神奈川県平塚市南原３丁目７番３号　田園ハイツＡ203号
債務者　横溝　久登
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４６０号
神奈川県平塚市南豊田21番地の１　ベルウッド第１　203号室
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４９９号
神奈川県平塚市中原１丁目３番30―304号　グランエイト総合公園
債務者　西村　琴美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５２０号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上76番地の１　住宅型有料老人ホーム　プリミエール湯河原303
債務者　川瀬　勝則
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５５６号
神奈川県秦野市鈴張町５番４号
債務者　大槻　和子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第５６１号
神奈川県厚木市棚沢185番地４　棚沢寮サンライズ柏木101Ｂ
債務者　関口　　功
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０８号
長崎県長崎市若竹町３番21―205号
債務者　大福　規夫
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３１７号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ1019
債務者　久松　由佳
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２２号
長崎県長崎市馬町12番地１　ディノ馬町208
債務者　山内ほのか
1　決定年月日時　令和８年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０４号
千葉県富里市七栄317番地
債務者　林　　優斗
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第７５号
沖縄県那覇市真嘉比一丁目26番３号
破産者　ＲＡＣＣＯＯＮ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５７５号
栃木県宇都宮市御幸本町4559番地３　ナイスアーバン御幸本町306号
破産者　佐藤　美沙
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５７号
栃木県宇都宮市下栗町1535―13　ＳＤビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地茨城県鉾田市舟木202番地22
破産者　株式会社ヒューマンリップル
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市細谷町484番地４　ハピネスホーム細谷、前住所栃木県宇都宮市白沢町1930番地５
破産者　ＴＯＰエクステリアこと　峰　　昇一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７号
千葉県長生郡一宮町一宮2508番地４　サンク一宮107号、開始決定時の住所千葉県長生郡一宮町東浪見1651番地２　ソレイユ小安103号室
破産者　天海　志乃
１　決定年月日　令和８年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第４４２号
千葉市中央区今井２丁目９番８号　メゾン蘇我102号
破産者　片岡　正俊
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２７２号
大阪市淀川区西中島五丁目１番８―511号
破産者　株式会社ＷＷｉｎｇ
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２８号
札幌市南区澄川５条６丁目９番１－３号
破産者　株式会社ヘリオス
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県富士見市関沢三丁目７番31号アスティオン朱鷺205
破産者　株式会社ＭＯＡＮＡ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１７号
千葉県船橋市市場３－３－１　公益財団法人復光会　介護老人保健施設　やすらぎ、住民票上の住所千葉県市川市国府台５丁目11番11号
破産者　植草　利幸
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４４号
千葉県市原市松崎74番地の95
破産者　柴田由美恵
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５４号
千葉市若葉区小倉町882―２
破産者　株式会社Ｗ．Ｏｎｅ　Ｈｅａｒｔ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５５号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松　利治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５６号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松裕美子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
千葉県佐倉市並木町204番地３、開始決定時の住所千葉県佐倉市臼井1413番地91
破産者　坂倉　忠芳
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３１号
千葉県富里市久能238番地37
破産者　伊藤　　恵（旧姓名雪）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４６号
千葉県成田市新田280番地４
破産者　諸岡　竜二（旧姓石橋）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１２４３号
東京都東久留米市大門町二丁目12番３―408号
破産者　鈴木　武治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４４号
東京都東久留米市大門町二丁目12番３―408号
破産者　鈴木　裕子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３５９号
東京都東大和市南街３丁目57番地の10コーポタナカ201号
破産者　三浦　裕司
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５７号
川崎市多摩区南生田２丁目19番４号プラッシュガーデンＧロッソＥ号棟
破産者　株式会社勢和
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１１５号
名古屋市北区西味鋺１丁目110番地
破産者　毎日タクシーグループ株式会社
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５６号
三重県鈴鹿市長太栄町三丁目１番７号　ユーサレム101号室
破産者　山口　浩稔
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の272、前住所三重県鈴鹿市末広北二丁目７番40号　ウッドベルステージ301
破産者　永戸溶接こと　永戸　裕大
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５５０６号
大阪府豊中市上津島２丁目10番２号
破産者　有限会社ダイユウ
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４号
栃木県大田原市加治屋94番地254　レオパレススティール202号室、前住所栃木県矢板市泉475番地２
破産者　鈴木　駿太
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４３号
栃木県大田原市上奥沢415番地　市営東雲団地142号
破産者　谷田　恭子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第７１号
千葉県茂原市ゆたか18番地８　アバンダント101
破産者　田中　　豊
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７２号
千葉県勝浦市平田63番地　ハイツ藤110号
破産者　菅根　久雄
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６６８号
東京都清瀬市野塩五丁目290番地２キッコーマス４－103号
破産者　柏木　　覚
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５５２号
東京都八王子市万町916番地10田口ハイツ102号
破産者　志村　流斗
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７８９号
横浜市旭区都岡町80番地３
破産者　北斗軌道工業株式会社
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５号
富山県高岡市源平町60番地
破産者　株式会社ワキチシステム
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第３６８号
静岡県沼津市市道町15番16号
破産者　有限会社高島屋
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第３７０号
静岡県沼津市市道町９番22号
破産者　亡渡辺一平相続財産
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１９８号
静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目７番44号
破産者　有限会社嶋野
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８４号
徳島県徳島市川内町沖島259番地の６
破産者　株式会社たかぎストアー
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
宮崎県日向市伊勢ケ浜45番地
破産者　有限会社善進
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１０２号
沖縄県豊見城市字名嘉地９番地２　コーポ名嘉地303号
破産者　當山　実正
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７６号
沖縄県那覇市真嘉比１丁目26番３号　カーサＡ・Ｇ201
破産者　大場美和子（旧姓小倉）
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１１６号
沖縄県浦添市大平２丁目16番７号　２Ｆ
破産者　仲里悠之介
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８６号
沖縄県那覇市金城５丁目12番地12　Ｈａｒｅ３階、住民票上の前住所鹿児島県鹿児島市田上２丁目20番20号
破産者　楠田　建太
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第７４号
大阪市西成区花園北１丁目10番13―901号
破産者　幾島　一智
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５６号
奈良市窪之庄町42番地の１
破産者　山本　佳伸
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９８１号
札幌市北区新琴似３条11丁目10番25号
破産者　奥田　忠一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４号
秋田県能代市能代町字赤沼２番地15
破産者　竹島　孝元
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第５１７号
茨城県水戸市見川５丁目126番地の４　エヴァーグリーン201号
破産者　小倉　恵美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１８６号
茨城県那珂市中里301番地　養護老人ホームナザレ園、前住所茨城県常陸太田市山下町4139番地　ルピナスハイツＢ101号
破産者　大田原千壽子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第７５５号
埼玉県朝霞市北原１丁目５番９－406号、旧住所埼玉県富士見市関沢３丁目７番31号　アスティオン朱鷺205
破産者　ジョンストン円
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２５号
埼玉県北本市栄７番地　３－17－501、旧住所埼玉県鴻巣市大間２丁目２番47－106号　フォレストバード
破産者　亀野　知奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１４０号
埼玉県川口市上青木西２丁目13番５号
破産者　永井　寛之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５５号
さいたま市見沼区春野１丁目９番１－204号、破産手続開始決定時の住所さいたま市見沼区堀崎町912番地
破産者　村田　大輔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
埼玉県加須市礼羽608番地２　サンガーデンⅠ－101
破産者　大島　健一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１７１号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－６－307
破産者　大川原昇一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４２８号
埼玉県川越市大字砂新田107番地２　（シャルム２Ｂ号室）
破産者　吉野　佳卓
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４３１号
埼玉県狭山市鵜ノ木４番35号
破産者　柴崎　　初
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４７９号
埼玉県川越市大字笠幡4461番地25
破産者　椎名建設株式会社こと　椎名　亮一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４８９号
埼玉県狭山市入間川２丁目12番20号　ＭａｒｋＤｕｏ狭山103、前住所埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目95番地の７
破産者　浅見　ジョンマーチンこと　バウチスタ　ジョン　マーチン　デラ　クルス
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４９３号
埼玉県飯能市大字赤沢527番地22
破産者　グリーンイノベーションこと　小松　潤一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第９５号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番19－205号
破産者　長野　末男
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６９号
神奈川県藤沢市石川４丁目２番地の３　ヴィラエスト202
破産者　杉原　泰和
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８０号
横浜市栄区公田町198番地14
破産者　鈴木　勝也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３３号
川崎市多摩区登戸1968番地　ＦＬＵＫＥ登戸301
破産者　吉田　真琴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４４号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目19番地18　ローゼンハイツ　203
破産者　宮崎日向子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
川崎市宮前区南平台21番１―407号　グリーンヒル宮前平
破産者　山縣　　諒
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６０６号
川崎市川崎区堀之内町12番地11　アムス堀之内Ａ棟　602
破産者　森笹　卓士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３号
新潟県新発田市富塚町１丁目１番12号　コーポ石井　105
破産者　阿部　隆二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１１号
新潟県佐渡市入川2037番地
破産者　樋口　三枝子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和７年（フ）第２８４号
静岡市清水区袖師町407番地の１　ソーシャルインクルーホーム静岡袖師町、旧住所静岡市葵区内牧116番地の17
破産者　小林　優子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６１号
愛知県弥富市五明４丁目96―３　ファミール101、住民票上の住所岐阜県海津市南濃町安江1436番地１
破産者　後藤　千佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９１号
名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館805、住民票上の住所名古屋市港区油屋町３丁目15番地の１　センチュリーパーク油屋１番館８Ｆ
破産者　安藤　吉幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６７号
名古屋市南区豊２丁目29番２号　リブレア豊Ｂ―201号
破産者　板原　　崇
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２６８号
滋賀県守山市伊勢町451番地152
破産者　足立亜佳音
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３１号
京都市山科区小山中ノ川町63番地１　アクティ16　202号
破産者　麻倉　雅子（旧姓高嶋、吉岡）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５８０号
大阪市平野区瓜破１―３―22　ふれあぷらんどーる203号室、住民票上の住所大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―306号
破産者　池田　久美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５５号
神戸市長田区大丸町１丁目20番１号　ＥＲＣｉｔｙ上沢301号
破産者　有田　健司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４号
長崎県長崎市柳谷町18番22号　竹下ハイツ102号、旧住所長崎県長崎市曙町20番22号
破産者　亀山　克幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７７号
長崎県長崎市大浜町1589番地３　サクラコート大浜５―102
破産者　松本征四郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
長崎県長崎市浜口町３番８―402号
破産者　三ケ島太一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目21番６―402号　パークサイドＦＩＬＬ
破産者　渡久山祐貴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１４７１号
神奈川県藤沢市遠藤3628番地の８　ゼファーⅡ201
破産者　増川　裕二
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４８号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目４番地の19　ルボア湘南台201
破産者　新倉　太陽
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９７７号
横浜市磯子区滝頭２丁目14番９号
破産者　西尾　大輔
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９２号
横浜市港北区新吉田東５丁目55番４号　ソレイユガーデン102
破産者　羽田野美穂
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２号
長崎県諫早市多良見町木床1724番地　ミレニアム海望201号、前住所神奈川県平塚市四之宮５丁目13番17号　アクティブ湘南102
破産者　松橋　一帆
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２８５号
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目１番６号　エターナル鶴巻　302号
破産者　山口　結衣
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１９５号
神奈川県平塚市入野130番地の４　メルキエル208号
破産者　山根　明人
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９１号
神奈川県平塚市纏１丁目29番６－101号　ベルソーレミチ１
破産者　須山聖士郎
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１００号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
破産者　茶谷　翔太
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第２５６号
静岡県伊東市宇佐美2118番地の２　サンハイツ201号
破産者　秋山　雅美
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１９９号
静岡県浜松市中央区広沢一丁目16番１号、前住所静岡県浜松市中央区佐鳴台一丁目23番20－406号　サンコーポ佐鳴台
破産者　嶋野　正明
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６１８号
京都市右京区太秦多藪町11番地　フラッツ太秦　203号室、前住所京都市東山区福稲御所ノ内町34番地の１　ハイム福稲Ａ－605
破産者　パティスリーパピエこと　久世　　研
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４５１号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号　プリエール　703号
破産者　武田　幸子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第７０号
徳島県徳島市応神町古川字戎子野82番地の９　ピースヴィエント　204
破産者　諏訪　芳典
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
徳島県徳島市川内町沖島259番地の４
破産者　髙木　宏典
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８０号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町２丁目４番３号　千里コーポＡ－102号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町上町１丁目36番地
破産者　梶田　泰嗣
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

令和８年（フ）第２５８号
茨城県土浦市並木１丁目14－17－２　ヴィラ・シュトラーセ　202号室、住民票上の住所茨城県鉾田市舟木202番地22
破産者　小田切秀治
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１９７２号
千葉県船橋市印内町567番地１　ブランシエスタ西船橋504号
破産者　高田　裕太
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７３号
奈良県大和郡山市南郡山町88番地３
破産者　株式会社セルフプライズ
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５６号
千葉県印西市東の原１丁目５番地68、前住所千葉県印旛郡栄町竜角寺台２丁目８番15号
破産者　吉田　憲司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１４２号
三重県鈴鹿市安塚町1500番地
破産者　株式会社共新製作所
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９９６号
京都市北区大宮開町26―１　パークサイド仙401
破産者　京錦織物有限会社
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１０号
千葉県勝浦市墨名790番地
破産者　有限会社木村商店
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和７年（フ）第１１１号
千葉県勝浦市南山田85番地３
破産者　木村　　昭
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和２年（フ）第７７１４号
東京都板橋区蓮根２丁目22―６、開始決定時の住所東京都港区高輪３丁目12―32
破産者　田名部太郎
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１６２６号
マレーシア　クアラルンプール　クアラルンプールシティ　ソノタ　ビンジャイ通り　ビンジャイ８ソーホー31―３、日本における最後の住所地東京都港区高輪４丁目７―12―209
破産者　久田　和広
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１９２号
静岡県掛川市駅前５―12―307
破産者　堀江　健一
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４８号
東京都豊島区南池袋３丁目10番８号
破産者　株式会社マンハッタンサービス
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２４０３号
横浜市都筑区大熊町221番地
破産者　有限会社菊地製作所
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第２２５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原518番地４　パルクコーテロカシオン304号室、住民票上の前住所沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1401番地29　ｐｅｎｔａｓ　ｍｏｍｏｒｉｎ401
破産者　永吉　京子（旧姓新本）
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５７５号
栃木県宇都宮市御幸本町4559番地３　ナイスアーバン御幸本町306号
破産者　佐藤　美沙
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５８号
茨城県土浦市並木１丁目14―17―２　ヴィラ・シュトラーセ　202号室、住民票上の住所茨城県鉾田市舟木202番地22
破産者　小田切秀治
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市細谷町484番地４　ハピネスホーム細谷、前住所栃木県宇都宮市白沢町1930番地５
破産者　ＴＯＰエクステリアこと　峰　　昇一
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６７号
千葉県長生郡一宮町一宮2508番地４　サンク一宮107号、開始決定時の住所千葉県長生郡一宮町東浪見1651番地２　ソレイユ小安103号室
破産者　天海　志乃
1　決定年月日　令和８年10月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第５３６号
栃木県小山市大字福良791番地３、開始決定時の住所栃木県小山市大字神鳥谷1871番地478
破産者　小山　理紗
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４２号
千葉市中央区今井２丁目９番８号　メゾン蘇我102号
破産者　片岡　正俊
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７６号
千葉県市川市宮久保２丁目25番16号　（エトワール201号）
破産者　古崎　陽羽
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０４号
千葉市花見川区花園３丁目18番５号　パークアベニュー106号
破産者　吉田　裕一（旧姓栗屋）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０５号
千葉市花見川区花園３丁目18番５号　パークアベニュー106号
破産者　吉田　美穂
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４１８号
大分市大字中戸次4076番地　７棟208号
破産者　小野　修二
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５２号
沖縄県糸満市字潮平618番地の１　ＣＬＥＶＡ３－Ａ
破産者　新垣　科子（旧姓与那覇）
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８３号
沖縄県那覇市古島１丁目21番地１　照屋アパート301、住民票上の前住所沖縄県那覇市古島１丁目24番地25　１階
破産者　森川　優人
1　決定年月日　令和８年11月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市壺屋１丁目14番８号　大安アパート３－Ａ、住民票上の前住所沖縄県那覇市壺屋１丁目14番７号　比嘉アパート202
破産者　比嘉いち子
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３１９号
沖縄県浦添市城間４丁目24番17―501号　メゾンアンリ
破産者　大城チエミ
１　決定年月日　令和８年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１５４９号
札幌市中央区北６条西26丁目１番５―405号
破産者　品川　貴絵（旧姓磯谷）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９８号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番１―701号
破産者　斎藤　彩華（旧姓佐々木）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０２号
札幌市中央区南12条西13丁目１番10―208号
破産者　手嶋　　猛
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１８号
札幌市北区新琴似１条５丁目５番16号　幸美マンション205号
破産者　智田　季之
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番28―206号
破産者　古川　龍斗
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６２号
北海道千歳市住吉３丁目17番３号　パレス住吉111号
破産者　近藤千佳子（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７５号
北海道千歳市寿３丁目10番19号
破産者　伊藤　慈瞳
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８５号
札幌市南区澄川２条２丁目１番32号　ベルアミィ22―302号
破産者　田口　美砂
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９２号
札幌市東区北27条東10丁目１番17号　コーポ藤203号
破産者　安藤　俊明
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０６号
北海道千歳市信濃４丁目20番７号　ケントハウス102号
破産者　酒井　亮輔
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７７８号
札幌市中央区南４条西11丁目1291番地５　グランメゾン南４―301号
破産者　小寺　博光
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８５号
札幌市中央区南14条西13丁目２番36―402号
破産者　黒地　笑子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９号
釧路市柳町４番12号　コーポサンライズ103
破産者　竹島　英信
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７８号
盛岡市高松三丁目14番18号
破産者　金野　　裕
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市常楽28番地19　常楽アパートＡ棟、従前の住所青森県上北郡東北町大字大浦字堀ノ内４番地１
破産者　田牧健太朗
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第６１号
秋田県能代市西通町14番19号
破産者　渡辺　由香
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第７５号
福島県会津若松市日新町３番30号　アーデンヒルズ102号室
破産者　鈴木　玲子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
茨城県水戸市新原１丁目23番71号　Ｔ’Ｓ１105号、前住所埼玉県上尾市中妻四丁目１番地３　ハイツツカサ201
破産者　渡辺　　潤
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２８５号
茨城県水戸市姫子１丁目809番地の８
破産者　白井　克美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２９８号
茨城県那珂市菅谷3224番地　サニーフラットＢ棟101号室
破産者　薗部　節子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第５９号
茨城県鹿嶋市大字中171番地　ビレッジハウス大野９棟103号
破産者　大森　樹夏（旧姓二ノ宮、星野）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４９２号
栃木県真岡市高勢町３―131―２　レオパレスサンホーム205、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台５丁目25番７号　コーポサザン207
破産者　佐藤　義直
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５１号
栃木県宇都宮市峰２丁目11番19号
破産者　八百井和代
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５９号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町12番２号　アステール　105
破産者　田代　政弘
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６６号
群馬県館林市松原一丁目６番８号
破産者　髙橋真由美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３１４号
埼玉県越谷市東越谷２丁目３番地33　ＷＩＮＧ越谷204
破産者　木ノ島　譲
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３１５号
埼玉県越谷市蒲生旭町５番24号　セントピアプラザＡ棟401
破産者　結城実菜子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３２１号
埼玉県越谷市北越谷１丁目１番９号　（有）白浜工務店越谷寮104号、申立時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏708番地１
破産者　池田　陽二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
埼玉県越谷市神明町２丁目379番地　メゾントミタ303
破産者　山田　友美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８４号
埼玉県春日部市南１丁目９番33―２―303号
破産者　加河　尚大
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３８９号
埼玉県草加市松江１丁目２番５―101号
破産者　生澤　　昇
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３９４号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区５棟404号
破産者　藤井　沙枝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番12―405号
破産者　大隈　恵子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
埼玉県春日部市備後東６丁目13番26―103号
破産者　加藤　邦彦
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１５号
埼玉県草加市谷塚上町75番地１　ライオンズマンション竹の塚第３―201号、旧住所埼玉県草加市稲荷４丁目２番11号　浅井コーポＢ101号
破産者　中村　雅文
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１９号
埼玉県三郷市早稲田２丁目13番地20　斉藤コーポ２―２、破産手続開始決定書上の住所埼玉県三郷市早稲田２丁目20番地35
破産者　遠井　明子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４７号
埼玉県草加市稲荷４丁目３番17号　グループホームわおん草加稲荷
破産者　向井　康子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
埼玉県春日部市栄町３丁目111番地　リブレス春日部Ⅱ―104号
破産者　大多和利衣
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５５７号
埼玉県春日部市大場1365番地１―201
破産者　奥田　麗香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
住所秘匿、旧住所千葉県市原市八幡1510番地18
破産者　磯部めぐみ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市大字船渡575番地16
破産者　樋口　　満（旧姓中澤）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市大字船渡575番地16
破産者　樋口　美香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５８０号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目８番地２　マリーエⅡ301号
破産者　和田　牧夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
埼玉県ふじみ野市上福岡四丁目12番７号　シティハイムミサワ103
破産者　天野　滋生
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４７３号
埼玉県所沢市大字荒幡59番地の３　ヴィラ・ルピナス201
破産者　小倉くるみ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５１号
埼玉県所沢市松葉町20番８号　ヴィラ所沢１Ｃ
破産者　浅利　友泰
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６８号
埼玉県川越市大字古谷上4247番地16
破産者　杉田　飛翔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７９号
埼玉県川越市脇田町16番地13　医療法人山口病院、住民票上の住所埼玉県川越市岸町１丁目23番地17　（リエス川越岸町201号室）
破産者　川上ティナ花果
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２０号
埼玉県狭山市柏原3161番地の179　狭山ニュータウン56―９　宮越方
破産者　斎藤　奨大
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６２７号
埼玉県ふじみ野市長宮一丁目２番地４　クロワールⅡ202号
破産者　細田　政範
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６４１号
埼玉県比企郡鳩山町大字須江321番地１
破産者　原野　由萌
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７０号
埼玉県入間市扇町屋４丁目２番16号　フレグランス山岡Ｃ101
破産者　宮里　弘子（旧姓大久保）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０９９号
千葉県船橋市東船橋３丁目27番20―306号
破産者　吉田　祐希（旧姓　清水）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５１号
千葉県市川市高谷１丁目４番８―213号　（ブルームライフ市川）
破産者　高橋　智之
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５５号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松　利治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５６号
千葉市緑区誉田町２丁目４番地15
破産者　小松裕美子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７２号
千葉県市原市鶴舞344番地17
破産者　金岡　修一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７３号
千葉県市原市鶴舞344番地17
破産者　金岡由美子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８０号
千葉市稲毛区あやめ台２番４棟302号
破産者　上田　良子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４４号
千葉県船橋市南本町30番11号　ひまわり荘102号
破産者　相澤　理恵
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４９号
千葉県市原市八幡1978番地２　新八幡ハイツ209
破産者　大久保人志
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５５号
千葉市中央区葛城２丁目14番６号　ヴィラカシータ201号
破産者　平山日菜子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６７号
千葉県浦安市北栄３丁目７番15号
破産者　倉持　華澄
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６８号
千葉県市原市八幡637番地１　ソレアードビレッジＢ
破産者　那須美智代
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８８号
千葉市中央区星久喜町1200番地１　スターハイツＡ105号
破産者　小笠原みさき
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９６号
千葉県船橋市前原西４丁目21番17号　サニーライフ船橋
破産者　松澤美智子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１３号
千葉県習志野市鷺沼１丁目13番８号　廣瀬方
破産者　鈴木　祐子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２２号
千葉市中央区末広４丁目１番９号　ｖｉｌｌａ末広Ⅰ―203号
破産者　中郷　里子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２３号
千葉市若葉区千城台北３丁目10番５号　筒井アパート201号
破産者　梶原　千里
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３３号
千葉市緑区高津戸町309番地38
破産者　浅村　聡美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３６号
千葉県市原市君塚３丁目７番地14　パークハイツ105
破産者　内野　栄子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４５号
千葉県船橋市夏見３丁目24番28号　レーベンハイム105号
破産者　市原　洋子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６２号
千葉県船橋市習志野２丁目１番８号　マリーナＢ202号
破産者　関戸　麗子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７３号
千葉県市原市五井1885番地　あさひ荘Ｆ
破産者　小林　祐一
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７８号
千葉県船橋市習志野台４丁目84番１―102号
破産者　平塚　愛望
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８０号
千葉県船橋市金杉７丁目40番11号　小林荘101号
破産者　江原　清志
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８１号
千葉県習志野市袖ケ浦５丁目６番10号
破産者　鳥光　　功
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８４号
千葉県市川市中山４丁目15番10号　（ハイツナリタ202）
破産者　千葉　美穂
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８６号
千葉市花見川区畑町522番地２　サポートヴィラさつきが丘
破産者　林　　仁之
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８８号
千葉県船橋市田喜野井５丁目24番10号　ホワイトルーム205号
破産者　江澤惠美子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９３号
宮城県仙台市泉区七北田字白水沢110番地の４　ティエラ泉101、開始決定時の住所千葉市花見川区花園町1568番地３　アインス花園302号
破産者　財前　徹也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９９号
千葉県市原市五井5418番地３　パステル五井201
破産者　廣野　光洋
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４００号
千葉県市原市五井5418番地３　パステル五井201
破産者　廣野　上子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１７号
千葉市中央区稲荷町１丁目12番３号　サンウィング稲荷町106号
破産者　齊藤　春枝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１８３号
千葉県佐倉市並木町204番地３、開始決定時の住所千葉県佐倉市臼井1413番地91
破産者　坂倉　忠芳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２８号
千葉県四街道市下志津新田2545番地49　メゾンコスモ102
破産者　安西　美雪（旧姓大須賀）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３１号
千葉県富里市久能238番地37
破産者　伊藤　　恵（旧姓名雪）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３６号
千葉県富里市七栄538番地９（メルシーⅠ203）
破産者　森泉　幸子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４５号
千葉県佐倉市上座1235番地１　サンシティーユーカリが丘201
破産者　塚本富美子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２４６号
千葉県成田市新田280番地４
破産者　諸岡　竜二（旧姓石橋）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和５年（フ）第５８５０号
東京都港区西新橋１丁目21―１―502
破産者　鳥飼　勇介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５１０９号
東京都江戸川区中央４丁目５―28　新開荘
破産者　堀　　隆紀
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８６３９号
東京都新宿区新宿１丁目30―16―1503
破産者　佐藤　大地
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２４０６号
滋賀県大津市松が丘２丁目８－６
破産者　瀬川安紀子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４４号
神奈川県横浜市中区上野町２丁目79―１―702、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区鷺山10　ファインメゾン横浜Ｂ110
破産者　川南　　聡
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０７４号
東京都練馬区高野台２丁目27―16―504
破産者　田村多賀子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３９４号
東京都板橋区大谷口北町53―５
破産者　山口　申治
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９３２号
東京都中央区日本橋馬喰町１丁目11―７―1404
破産者　中川　貴行
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７０４２号
東京都墨田区立川１―18―６―201、住民票上の住所東京都中央区日本橋小網町３―12―504
破産者　川上　雄樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６４２号
東京都日野市多摩平２丁目10―６―103、開始決定時の住所東京都八王子市石川町2975―４
破産者　向井　実則
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８５９号
東京都足立区千住仲町49―11―1012
破産者　山本　英史
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１３７号
東京都中野区上高田３丁目31―３―303
破産者　佐藤将太郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２４２号
東京都大田区矢口２丁目17―９―103、開始決定時の住所東京都大田区西蒲田２丁目11―９―201
破産者　佐粧　順子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８６号
東京都板橋区高島平７丁目３―４―301
破産者　尾島　英雄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第９５９号
東京都新宿区新宿５丁目３―７―301
破産者　金井　大輔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３４２号
代替住所Ａ（旧住所　東京都港区台場１丁目１―２―2410）
破産者　大塚　洋輝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４７１号
埼玉県草加市栄町３丁目14―12
破産者　緑川　裕一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９１１号
東京都葛飾区堀切３丁目28―11―201
破産者　大輪由紀子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２５６号
東京都文京区本駒込６丁目13―10―204
破産者　元丸　貴士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２７４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853―１―１―610
破産者　松木　義則
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３３号
東京都港区北青山３丁目４―３―1010
破産者　岡田　恵太
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３９３号
東京都世田谷区池尻４丁目27―32―1201
破産者　梅田　真希
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５２４号
東京都練馬区貫井４丁目20―６　郷間様方
破産者　冨田　一幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５３３号
東京都足立区一ツ家３丁目27―２　セザール第二五反野303
破産者　中江　昌也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６２３号
東京都中野区野方２丁目56―６　ソル・レヴェンテ高円寺Ⅰ　302
破産者　松田　寛士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６４４号
東京都新宿区北新宿３丁目２―１―1002
破産者　工藤沙弥華
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２４号
東京都葛飾区立石７丁目４―13―501
破産者　及川　龍世
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７２７号
東京都新宿区下宮比町２―28―516
破産者　岡崎　譲義
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４５号
東京都足立区舎人６丁目12―５―201
破産者　小林　義典
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４８号
東京都東久留米市中央町１丁目１―４―202
破産者　鳥倉　拓真
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９０５号
東京都足立区扇３丁目24―13―203
破産者　前山　秀人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４００３号
東京都足立区加賀２丁目26―11―502
破産者　澤田　一宏
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０５３号
東京都大田区大森南２丁目13―１―306
破産者　濱田　寛子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１５５号
東京都足立区西保木間３丁目16―18―1407
破産者　岡田　初之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２２２号
東京都新宿区西新宿３丁目14―10―304
破産者　吉田友香里
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２３７号
埼玉県和光市新倉２丁目22―30―204
破産者　大内　謙介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３０号
東京都品川区大崎４丁目２―52―203
破産者　吉尾　康秀
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３１号
東京都品川区大崎４丁目２―52―203
破産者　吉尾　真帆
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３４２号
東京都練馬区光が丘５丁目２―５―811
破産者　高木　弘美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５４号
東京都調布市多摩川６丁目33―１―325
破産者　金子　裕香
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７３１号
東京都調布市若葉町２丁目14―５―102
破産者　藤田　雅也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７６１号
東京都板橋区上板橋３丁目21―１―203
破産者　池内信一郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４５号
東京都墨田区本所１丁目33―11―1202
破産者　大山　優一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６５号
埼玉県越谷市大字長島193
破産者　中島　直之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０７号
東京都練馬区中村南３丁目24―11―202
破産者　坂口　将人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４５７号
東京都中野区南台２丁目５―11―404
破産者　坂本　満徳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２７号
神奈川県川崎市中原区上小田中７丁目14―20―301
破産者　佐藤　幸夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２９号
東京都世田谷区喜多見９丁目４－７－305
破産者　飛田雄一郎
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８３号
東京都杉並区井草２丁目18－６－301
破産者　岩澤　陽子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５８５号
東京都大田区西蒲田４丁目29―11―502
破産者　野口　直樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２４号
神奈川県横浜市栄区公田町740　29棟103号
破産者　原田　幸二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２８号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目980－１
破産者　今野　智仁
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６４２号
東京都練馬区南田中３丁目31－３－110
破産者　柳町　秀穂
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６４３号
東京都目黒区平町２丁目15－５
破産者　佐野　幸義
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６５９号
東京都北区滝野川７丁目33―12―201
破産者　平松　健一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目６－８－306
破産者　藤井　庄吾
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６９号
東京都足立区中川１丁目20－３－304
破産者　美坐　香菜
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７５号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９－29―103
破産者　松崎　礼幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８３号
東京都練馬区氷川台２丁目５－14　ホワイトハウス25　201
破産者　ササキ　リバティー　ブランテ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１２号
東京都江戸川区中央３丁目７－10　グラニット中川４Ａ
破産者　齋藤　冬樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１５号
東京都中野区弥生町１丁目56－３－202
破産者　佐藤サエマ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９８号
東京都豊島区池袋３丁目９－21　トーキョーベータ　要町５　209
破産者　田仲　由敬
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３７号
東京都大田区山王１丁目12－２　ハーモニーレジデンス大森山王　ＴＨＥ　ＧＡＲＤＥＮ　Ｂ101
破産者　賀内　未琴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７６号
東京都世田谷区赤堤１丁目３－23　母子生活支援施設かわだ316
破産者　呉　　桐叶
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４７号
東京都品川区東品川３丁目７－１－203
破産者　荒井喜代美
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４８号
東京都大田区上池台１丁目10－５－402
破産者　平良　雅臣
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７８号
東京都豊島区東池袋５丁目46―14―301
破産者　大園　拓央
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７９号
東京都葛飾区堀切７丁目32－４－309
破産者　野田　　隆
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０８１号
東京都江東区北砂１丁目11－１－303
破産者　大塚阿由子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９０号
東京都豊島区東池袋２丁目38―19―303
破産者　小園　あん
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９３号
東京都世田谷区桜３丁目10―13―101
破産者　柴田　唯奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９４号
東京都世田谷区千歳台４丁目30－４－405
破産者　藤木　真治
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９５号
東京都世田谷区千歳台４丁目30－４－405
破産者　藤木　志保
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０５号
東京都世田谷区南烏山４丁目22―20―205
破産者　木村　紫乃
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１２号
東京都世田谷区経堂４丁目36―12―101
破産者　谷口　　豊（旧姓長谷川）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２１４号
東京都大田区池上５丁目７－５－302
破産者　作山　泰貴
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２４号
東京都江戸川区北小岩６丁目11－２－402
破産者　牧野　　覚
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２４４号
東京都練馬区北町７丁目13―21―203
破産者　岡　　宏樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７４号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東　36棟104号
破産者　大林　三展
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７５号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東　36棟104号
破産者　大林　優子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７８号
東京都板橋区蓮根２丁目９－27―102
破産者　志村　麗菜
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７９号
東京都板橋区徳丸４丁目36―12―201
破産者　三室　智秀
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８２号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目23―21　ハイムアペル３　207
破産者　安藤香納枝
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８３号
東京都江戸川区船堀５丁目３－９－303
破産者　金澤　宏信
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８４号
東京都北区赤羽西３丁目31－５－301、申立時の住所東京都北区中十条１丁目18―20―102
破産者　奥藤　美佳（旧姓池末）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８５号
東京都港区芝３丁目２―11―1108
破産者　平原　海人
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８７号
東京都墨田区立川４丁目２―13―604
破産者　青木　一馬
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２８８号
東京都杉並区和田３丁目３－11―103
破産者　三野左希子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３００号
東京都荒川区南千住３丁目41－６－214
破産者　中島　　久
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０１号
東京都荒川区南千住３丁目41－６－214
破産者　マツウラ　ロウエナ　ドロソ
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０５号
東京都港区高輪１丁目24―２－306
破産者　橋本　知佳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２５号
東京都練馬区関町南２丁目８－40―201
破産者　永峯　裕子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３２９号
東京都練馬区上石神井２丁目36－８－101
破産者　廣川　拓也
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３０号
東京都板橋区相生町３－３　ディアプレシャスM205
破産者　鎌田　邦昭
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３１号
東京都葛飾区立石８丁目48―27　第一立花ホーム
破産者　星野秀明こと　金　　秀明
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３２号
東京都世田谷区玉川４丁目29－８　リバーフィールドⅡ101
破産者　織田　　萌
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３４号
東京都江東区猿江１丁目12－１－604
破産者　森近　　徹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３７号
東京都大田区西蒲田１丁目14―19　クレイン１　203
破産者　佐々木英幸
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３３８号
東京都渋谷区上原２丁目28－５－502
破産者　海保　　健
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４４号
東京都江戸川区松江１丁目９－２－202
破産者　荻　　真樹子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３４５号
東京都江戸川区松江１丁目９－２－202
破産者　荻　　実里
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６０号
東京都八王子市南大沢２丁目206－８－302
破産者　鈴木　洋介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３６６号
東京都福生市大字福生867―14―203
破産者　上浦　稔永
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８２号
東京都世田谷区南烏山６丁目４－５－308
破産者　吉川　敦士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８５号
東京都足立区新田３丁目17―20―407
破産者　眞下　忠之
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３８６号
東京都足立区新田３丁目17―20―407
破産者　眞下　　忍
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９３号
東京都江戸川区船堀７丁目３－５－103
破産者　市川　小百合
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４１３号
東京都江戸川区北小岩２丁目６－４－1001
破産者　坂井　孝啓
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４１９号
東京都台東区根岸５丁目４－３－206
破産者　宮森　祐介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４２０号
東京都新宿区高田馬場３丁目９－10－102
破産者　辻　　雄介
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４４２号
東京都荒川区荒川５丁目51－８－403
破産者　高田　俊樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３６号
新潟県見附市今町３丁目３番10号
破産者　並木　亮子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
新潟県長岡市松葉１丁目15番15号　松葉団地市営住宅１号棟113号室
破産者　近藤　　清
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
長野県松本市野溝東１丁目７番１号
破産者　加藤　真澄
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１３９２号
名古屋市瑞穂区亀城町２丁目９番地の６
破産者　赤松　琴奈
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３２号
愛知県愛西市佐屋町道西198番地、従前の住所愛知県愛西市東保町西河原223番地
破産者　脇坂二三四
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７０号
名古屋市緑区森の里２丁目６番地　森の里荘10棟512号
破産者　加藤　弘昭
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７７１号
名古屋市天白区井口２丁目104番地　メゾン・ド・フランドル403号
破産者　大橋　　亮
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０７号
名古屋市中川区新家１丁目133番地　西側こだまのいえ新家、従前の住所愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川62番地　レオパレス山長弐番館204号
破産者　藤本　　隆
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３８号
愛知県半田市本町１丁目３番地の４
破産者　竹内　　淳
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６６号
愛知県大府市東新町４丁目229番地の３
破産者　橋本　道治
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６４号
名古屋市西区那古野２丁目26番18号　市営那古野荘203号
破産者　天野亜紀子
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１１４号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地１棟1304号
破産者　杉山　昌樹
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５９号
名古屋市北区中切町１丁目63番地　鯱第一交通㈱
破産者　宮本九二士
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９０号
名古屋市天白区植田山４丁目107番地　ダオレジデンス103号、従前の住所名古屋市千種区竹越２丁目８番27号　ヴィアーレ竹越302号
破産者　田中　龍司
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４２号
名古屋市中区新栄２丁目41番13号　一興ポレール新栄801号
破産者　本間　璃瑠（旧姓ジャバテ）
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２８２号
名古屋市港区金船町１丁目１番地の15　ファミーユ209号
破産者　林　不二夫
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９３号
名古屋市北区光音寺町１丁目80番地の２
破産者　佐々木絵恵
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２０号
名古屋市緑区鳴海町字姥子山21番地の177　ジュネス有松203号、従前の住所名古屋市緑区大高町字鶴田150番地の３　アコモ大高102号
破産者　岸　　誠一
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４０号
名古屋市瑞穂区内浜町27番32号　ドール堀田Ⅲ　613号、開始決定時の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　長坂　　誠
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４４号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎２丁目３番地
破産者　鈴木　昭二
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５６号
三重県鈴鹿市長太栄町三丁目１番７号　ユーサレム101号室
破産者　山口　浩稔
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７７号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の272、前住所三重県鈴鹿市末広北二丁目７番40号　ウッドベルステージ301
破産者　永戸溶接こと　永戸　裕大
1　決定年月日　令和８年11月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４２号
滋賀県彦根市新海町1496番地２
破産者　吉川　由夏
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５５号
滋賀県東近江市御園町152番地　御園ハイツⅡ　１Ｂ号室
破産者　川西　一美
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第３３号
京都府与謝郡与謝野町字岩屋658番地３
破産者　小西紗里菜
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和８年（フ）第６７２号
神戸市垂水区西舞子５丁目５番８―105号
破産者　櫻井　優輝
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７６号
神戸市中央区中町通４丁目２番６号　辻ビル２Ｆ、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目15番１号　ロイヤルコート山本通305
破産者　成田由香里
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番365―401号
破産者　川口　智也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８９号
神戸市中央区八雲通１丁目１番５号
破産者　ＳＯＢＡ　まんまること　粟飯原昭雄
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番９―103号、破産申立時の住所兵庫県神戸市兵庫区浜崎通１番39号　インペリアルマンション505
破産者　福島　崇史
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１６号
神戸市中央区熊内町３丁目５番31号　Ｔ’ｓコート熊内203号
破産者　時本　遥花（旧姓本宮）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７３１号
神戸市兵庫区新開地３丁目１番17―812号
破産者　山本　　勝
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５１号
神戸市垂水区千代が丘２丁目１番55号
破産者　兼原志津子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７０号
神戸市灘区天城通２丁目４番22―206号
破産者　三原　菜摘
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９１号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の１　白川台南住宅４号棟503
破産者　城市磨理江
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９５号
神戸市北区道場町塩田2856番地の１　市営住宅104号
破産者　藤岡　奈菜
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２０号
兵庫県三木市別所町近藤55番地の８　さわやか弐番館201号、従前の住所兵庫県三木市別所町小林400番地
破産者　濱田　隆仁
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２６号
神戸市長田区五番町４丁目30番地　市住29―802号
破産者　藤岡　和基
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３８号
神戸市長田区丸山町４丁目９番９号　エール丸山２
破産者　塚本　美月
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４０号
兵庫県三木市自由が丘本町２丁目401番地
破産者　高橋　瑞穂
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４５号
神戸市東灘区北青木１丁目２番１―901号
破産者　冨迫　弘志
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション　403
破産者　上野　　哲（補助人　南　　茜）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７０号
兵庫県明石市大久保町大窪1390番地　サイカイ荘106号
破産者　原田　竜也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
奈良市法蓮町56番地の３　サンコーポ桜町303号
破産者　岡田　賢治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５７号
愛媛県越智郡上島町魚島二番耕地135番地　高井神第二住宅203号
破産者　今田　　進
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４５号
福岡県大牟田市一浦町122番地５　石井アパート　201号
破産者　一瀬　大地
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第４８号
代替住所Ａ（旧住所　福岡県大牟田市上内3668番地844）
破産者　松永　慶（旧氏名松永　慶子）
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５０号
福岡県筑後市大字久富715番地　県営住宅久富団地５棟304号、前住所福岡県みやま市瀬高町下庄995番地１　パナハイツ目野201号室
破産者　田中　一治
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
大分県由布市庄内町大龍849番地
破産者　後藤　達也
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２３号
大分県臼杵市大字臼杵120番地の２
破産者　飯沼　恭子
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５１号
大分市角子原２丁目３番５号　パークサイド久野Ⅱ107
破産者　上野　英輔
１　決定年月日　令和８年11月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５６号
北海道室蘭市日の出町２丁目８番１号
破産者　常野　洸太
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５８号
北海道白老郡白老町字萩野37番地１　第25ビジュアルビル306号室、前住所北海道伊達市舟岡町172番地２　フロレゾン　Ｆ号室
破産者　菊池　敦子（旧姓　里見）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１８号
北海道虻田郡倶知安町南３条東１丁目17番地２　Ｋ２マンション205
破産者　岡田　柚希（旧姓中山）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（フ）第１８８号
北海道旭川市東光22条５丁目１番13号
破産者　米澤　広大
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１２号
北海道旭川市５条通13丁目1082番地の２　ライフサポート豊清水
破産者　高橋　　淳
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２１号
北海道旭川市近文町21丁目2745番地の12　スカイフェリーチェⅠＶ　103号
破産者　澤又　京也
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２２号
北海道旭川市東光11条２丁目４番７号　ニューエスパニア１Ｂ201号室
破産者　柳嶋　裕菜
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６３号
北海道北見市幸町５丁目２番６－305号、前住所北海道北見市相内町65番地41　相内団地１　104号、埼玉県越谷市大字大林402番地２　アパートメントノイ104号
破産者　大西　裕之
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第６８号
青森県北津軽郡板柳町大字太田字西若宮33番地40
破産者　田中　　凪
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７２号
青森県つがる市柏鷺坂清見70番地１　東奥マンション21号
破産者　葛西　純子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７７号
青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字押上52番地３　増田敏夫方
破産者　増田　尚子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
盛岡市山岸二丁目７番12号　ともくらの風・山岸202号
破産者　井上　賢一
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０８号
宮城県石巻市大街道北１丁目６番56号　フェアリープレイス101号
破産者　村上　和希
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
宮城県石巻市明神南14番地12　楠Ｉ101号
破産者　渡辺さゆり（旧姓只野）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
宮城県石巻市水押３丁目２番６－２号
破産者　木村　光希
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字川尻４番地の17
破産者　丹野　志穂
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１２８号
宮城県石巻市田道町２丁目６番８号
破産者　丹野ヤイ子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市古町三丁目３番10号　市営気仙沼駅前住宅１－403
破産者　小野寺　徹也
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

令和８年（フ）第１２３号
秋田市土崎港中央一丁目７番33号
破産者　小野　千里
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６号
横浜市青葉区すすき野二丁目１番地７　西島ビル403、開始決定時の住所秋田県男鹿市払戸字六ツ小屋39番地
破産者　櫻庭　加奈子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２号
秋田市飯島緑丘町８番９号、旧住所秋田市大住四丁目11番２－202号
破産者　柏崎　幸生
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４号
秋田県由利本荘市岩城下蛇田字湯田275番地
破産者　山中　郁幸
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第８４号
茨城県龍ケ崎市白羽２丁目３番地11
破産者　中川　明美
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
茨城県取手市野々井832番地　ＮＯＮＯＩ館202
破産者　大滝　翔太
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１２６号
茨城県取手市野々井832番地　ＮＯＮＯＩ館202
破産者　横山沙椰香
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第４９３号
栃木県宇都宮市峰１丁目16番５号　アネックス関口202
破産者　大竹　　諒
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３２号
栃木県芳賀郡益子町大字七井５番地１　カーサ　ベルテ102号室、前住所栃木県芳賀郡益子町大字七井2362番地16
破産者　沢村　彩香（旧姓齋藤）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市上戸祭町89番地５
破産者　越雲　夏菜
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６８号
栃木県宇都宮市中里町3016番地９
破産者　菊池　秀一
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４号
栃木県大田原市加治屋94番地254　レオパレスティール202号室、前住所栃木県矢板市泉475番地２
破産者　鈴木　駿太
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４３号
栃木県大田原市上奥沢415番地　市営東雲団地142号
破産者　谷田　恭子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４５号
栃木県大田原市富士見１丁目1650番地63
破産者　西田　順子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４８号
栃木県大田原市紫塚１丁目12番33号　猪瀬レジデンスＢ棟201号
破産者　佐藤　渉
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第４６２号
埼玉県川越市大字鴨田353番地７
破産者　原田真理子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３７号
埼玉県川越市大字今福999番地16　（コーポタケ102号室）、前住所千葉県市川市二俣２丁目13番30号　（サンライズ二俣103号）
破産者　久松　豪雄
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５５７号
埼玉県川越市熊野町20番地７　（パレ・ドール上福岡103号室）
破産者　木村　由樹
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６０号
埼玉県川越市大字砂798番地１　（砂ハウス12号室）
破産者　関根とし子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７４号
埼玉県ふじみ野市亀久保三丁目３番49号　トーシンコーポふじみ野102
破産者　佐藤　貞治
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９１号
埼玉県富士見市水谷東３丁目44番37号　フレグランスＡ一101
破産者　川田　樹奈
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５９２号
埼玉県入間市大字上藤沢971番地８
破産者　石田　千華
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１７号
埼玉県川越市大字下新河岸100番地55
破産者　張間　　敦
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６１８号
埼玉県川越市大字下新河岸100番地55
破産者　小杉　静香
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６３８号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目24番地９　ルソール103
破産者　各務　伸一
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１１１号
千葉県勝浦市南山田85番地３
破産者　木村　　昭
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７１号
千葉県茂原市ゆたか18番地８　アバンダント101
破産者　田中　　豊
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７２号
千葉県勝浦市平田63番地　ハイツ藤110号
破産者　菅根　久雄
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７６号
千葉県茂原市早野1493番地　リバーサイド早野１号館101
破産者　植草　愛子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第７９号
千葉県いすみ市釈迦谷1198番地６
破産者　吉川　慶子（旧姓佐川）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第８０号
千葉県茂原市上永吉1041番地　県営住宅２棟102号
破産者　横田　洋子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
東京都東村山市本町３丁目13番地４サンローラン102、破産手続開始決定時の住所東京都東村山市青葉町２丁目８番地91
破産者　藤野　　誠
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８７７号
東京都青梅市新町８丁目10番地の８新町ハイツ
破産者　栗田　　専
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５２号
東京都昭島市拝島町１丁目18番19―104号
破産者　竹間加代子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２４０号
東京都町田市成瀬７丁目10番11―405号
破産者　内木　セイ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５５号
東京都福生市武蔵野台二丁目11番地９ヴェルデビア303号室
破産者　江口　　隆
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３０５号
東京都多摩市永山１丁目14番地の16グリーンハイツ203
破産者　長野　賢悟
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１０号
東京都羽村市神明台三丁目23番地１都営神明台３丁目アパート６―503
破産者　岩本美佐惠
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１５号
東京都東村山市久米川町１丁目10番地１久米川町１丁目アパート２―203
破産者　安藤　良輔
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２１号
東京都国分寺市南町一丁目12番26号南町ハイツ201
破産者　中野　響介
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３３５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1132―201
破産者　福本　麗子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４１号
東京都八王子市松木35番地２アベニール101号
破産者　小瀬　　功
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４６号
東京都西東京市芝久保町５丁目４番48号２―403
破産者　原　　智美
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４８号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目１番23―306号サンパレス吉祥寺
破産者　大崎　正覚
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６３号
東京都八王子市西寺方町674番地７グリーンハイツ小田野102号
破産者　大竹　優介
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４２６号
東京都八王子市楢原町1472番地４オリエンタル・アーク302号
破産者　坂井　建太
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３９３号
神奈川県伊勢原市沼目１丁目108番地の１ブライトガーデンズ湘南103号
破産者　山口ますみ
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６４号
石川県能美市大浜町マ79番地１　市営根上はまなす住宅・206号、従前の住所石川県能美市中町ツ10番地３　ソルレヴェンテ・102号
破産者　近藤よし子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１７０号
長野県中野市大字江部1379番地　泉団地43号
破産者　塩原　成珠
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７３号
長野市大字高田1049番地　ヴィラ桜ケ岡102号
破産者　宮本　静江（旧姓有和）
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
長野県東御市和4405番地
破産者　櫻井　　渉
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９６号
長野県東御市本海野890番地
破産者　桐田　麗子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第６２号
長野県諏訪市大字豊田３番地３
破産者　北原　逸平
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（フ）第１８０号
岐阜県大垣市開発町１丁目３番地１　和合団地Ｂ　101、前住所岐阜県大垣市荒尾町1810番地151
破産者　尾野上利裕
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１００号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原959番地の27
破産者　角谷　数子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１０１号
岐阜県安八郡神戸町大字丈六道607番地の４ビレッジハウスごうど　２号棟403号
破産者　四十物源勇
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
静岡市清水区向田町９番５号　フォレステージむかいだ、旧住所静岡市清水区折戸505番地の１　シェーンパラスト105
破産者　阿部　昭義
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４９９号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―102号　藤巻ハイツ
破産者　金澤　勇士
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５００号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―102号　藤巻ハイツ
破産者　金澤　　遼
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５７号
静岡県伊東市松川町６番15号　ラパーチェ松川403号、前住所静岡県伊東市荻574番地の70
破産者　杉山　祐樹
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０４号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地７―309、前住所静岡県裾野市石脇397番地の３
破産者　藤本　義人
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０６号
静岡県三島市徳倉814番地の３　北８棟
破産者　藤本　貴哉
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１５号
静岡県三島市光ケ丘（２丁目）22番地　県営光ケ丘団地５―103
破産者　五十嵐　篤
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１７号
静岡県沼津市松長640番地　メゾンクレストＡ105
破産者　秋山結莉愛
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４号
静岡県富士宮市小泉255番地の１　ソレイユヴィラ富士根205号室
破産者　朝香　政和
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１８５号
静岡県富士市加島町３番11号　サークルエッジ106号
破産者　市川　ひとみ　（旧姓：石田）
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡河津町峰829番地
破産者　渡邊　裕子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第２２３号
三重県鈴鹿市高塚町1451番地の52　さくらさくらホーム高塚、前住所三重県亀山市小野町857番地１
破産者　井上　一夫
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４０号
鳥取県米子市大崎3034番地２
破産者　岩井　弘志
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第２５８号
岡山県倉敷市東塚３丁目15番４―203号　ビレッジハウス福田、転居前の住所岡山県倉敷市玉島3085番地　サントピア　303号室
破産者　和泉藍涼香
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市福島621番地２　ノーヴァグレイス303
破産者　定方　紀子（旧姓福元）
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
岡山県倉敷市連島中央２丁目６番８号
破産者　安保　和希
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第８７号
広島県呉市仁方西神町１―17
破産者　石田　洋紀
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第８４号
広島県三原市宮浦４丁目８番20号　グループホームかおん
破産者　浅山　優香
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２０８号
徳島県徳島市国府町東黒田字古川10番地の12トゥールコネッサンス205号
破産者　南　浩一
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
徳島県徳島市西新浜町一丁目１番19―303号ハミングヴィレッジ
破産者　髙橋　和歌
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４３号
徳島県徳島市川内町上別宮南208番地の３ヴィラナリー徳島　206号室
破産者　坂尾　文佳
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
徳島県阿波市土成町宮川内字古田32番地２
破産者　藤井　一路
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５０号
徳島県徳島市一宮町東丁245番地の１　市営住宅６棟５号
破産者　川口　正美
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６３号
徳島県徳島市中昭和町４丁目64番地の３
破産者　森本　広平
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６６号
徳島県徳島市南二軒屋町１丁目２―60　エスタシオン二軒屋　105号室、住民票上の住所徳島県徳島市川内町金岡14番地の１　キャビンⅢ602号室
破産者　古賀　敏一
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８６号
香川県さぬき市大川町富田中1648番地　天神団地Ａ―214
破産者　國分　雅美
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１３号
香川県さぬき市造田野間田27番地５　ビレッジハウス野間田２―301
破産者　伊勢由美子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４３号
香川県高松市東山崎町32番地４
破産者　長濱　聡
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５３号
香川県高松市松福町２丁目１番８―203号コート松福町Ⅱ
破産者　重藤　幸人
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７４号
愛媛県松山市松前町２丁目３番地11　第３マンションふじ805号
破産者　大原　敦子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
愛媛県松山市余戸東３丁目３番30号
破産者　中矢さおり
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１号
愛媛県大洲市松尾902番地
破産者　清水　保江
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

令和８年（フ）第６０号
愛媛県今治市波方町波方甲2080番地３
破産者　越智美奈子
1　決定年月日　令和８年11月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第１４３号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住132号
破産者　沖　富士子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０３号
高知市長浜658－１　ヴィラ岡内２号室、住民票上の住所高知市長浜658番地
破産者　板坂　智裕
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２１号
高知市朝倉甲485番地51
破産者　森下希依子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４９号
福岡県大牟田市大字宮崎2737番地３
破産者　松本　美鈴
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５５号
福岡県大牟田市新勝立町２丁目１番地１　大牟田市営勝立住宅　５棟22号、前住所福岡県大牟田市一部町９番地
破産者　島田美智子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第５４号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　大浦団地県住３棟610号
破産者　毛利　譲二
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５５号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
破産者　伊藤　智子（旧姓沓形）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第２７号
大分県佐伯市大字上岡1637番地１　リバーサイド上岡　203号室
破産者　野中　梨穂
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３４６号
宮崎市青葉町118番地１　シールド青葉103号
破産者　清水　雄佑
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８０号
鹿児島県姶良市加治木町木田1649番地８
破産者　太崎　政巳
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第５２号
鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地２　県営ハーモニー団地９棟105号
破産者　濱田　千恵
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
沖縄県中頭郡北中城村字和仁屋117番地１
破産者　比嘉　博子
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６３号
沖縄県うるま市字天願1474番地１　仲村アパート６号室
破産者　上原　美香（旧姓伊佐）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６８号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目15番17―402号　Ｃａｓａ　Ｂｉａｎｃａ
破産者　天野　小夏（旧姓宮平）
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２６号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根３番地20　コーポアクトワン201
破産者　中崎　政幸
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２７号
沖縄県宮古島市平良字西原419番地１
破産者　柳橋　義勝
１　決定年月日　令和８年11月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第２２０号
東京都港区西新橋３―11―６―1105
再生債務者　中尾　匡佑
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第９号
宮崎県延岡市本小路205番地19
再生債務者　松本　　悠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第４４号
堺市東区西野558番地14
再生債務者　池田　一男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第１６号
奈良県生駒市西白庭台２丁目18番地６
再生債務者　鈴木　将平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第２７７号
大阪市都島区友渕町２丁目８番７―214号
再生債務者　浅田　麗雅
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８６号
神戸市垂水区塩屋北町４丁目12番１号
再生債務者　橋本　　学
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２２号
秋田市茨島四丁目12番44号　プルーム103号
再生債務者　加藤　浩二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第７号
長崎県大村市沖田町546番地
再生債務者　立川　千春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第２３号
北海道北斗市七重浜４丁目６番21号　グリーンアベニュー102
再生債務者　手塚　　翼
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第１８８号
大阪市生野区中川４丁目６番16号
再生債務者　末吉加代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２５号
奈良市法華寺町945番地　サンハイツ102号
再生債務者　荒井　辰三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　奈良地方裁判所

令和８年（再イ）第１２６号
札幌市清田区北野３条３丁目10番19号
再生債務者　工藤　勝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３号
函館市中道２丁目14番５号
再生債務者　花巻　由衣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　函館地方裁判所

令和８年（再イ）第６７号
埼玉県所沢市美原町５丁目2310番地の１　クレストコート105
再生債務者　野本　香織
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２３号
千葉県八街市泉台１丁目１番地35
再生債務者　森川　彩乃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第４１号
神奈川県厚木市田村町10番５－301Ａ号
再生債務者　林　　則政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第６２号
神奈川県厚木市岡田４丁目５番11号　グランドール岡田203
再生債務者　小菅　　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２７１号
大阪府寝屋川市池田東町６番７号
再生債務者　大仲　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６２号
兵庫県尼崎市小中島１丁目７番12号　サンライト松本　401
再生債務者　東　　厚史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月２日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第１２３号
北海道北広島市大曲並木２丁目８番地10
再生債務者　佐々木美保
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４４号
千葉市若葉区貝塚町2037番地１　アサヒファミール206号
再生債務者　丸山　　渚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２１号
富山市呉羽町4253番地７
再生債務者　岩杉　豪之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　富山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２５号
福井市二の宮４丁目37番32号　Ｓブライトン二の宮302号
再生債務者　村川　功輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日　　福井地方裁判所

令和８年（再イ）第９２号
名古屋市千種区田代本通２丁目11番地　覚王山アネクスⅡ　306号
再生債務者　小倉　朗夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５７号
愛知県春日井市大手町４丁目５番地２
再生債務者　和歌　孝明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（再イ）第２９号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺809番地１
再生債務者　辻　　都　（旧姓佐子）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第３０４号
大阪市淀川区十三東１丁目14番８－1004号
再生債務者　谷口　基紀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1965番地の４
再生債務者　大西　知代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

令和８年（再イ）第３３号
和歌山市善明寺230番地３
再生債務者　村端　幸夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第３４号
和歌山市善明寺230番地３
再生債務者　村端　理代（旧姓　川﨑）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第２９号
長崎県長崎市琴海戸根町739番地17ＵＲＡＫＡＭＩアパート１Ｆ（開始決定時の住所）長崎県長崎市長浦町20番地
再生債務者　瀬戸脇　航
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第３１号
福井市東森田１丁目903番地
再生債務者　日野　恵里
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第２６号
静岡県富士市森島286番地の５
再生債務者　ヒグルワナ　バムヌアラッチゲラサンタ　サマラウィックラマ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２９８号
大阪市生野区舎利寺２丁目15番８号　エリットハイツ　201号
再生債務者　柴田　正美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第３７号
静岡県田方郡函南町桑原1036番地の６
再生債務者　大澤　和宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第３１号
静岡県富士市松岡214番地の14
再生債務者　梅宅　　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第１０号
三重県松阪市久保町1855番地1369
再生債務者　森田　功二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　津地方裁判所松阪支部

令和８年（再イ）第１７号
三重県名張市富貴ケ丘６番町116番地
再生債務者　山下　　明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第３４号
三重県桑名市大字大福244番地７　コンフィアンス一105
再生債務者　阿部馨太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第３５号
三重県桑名市大字福島962番地　スペリア桑名アネックスⅠ　1102号
再生債務者　阿部　秦華
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１６号
鳥取県米子市錦海町２丁目６番13号
再生債務者　武田　　亘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第５号
広島県三原市沼田東町釜山760番地66
再生債務者　佐藤　広一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年11月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日　広島地方裁判所尾道支部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別不明、年齢不詳
上記の者は、令和８年１月12日、所沢市内において、頭蓋（下顎骨を除く）、右手及び頭蓋(下顎骨を含む)の状態で発見されました。
科学捜査研究所による鑑定の結果、これらは昭和初期以前のものであり、事件性は認められないものでした。頭蓋等については、所沢警察署が保管しております。心当たりのある方は、所沢市福祉部生活福祉課まで申し出てください。
令和８年11月18日
埼玉県　　所沢市長　小野塚勝俊

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30～50歳代の男性の頭蓋骨、肋骨、背骨、肩甲骨等。人相体格不明。人骨とともにジャンパー、長袖シャツ、腕時計、靴等が残っていました
上記の者は、令和７年12月28日午前10時30分頃、滋賀県甲賀市甲賀町油日先油日城跡南東側山林で発見されました。死亡の日時・場所・死因とも不明。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりのある方は当市健康福祉部生活支援課まで申し出てください。
令和８年11月18日
滋賀県　　甲賀市長　岩永　裕貴

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

群馬県高崎北警察署長
司法警察員警視　笠原　浩之

令和７年第275号死体遺棄事件（令和７年第78号）
1. 骨ようのもの若干。2. 骨壺１個

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

北海道札幌市中央区南十条西十四丁目一番二五号　Ｉｎｔｕｉｔｉｏｎ株式会社
代表清算人　ジャネット・ウェンイ・ホール

解散公告

当社は、令和八年十一月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

北海道帯広市富士町西五線四七番二四　有限会社創新
清算人　齊藤　史宏

解散公告

当社は、令和八年九月十七日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

札幌市清田区平岡二条三丁目六番一四号　株式会社ハッピードッグ
代表清算人　米田　史

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

青森県弘前市大字蔵主町三番地二一　有限会社陸奥販
清算人　渡邊　智

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二個月にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県八幡平市平笠第二四地割七番地一二五　株式会社高橋商会
代表清算人　高橋　郁美

解散公告

当社は、令和八年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県二戸郡一戸町西法寺字稲荷三番地八　有限会社ナカムラ
清算人　中村　善雄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

仙台市青葉区みやぎ台三丁目二五番一〇号　有限会社みやぎ台ストアー
清算人　相原　洋子

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

宮城県石巻市のぞみ野一丁目七番地三　株式会社カヤバテック
代表清算人　齋藤　收

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

宮城県富谷市富谷新町一一番地　有限会社内ヶ崎サービス
清算人　内ヶ崎浩也

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

福島県二本松市赤井沢二一八番地　有限会社クワハラ商会
清算人　桑原　國夫

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

茨城県水戸市元吉田町八七三番地の三サンパーク南台Ｂ棟二〇一号　一般社団法人Ｌｅｙ
代表清算人　山城　栄一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

茨城県小美玉市中延四八八番地　株式会社幡谷本店
代表清算人　幡谷　貞賢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

栃木県足利市東砂原後町一〇四八番地の四　株式会社三井織ネーム
代表清算人　本橋　徹雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡二丁目一〇番一号　特定非営利活動法人ラベンダー
代表清算人　田中　壽子

解散公告

当公社は、令和八年十月一日、埼玉県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県児玉郡上里町大字七本木五五一八　上里町土地開発公社
代表清算人　山下　博一

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県狭山市広瀬東三丁目一二番一号

有限会社マルキ

代表清算人　丸木　省三

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県さいたま市中央区下落合一〇八五―一五

特定非営利活動法人地域企業活性化支援協会

代表清算人　山田　和豊

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県川口市大字芝四七七二番地

株式会社アヴァンツァーレ

代表清算人　松本　治久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県春日部市西八木崎一丁目三番一号

有限会社栄町不動産

清算人　齊藤　正男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

千葉市若葉区御殿町二五三四番地一号

利安工業株式会社

代表清算人　王　月　敏

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

千葉県柏市南逆井二丁目二五番一七号

株式会社ＴｅｃＬｅａｖｅｌ

代表清算人　柴谷昭一朗

解散公告

当法人は解散いたしましたので当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

千葉県千葉市美浜区ひび野二丁目三番地アパホテルアンドリゾート東京ベイ幕張二階

一般社団法人究美会

代表清算人　大木　健作

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

千葉県南房総市宮谷二六〇番地

株式会社オリーブ姫の国

代表清算人　小林　金男

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

千葉県千葉市稲毛区作草部町一〇二五番地一三作草部コーポ四〇五号室

東俊株式会社

代表清算人　豊田　明

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都葛飾区亀有三丁目二番一号

株式会社クアーズ

代表清算人　野村幸三郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目三四番一四号

株式会社東京総コン

代表清算人　市村　充

解散公告

当組合は、令和八年十月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥されます。

令和八年十一月十八日

東京都江東区東陽三丁目一一番一〇号

フューチャークリエイト協同組合

代表清算人　殿岡　哲也

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年十月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

お台場ホテルマネジメント合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和八年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

お台場ホテルマネジメント一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一三号

株式会社ｃｏｎｔｒａｃｔ

代表清算人　山形　誠

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

ＲＢソーラージニアホールディングス一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内　一般社団法人ＮＵ―１０

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、その債権は清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目二二番五号

有限会社アイシーアイ

清算人　山内　政樹

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

Ｇｏｌｄｆｉｎｃｈ合同会社

清算人　チュン　ポーハン

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都墨田区両国三丁目二五番五号ＪＥＩ両国ビル一一階

ジーオン株式会社

代表清算人　小川　隆志

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都国分寺市西町一丁目三一番地一デュオセーヌ国立四〇一

アクアエア株式会社

代表清算人　山田　宰

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都八王子市城山手二丁目九番七号

株式会社システム・ケー

代表清算人　黒住　重晴

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

株式会社アイズリアルティ

代表清算人　石尾　重和

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都荒川区東日暮里三―四〇―一三ニュートーキョー三河島三Ｆ

株式会社サウスインプレスト

代表清算人　熊井　佑一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都大田区多摩川二丁目八番一号

一般社団法人ＳＴＴＧ工法協会

代表清算人　佐藤　亘

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都西東京市保谷町二丁目九番一号

株式会社ＢｉｇＢｉｒｄ

代表清算人　木下あすか

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二一階

フォリスＤＡＸ・ジャパン株式会社

代表清算人　ラファエル・デ・マルコ・エ・メロ

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

株式会社Ｋ．Ｈ

代表清算人　羽田野修平

解散公告

当社は、令和八年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区広尾五丁目一四番二号

株式会社ALBINO AND PRETO

代表清算人　鈴木　重光

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都江東区亀戸二丁目四四番六―一一〇四号

Ｕｐｄａｔｅｒ合同会社

清算人　佐藤　敏充

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都目黒区中目黒三丁目六番二号Ｆ・Ｓビル五Ｆ

有限会社アルール

清算人　堀本　勇人

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都目黒区三田一丁目五番一三―五一一号

ラウンドハウス株式会社

代表清算人　中村　隆之

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都台東区東上野二丁目一番一三号

有限会社蓼科クラブ

清算人　原　京介

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都墨田区亀沢四丁目二二番四号

株式会社オサナイ

代表清算人　小山内優二

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区麻布台二丁目三番三号Ｄａｉｗａ麻布台ビル七Ｆ　株式会社ネオフォース

代表清算人　小渕　猛

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都世田谷区松原一丁目五六番一九―六〇五号　どりいむさあくる有限会社

清算人　諏訪　昭三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都足立区綾瀬二丁目三一番九号

有限会社東永産業

清算人　森永　高弘

解散公告

当社は、令和八年十月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区麻布十番一丁目九番九号柴崎ビル三〇一号室　株式会社エムエス

代表清算人　天野　洋介

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区麻布永坂町一番地五四、七〇二号

知識工学株式会社

代表清算人　勝亦　度

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　合同会社おぷがる

清算人　米山　悟子

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都小金井市緑町二丁目五番二八号

プラス株式会社

代表清算人　神田　将吾

解散公告

当社は、令和八年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区南青山二丁目二番八号ＤＦビル一〇Ｆ・一〇三四Ｂ　無迹探索株式会社

代表清算人　ヤン・レイ

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区外神田五―三―一二―六階

株式会社就職サポート

代表清算人　チャン・イック・ヒエップ

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都足立区千住三丁目七〇番地

有限会社沼田バーバーチエーン

清算人　沼田　耕造

解散公告

当社は、令和八年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区神宮前六丁目一六番七号美竹ビル二階　株式会社チャンルージャパン

代表清算人　テッサ・トラン

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区神田小川町三丁目一一番地

Ｅ―Ｆｒｏｎｔビル六階

株式会社アイリスブライトＪＰ

代表清算人　キム・ミンウク

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中野区中央四丁目一番三号ボニータ新中野四階　株式会社ＦＬＯＲＩＡ

代表清算人　石川廣一郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区日本橋久松町九番九号ＦＲＡＭＥ日本橋八階

Ｄａｓ　Ｓｏｌａｒ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　朱　暁　棟

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ２特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ３特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ４特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ５特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ８特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ９特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ10特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十一月十三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦＴＪＰＮ11特定目的会社

代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

横浜市西区北幸一丁目一一番一号水信ビル七階

合同会社エムツー・アンド・シーツー

清算人　杉山　貢一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市泉区中田南四丁目七番一六号

有限会社マスイ

清算人　林　宏行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰二丁目六番八号

グリーンビレッジ鶴ヶ峰四〇九

株式会社せかい

代表清算人　藤原　大

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

横浜市中区尾上町四丁目五七番地横浜尾上町ビルディング八階Ｓ―〇三号室

Ｔｈｅ　Ｔｅｃｈｎｉｃａｌ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅ合同会社

清算人　グエン・ヒエン・トロン

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市青葉区桂台二丁目二七番地三二

株式会社ミューテ

代表清算人　佐藤　弘美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

横浜市西区北幸二丁目一〇番四八号むつみビル三階

株式会社ｉｎｃｎｏｔｅ

代表清算人　増田　優作

解散公告

当社は、令和八年九月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

石川県小松市木場町癸五番地二一

リバーサイドクリエイティブ合同会社

清算人　川端　駿平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

石川県小松市八日市町五六番地二

有限会社マイシューズしのはら

清算人　篠原　宏明

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長野県須坂市大字小山三七八番地一

有限会社上倉自動車板金

清算人　上倉　新吾

解散公告

当社は、令和八年十月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長野県長野市篠ノ井小森四九四番地一

海鑫合同会社

清算人　程　海丹

解散公告

当法人は、令和八年三月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長野県佐久市中込三〇八五―四ＹＵＩ第一ビル二Ｆ

ＮＰＯ法人ＳＯＬＡＲ　ＳＹＳＴＥＭ

清算人　木内　康平

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

岐阜県本巣市大字佐原字屋佐畑六三五番地の二

有限会社横山興産

清算人　坂田　久美

解散公告

当法人は、令和八年十月十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

静岡県焼津市宗高一三九一番地の五

特定非営利活動法人グローバルグループ

清算人　池谷　薫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

愛知県岡崎市井田町字池田二九番地六

ジーエービル二階

株式会社ＥＡＲＴＨ　ＰＲＯＦＩＴ

代表清算人　桑山　大季

解散公告

当社は、令和八年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

愛知県あま市七宝町遠島上江越一五三〇番地サニア七宝北館二階　株式会社Ｍ２Ｊ

代表清算人　ジャルガルサイハンムルン

解散公告

当社は、令和八年十月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

愛知県一宮市大赤見字神明前二三六九番地一　Ｆｌｏｒｅｓｔａ二〇五号

合同会社ハートケア

代表清算人　小倉　香織

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

名古屋市中区栄三丁目三一番二一号

株式会社大林堂

代表清算人　伊藤　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

愛知県愛西市森川町一番割一〇番地

株式会社あいさい不動産

代表清算人　伊藤　貴士

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

滋賀県大津市昭和町四番一〇号

株式会社優勝

代表清算人　西村　勝

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

滋賀県長浜市大辰巳町三六番地一階

株式会社一歩

代表清算人　岡本　一馬

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

京都市北区紫竹下芝本町七三番地の一

有限会社松永萬年堂

清算人　松永　招子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府大阪市中央区常盤町二丁目四番二号

一久ビル新館五〇二

一般社団法人国連Ｐ．Ｒ．Ｉ．Ｄ．Ｅ日本

代表清算人　奥田　正明

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府阿倍野区阿倍野筋三丁目一番一六号

阪本産業株式会社

代表清算人　平野　仁見

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市西区江之子島一丁目一番九―一〇一号

有限会社ヒロ・ハウジング

清算人　近森　啓知

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市西区九条二丁目二三番一五号

株式会社ハーバービュー

代表清算人　池田　正男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府東大阪市高井田西三丁目三番二四号

公泉インキ製造株式会社

代表清算人　丸山　保幸

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府東大阪市長堂一丁目三番一四号

タイガーラック物流株式会社

代表清算人　南　和良

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市天王寺区悲田院町一―三八―四一〇

ザ・天王寺レジデンス

株式会社ＮＰＯ日本電気安全協会

代表清算人　宮田　利美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市西区九条南四丁目一六番六号

小河運輸株式会社

代表清算人　小川　進

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市城東区今福西三丁目四番二二号

株式会社ＴＫＦ

代表清算人　矢田　周平

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市城東区今福西三丁目四番二二号

株式会社田村道場

代表清算人　矢田　周平

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中山ビル一〇〇八

納旻欣株式会社

代表清算人　沈　佳敏

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市生野区小路東六丁目八番一七号昭和

エクセルビュー東大阪一〇三―Ｇ〇七

楽耶株式会社

代表清算人　趙　肖偉

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

恒立株式会社

代表清算人　呉　博

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中山ビル一〇五六

鴻越天株式会社

代表清算人　史　暁梁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市城東区関目五丁目一九番九号関目花

博公館六〇八Ｂ

道古株式会社

代表清算人　丁　和

解散公告

当社は、令和八年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府大東市北新町二〇番一〇号

有限会社谷村貸衣裳店

清算人　谷村　幸栄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市西成区山王三丁目一八番二四号

有限会社三洋通商

清算人　菊池　順治

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市中央区瓦屋町三丁目四番三号

有限会社天野一級建築構造設計事務所

清算人　天野　悦治

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市港区港晴一丁目一番二七号

アイカレエアイテック株式会社

代表清算人　山下　素女

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市北区曽根崎一丁目二番一七号リアラ

イズ梅田東ビル六階

アイコニックエアイテック株式会社

代表清算人　山下　素女

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市港区港晴一丁目一番二七号

株式会社ヘロニパン

代表清算人　山下　素女

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市住吉区長居東一丁目一二番八号

ミィー株式会社

代表清算人　川畑　久志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府藤井寺市惣社二丁目一〇番三号

株式会社アジア貿易

代表清算人　仲田　善行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目一四番二三号

株式会社千鶴

代表清算人　仲田　善行

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪市阿倍野区昭和町五丁目一番二〇号

日本ケア株式会社

代表清算人　森　成元

解散公告

当社は、令和八年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

奈良市芝辻町四丁目一三番三号

柏井興産株式会社

代表清算人　柏井　浩希

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

岡山県総社市清音上中島四二番一エクメーネA一〇一

有限会社トライアングル

清算人　大熊　好次

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

岡山市北区北長瀬表町三丁目四番七号

株式会社岡山中央不動産

代表清算人　小川　大助

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

徳島県徳島市幸町三丁目九八番地

一般財団法人徳島県自治労会館

代表清算人　中川　孝文

解散公告

当社は、令和八年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

香川県仲多度郡まんのう町川東九〇八番地

株式会社西内花月堂

代表清算人　西内　聖一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

愛媛県西条市朔日市八八二番地四八

株式会社宮﨑技建

代表清算人　宮﨑　勝博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

高知県高知市昭和町一〇番五号

株式会社はらだ保険企画

代表清算人　原田　明廣

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二七六三番地三

株式会社イチノセ

代表清算人　一瀬　正志

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

福岡県那珂川市大字上梶原二五〇番地の三

有限会社永吉建設

代表清算人　永吉　正信

第20期決算公告

令和8年10月21日

茨城県つくば市吾妻一丁目12番地9

サン債権回収株式会社

代表取締役　小島　哲也

貸借対照表の要旨

（令和8年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	810,265	流動負債	60,660
固定資産	54,818	固定負債	132,516
有形固定資産	13,688	**負債合計**	**193,176**
無形固定資産	19,774	株主資本	671,906
投資その他の資産	21,355	資本金	500,000
		利益剰余金	171,906
		利益準備金	20,750
		その他利益剰余金	151,156
		純資産合計	**671,906**
資産合計	**865,083**	**負債・純資産合計**	**865,083**

損益計算書の要旨

（自　令和7年9月1日　至　令和8年8月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	280,668
売上原価	118,350
売上総利益	162,317
販売費及び一般管理費	93,201
営業利益	69,115
営業外収益	9,537
営業外費用	9,465
経常利益	69,188
税引前当期純利益	69,188
法人税、住民税及び事業税	11,751
法人税等調整額	1,143
当期純利益	56,293

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

北九州市小倉北区三郎丸三丁目一一番一三号

株式会社ブレーンダイニング

代表清算人　矢野　栄一

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長崎県諫早市貝津町一六五九番地一

有限会社ラテン

清算人　堤　由美子

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長崎県諫早市長田町二六〇一番地

株式会社昇栄建設

代表清算人　山口誠一郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

宮崎県宮崎市阿波岐原町宮神三一二一番地

有限会社オールステージプロ

清算人　内田　拓郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

沖縄県宮古島市上野字宮国六六三番地

勝勇建設株式会社

代表清算人　根間　明勇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

沖縄県名護市大北四丁目三番七号メゾン丸崎一階

合同会社はぴねす訪問看護ステーション

清算人　藤島　広美

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

沖縄県宜野湾市愛知三丁目一〇番三六号

株式会社おきなわプラス

代表清算人　仲村　雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月二十日開催の社員総会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

群馬県前橋市若宮町一丁目二番地六

医療法人里仁会

清算人　堺堀　洋治

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月三十日理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

名古屋市中村区上ノ宮町一丁目二七番地

学校法人徳田学園

代表清算人　徳田　俊介

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月十六日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都品川区西品川一丁目七番一号

西品川一丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　仲俣　悟

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年十月六日長野県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

長野県安曇野市明科中川手六八二四番地一

安曇野市明科川西土地改良区

代表清算人　遠藤　宏一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年九月十日広島県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

広島県呉市豊浜町大字豊島八八九番地一

清算法人豊田郡豊浜町土地改良区

清算人　髙野　信行

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年十月十四日福島地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

福島県福島市山田字神場五番地

清算法人龍音寺

清算人　井上　航

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都江戸川区瑞江二丁目二二番五号グリーンハウス下鎌田一階Ｂ号室

医療法人社団浩然会

清算人　渡邊　浩次

第63期決算公告

令和８年11月18日　鹿児島市与次郎一丁目10番１号

株式会社ニシムタ

代表取締役　西牟田敏明

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	23,548	流動負債	23,972
固定資産	51,633	固定負債	13,082
		株主資本	37,365
		資本金	50
		資本剰余金	713
		資本準備金	713
		利益剰余金	36,834
		利益準備金	46
		その他利益剰余金	36,787
		自己株式	△232
		評価・換算差額等	761
		その他有価証券評価差額金	761
資産合計	75,181	負債・純資産合計	75,181

損益計算書の要旨（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	87,652
売上原価	72,149
売上総利益	15,503
営業収入	1,475
営業利益	16,978
販売費及び一般管理費	17,297
営業外損益	319
営業外利益	801
経常利益	482
特別損失	318
税引前当期純利益	163
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	71
当期純利益	84

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年十月二十七日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

大阪府吹田市泉町一丁目三番四〇号
清算法人吹田土地改良区
代表清算人　村田　幸夫

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年九月八日高松地方裁判所観音寺支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

香川県三豊市山本町二三二三番地
宗教法人般若寺
清算人　弁護士　秋月　智美
連絡先　香川県観音寺市坂本町一丁目三番一七号グランシャトー坂本二階
有明法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市佃三丁目一三番、最後の住所青森県青森市堤町一丁目五番二〇号　朝日プラザ堤町Ⅱ二〇三号

被相続人　亡　今泉美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所青森県青森市長島二丁目一〇番四号　ヤマウビル八階　青森パーク法律事務所
相続財産清算人　弁護士　葛西　洋輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市渋民字愛宕一四番地、最後の住所岩手県滝沢市巣子一一七四番地三〇　コーポヒロ一―一〇二号

被相続人　亡　立花　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階　川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市鳥居ケ丘二二番、最後の住所山形市小白川町四丁目一二番三―三〇二号　あこやコーポラスB

被相続人　亡　豊岡　秀威

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

岩手県盛岡市本町通一丁目一〇番七号マルモビル二階　川上・吉江法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉江　暢洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町徳倉一六〇五番地二八、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町中町二二番地一三ルミエール正木A棟二〇三号室

被相続人　亡　馬籠　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

山形市木の実町一二番三七号　大手門パルズ四階　遠藤直樹法律事務所
相続財産清算人　弁護士　遠藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町徳倉一六〇五番地二八、最後の住所福島県岩瀬郡鏡石町中町二二番地一三ルミエール正木A棟二〇三号室

被相続人　亡　馬籠　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

福島県郡山市本町一丁目五番一〇号カナヤマ第一ビル二〇一　弁護士法人湊法律事務所郡山事務所
相続財産清算人　弁護士　武田　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市竹園二丁目四番地四、最後の住所茨城県牛久市女化町一七六番地三

被相続人　亡　中澤　正勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

茨城県つくば市吾妻三丁目九番地二四Ｓｔｅｅｌ一〇二号室　弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所つくば事務所
相続財産清算人　弁護士　介川　康史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿西二丁目六番地、最後の住所埼玉県所沢市北秋津八七六番地の二　所沢コーポラスA―二〇八

被相続人　亡　三好　亞樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

埼玉県所沢市日吉町一四―三朝日生命所沢ビル三階弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　五十嵐佳弥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻四丁目一一番地八、最後の住所埼玉県さいたま市桜区大字塚本二一四番地七

被相続人　亡　齋藤　康裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一〇弁護士法人岸町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　岩崎　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区千葉港七番、最後の住所千葉市中央区千葉港七番二号ライオンズマンション千葉グランドタワー九〇四号

被相続人　亡　小林　恒夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号　北野京葉ビル九階　千葉中央法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤盛　夏子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月二十五日を効力発生日とするユーユー財託株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

埼玉県川越市新富町一丁目九番地一
三光物産株式会社
代表取締役　木所　裕幸

第18期決算公告

令和8年11月18日

埼玉県川越市新富町一丁目9番地1
三光物産株式会社
代表取締役　木所　裕幸

貸借対照表の要旨（令和8年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	553,920
	固定資産	551,115
	資産合計	1,105,035
負債及び純資産の部	流動負債	310,707
	固定負債	632,079
	退職給与引当金	17,380
	株主資本	162,249
	資本金	30,000
	利益剰余金	132,249
	その他利益剰余金	132,249
	（うち当期純利益）	(42,431)
	負債・純資産合計	1,105,035

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市桜台三丁目三〇番地一一、最後の住所千葉県市原市桜台三丁目三〇番地
一一　被相続人　亡　山口　嘉美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ＣＩ―２２ビル五階　宮嶋法律事務所
相続財産清算人　弁護士　宮嶋　康明

第12期決算公告　令和８年11月18日

東京都渋谷区桜丘町18番６号
ホリデー株式会社
代表取締役　友巻憲史郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,170
	固定資産	24,147
	資産合計	**92,317**
負債及び純資産の部	流動負債	43,435
	固定負債	31,464
	株主資本	17,418
	資本金	77,000
	資本剰余金	67,000
	資本準備金	67,000
	利益剰余金	△126,581
	その他利益剰余金	△126,581
	（うち当期純損失）	(12,369)
	負債・純資産合計	**92,317**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百九万円、資本準備金の額を一億七百九万円減少し、それぞれ四千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区桜丘町一八番六号
ホリデー株式会社
代表取締役　友巻憲史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県東金市東中八一五番地、最後の住所千葉県東金市東中八一五番地
被相続人　亡　吉井　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央二丁目五番一号千葉中央ツインビル二号館一階　千葉綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　吉村　類

第２期決算公告　令和８年11月18日

東京都中央区日本橋本石町三丁目３番16号
日本橋室町ビル801号室
株式会社ＳＵＮＰＩＮ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　西村　軍

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,055,988
	固定資産	806,959
	資産合計	**1,862,948**
負債及び純資産の部	流動負債	128,846
	固定負債	1,533,360
	株主資本	200,741
	資本金	100,000
	資本剰余金	89,950
	資本準備金	89,950
	利益剰余金	10,791
	その他利益剰余金	10,791
	（うち当期純利益）	(94,638)
	負債・純資産合計	**1,862,948**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＵＮＰＩＮ Ｅｎｅｒｇｙ Ｐｌａｔｆｏｒｍ株式会社（住所東京都中央区日本橋本石町三丁目三番一六号日本橋室町ビル）に対して当社のアグリゲーション事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年十一月十日に終了しております。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都中央区日本橋本石町三丁目三番一六号日本橋室町ビル八〇一号室
株式会社ＳＵＮＰＩＮ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　西村　軍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市古市場五六八番地二〇、最後の住所千葉県市原市古市場四九一番地四
被相続人　亡　藤原喜代志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ＣＩ―２２ビル七階　弁護士法人さくら綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹村　一成

第18期決算公告　令和８年11月18日

東京都中央区日本橋本町二丁目３番11号
イシンファーマ株式会社
代表取締役　臼井　玲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	838,611
	固定資産	6,912
	資産合計	**845,524**
負債及び純資産の部	流動負債	69,787
	固定負債	88,824
	株主資本	686,909
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,172,936
	資本準備金	1,172,936
	利益剰余金	△586,026
	その他利益剰余金	△586,026
	（うち当期純損失）	(321,308)
	新株予約権	2
	負債・純資産合計	**845,524**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五四万九一〇〇円、資本準備金の額を四億九九四五万九〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都中央区日本橋本町二丁目三番一号
イシンファーマ株式会社
代表取締役　臼井　玲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市古市場五六八番地二〇、最後の住所千葉県市原市古市場四九一番地四
被相続人　亡　藤原つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号ＣＩ―２２ビル七階　弁護士法人さくら綜合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹村　一成

第12期決算公告

令和８年11月18日

東京都渋谷区渋谷三丁目２番３号
ＡＩＳ株式会社
代表取締役　本多　渉

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	110,604
	固定資産	3,575
	資産合計	**114,179**
負債及び純資産の部	流動負債	14,009
	固定負債	350
	株主資本	99,819
	資本金	40,000
	利益剰余金	59,819
	その他利益剰余金	59,819
	（うち当期純利益）	(29,395)
	負債・純資産合計	**114,179**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりテモナ株式会社（乙、住所東京都渋谷区渋谷三丁目二番三号）のサブスクアット事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）次のとおりです。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区渋谷三丁目二番三号
ＡＩＳ株式会社
代表取締役　本多　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区新井一丁目四五番地、最後の住所東京都昭島市東町四丁目二番四―三〇六号　被相続人　亡　富永　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

事務所　東京都国分寺市南町二丁目一一番一五号　伸和ビル二階　弁護士法人東京開智法律事務所　国分寺事務所

相続財産清算人　弁護士　清水　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区馬場下町五六番地、最後の住所東京都新宿区馬場下町五六番地

被相続人　亡　左巻　俊行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区新宿一丁目一四番三号ラタンビル四階　法律事務所　穂

相続財産清算人　弁護士　五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市昭和町一丁目五九番地、最後の住所東京都東村山市廻田町一丁目一番地二武蔵野サンハイツ東村山一一〇

被相続人　亡　松澤　恒尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階　西東京共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　衣里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市川口町一六〇五番地四、最後の住所東京都八王子市初沢町一四六四番地三　そんぽの家Ｓ高尾　三〇三号

被相続人　亡　上杉惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都国分寺市南町二丁目一一番一五号　伸和ビル二階　弁護士法人東京開智法律事務所　国分寺事務所

相続財産清算人　弁護士　豊田　憲生

第11期決算公告

令和８年11月18日

東京都中央区築地３―７―１

株式会社ケミカン

代表取締役　清水　俊博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	243,517
	固定資産	32,341
	合計	275,858
負債及び純資産の部	流動負債	493,494
	固定負債	7,605
	株主資本	△225,240
	資本金	100,000
	資本剰余金	455,683
	資本準備金	455,683
	利益剰余金	△780,924
	その他利益剰余金	△780,924
	（うち当期純損失）	(780,924)
	合計	275,858

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千三十一万七百二十五円、資本準備金の額を五億三千六十一万三千三百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都中央区築地三―七―一

株式会社ケミカン

代表取締役　清水　俊博

第１期決算公告

令和８年11月18日

東京都千代田区神田須田町一丁目７番８号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ２Ｆ

株式会社ｐＨｙｄｒｏｇｅｎ

代表取締役　飛田　貴大

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,098
	固定資産	13,147
	資産合計	75,245
負債及び純資産の部	流動負債	18,137
	株主資本	57,108
	資本金	80,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△97,892
	その他利益剰余金	△97,892
	（うち当期純損失）	(97,892)
	負債・純資産合計	75,245

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万百九十七円、資本準備金の額を四千二百八十九万二千二百八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

株式会社ｐＨｙｄｒｏｇｅｎ

代表取締役　飛田　貴大

第47期決算公告

令和８年11月18日

川崎市高津区二子五丁目18番１号

北山ハウス産業株式会社

代表取締役　田中　伸一

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,212,725
	固定資産	2,984,819
	資産合計	4,197,545
負債及び純資産の部	流動負債	698,013
	固定負債	2,048,758
	株主資本	1,450,772
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,410,772
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,400,772
	（うち当期純利益）	(11,373)
	負債・純資産合計	4,197,545

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十二月二十五日を効力発生日とするジーエヌエヌワールド株式会社及び富士総合食品株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

川崎市高津区二子五丁目一八番一号

北山ハウス産業株式会社

代表取締役　田中　伸一

第49期決算公告

令和８年11月18日

長野県松本市筑摩三丁目30番９号

株式会社明神工業

代表取締役　沖　建好

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,154
	固定資産	5,172
	資産合計	17,327
負債及び純資産の部	流動負債	1,387
	固定負債	20,441
	株主資本	△4,501
	資本金	38,000
	利益剰余金	△37,001
	利益準備金	449
	その他利益剰余金	△37,450
	（うち当期純損失）	(494)
	自己株式	△5,500
	負債・純資産合計	17,327

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

長野県松本市筑摩三丁目三〇番九号

株式会社明神工業

代表取締役　沖　建好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市長地柴宮一丁目九五三番地三、最後の住所東京都多摩市和田二八一番地の一（イル　カスターニャ　ウノ　一〇二号）
被相続人　亡　竹田　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
東京都新宿区新宿二丁目一番五号パークサイドスクエア四階　御苑前総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　松木　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区羽沢町九四七番地一、最後の住所横浜市旭区中白根四丁目一番二―四二九号
被相続人　亡　小柳　淳二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
横浜市中区尾上町一―四―一関内ＳＴビル五階
相続財産清算人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区松見町一丁目四番地一、最後の住所横浜市神奈川区松見町一丁目四番地の一
被相続人　亡　楠野　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
横浜市中区真砂町四―四三　木下商事ビル八階　野澤・中野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中野　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼松が岡二丁目一七番、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼松が岡二丁目一七番二三号
被相続人　亡　太田　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
横浜市港北区新横浜三―一八―五　アイズビル七階
相続財産清算人　弁護士　峯崎　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区中之郷二四七番地、最後の住所静岡市清水区中之郷二丁目六番一八号
被相続人　亡　石川　清貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
事務所静岡市葵区伝馬町一六番地の三シルクスクエア二号館四階　石割法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石割　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号、最後の住所名古屋市緑区曽根二丁目三九四番地
被相続人　亡　伊藤　こま

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号　アレックスビル二階Ｄ室　城南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　露木　洋司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市小杉新町二四番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　藤井　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
三重県四日市市安島一丁目七番一二号向陽２ビル４Ａ　菊川・森法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊川　雄志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県北牟婁郡紀北町相賀一二二番地一一〇、最後の住所三重県尾鷲市九鬼町九六九番地一六
被相続人　亡　小倉　博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
三重県津市中央一番一号　三重会館四階　なぎさ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　村瀬　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高石市羽衣二丁目五三四番地、最後の住所大阪府岸和田市池尻町七二二番地の二九
被相続人　亡　藤井　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
大阪府大阪市北区西天満一丁目二番五号　大阪ＪＡビル一二階
相続財産清算人　弁護士　洞　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区四天王寺一丁目九三番地、最後の住所大阪府大阪市生野区生野東四丁目三番一〇号
被相続人　亡　竿本　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル一〇階
相続財産清算人　弁護士　松岡　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市倉谷町二四六番地一、最後の住所兵庫県姫路市田寺東四丁目三番一九号
被相続人　亡　小田ゆみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日
兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中澤　広明

第45期決算公告

令和８年11月18日　滋賀県大津市瀬田大江町59番地の１
株式会社高谷商店
代表取締役　遠矢康太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	516	流動負債	99
固定資産	174	固定負債	22
		株主資本	571
		資本金	14
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	553
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	549
		（うち当期純利益）	(24)
		評価・換算差額等	△2
		その他有価証券評価差額金	△2
資産合計	690	負債・純資産合計	690

第73期決算公告

令和８年11月18日
長野市上松４丁目７番20号
株式会社長野県教科書供給所
代表取締役会長　西澤　啓

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	416	流動負債	395
固定資産	377	固定負債	207
有形固定資産	175	引当金	38
無形固定資産	0	負債合計	641
投資その他の資産	200	株主資本	151
繰延資産	0	資本金	40
		利益剰余金	111
		（利益準備金）	(10)
		（その他利益剰余金）	(101)
		（うち当期純損失）	(28)
		純資産合計	151
資産合計	793	負債・純資産合計	793

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡安堵町大字東安堵九五四番地、最後の住所奈良県生駒郡安堵町大字東安堵九五四番地　被相続人　亡　松田　雅代

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

奈良市角振町三九番地の一　日田ビル一階　ならまち法律事務所　相続財産清算人　宮坂　光行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市泗水町永二二〇九番地一、最後の住所熊本県菊池市泗水町永二七九二番地三八　被相続人　亡　松山　一信

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

熊本市西区島崎四丁目七番七五―一号　内田法律事務所　相続財産清算人　弁護士　森　則子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区上渡川五五番地、最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字庵三二五九六番地二　ふれあい地球館大地　被相続人　亡　一柳　シゾ

右被相続人の相続人のあるりとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年11月18日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①たかはし不動産　②秋田県知事(1)第2323号　③高橋義孝　④秋田県秋田市河辺松渕字川原田家ノ後137番地　⑤1000万円　⑥秋田県知事　⑦秋田県秋田市河辺松渕字川原田家ノ後137番地　たかはし不動産　高橋義孝

①株式会社K．プロスペリティ　②東京都知事(1)109262　③代表取締役　韓春燕　④東京都文京区本郷４―16―６　⑤60万円　⑥東京都知事　⑦東京都文京区本郷４―16―６　株式会社K．プロスペリティ　代表取締役　韓春燕

①株式会社ダイエー　②国土交通大臣(2)8971　③代表取締役　西峠泰男　④兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目１番１　廃止した従たる事務所　東京都江東区東陽２―２―20東陽駅前ビル　大阪府茨木市横江２―７―52ダイエー茨木プロセスセンター新館４階　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目１番１　株式会社ダイエー　代表取締役　西峠泰男

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年11月18日

東京都千代田区紀尾井町３番30号　公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番	証号	（代表者の）氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令８不保916		ＬＥＶＥＣＨＹファンド22号合同会社	関整特	330号	代表社員一般社団法人ＬＥＶＥＣＨＹ22号職務執行者福田武司	東京都千代田区紀尾井町３―８	1000万円
令８不保917		ＬＶＣファンド24号合同会社	関整特	340号	代表社員一般社団法人ＬＶＣ24号職務執行者福田武司	東京都千代田区紀尾井町３―８	1000万円
令８不保918		キューブロックデザイン株式会社	国土交通大臣	(1)10203	代表取締役　橋本拓郎	埼玉県所沢市小手指町１―43―３	1500万円
令８不保919		Ｆｉｔ合同会社	北海道知事	石狩(1)9654	代表社員　西**桝**祐人	北海道札幌市西区宮の沢４条５―10―４	1000万円
令８不保920		有限会社我妻不動産	福島県知事	(8)1734	代表取締役　我妻秀衛	福島県郡山市静町５―７	1000万円
令８不保921		株式会社三基	埼玉県知事	(6)18193	代表取締役　鈴木忠雄	埼玉県上尾市原市70―４	1000万円
令８不保922		株式会社ブルケン関東	千葉県知事	(4)15310	代表取締役　島田美佐男	千葉県習志野市東習志野６―19―12	1000万円
令８不保923		株式会社ユアサエ務店	東京都知事	(2)34618	代表取締役　湯浅廣	東京都中野区中野５―52―15	1000万円
令８不保924		株式会社住宅緑地協会	東京都知事	(2)35516	代表取締役　鳥羽チツ子	東京都昭島市中神町１―30―22	1000万円

令８不保925	福留建設	東京都知事(1)41108	福留孝	東京都江戸川区一之江６－７－12	1000万円
令８不保926	株式会社恵比寿Ｈｏｍｅ	東京都知事(4)92853	代表取締役　中丸大輔	東京都千代田区神田須田町１－28－４	1000万円
令８不保927	株式会社ランド・ステーション	東京都知事(2)99621	代表取締役　宮田雅雄	東京都港区南麻布３－20－１	1000万円
令８不保928	Ｓａｒａｔｏｇａａｇｅｎｃｙ株式会社	東京都知事(2)102503	代表取締役　大坪勝	東京都渋谷区東２－５－38	1000万円
令８不保929	株式会社シーラブレイン	東京都知事(1)106818	代表取締役　李天琦	東京都渋谷区広尾１－１－39	1000万円
令８不保930	エルアンドビー株式会社	東京都知事(1)106935	代表取締役　内田健介	東京都豊島区池袋４－29－２	1000万円
令８不保931	株式会社ＭＣＭ	東京都知事(1)110045	代表取締役　馬寧	東京都豊島区西池袋１－29－５	1000万円
令８不保932	Ｆコンサル・マネジメント株式会社	東京都知事(1)112151	代表取締役　長島僚大	東京都立川市栄町４－17－５	1000万円
令８不保933	有限会社泰平土地開発	神奈川県知事(8)18807	代表取締役　小菅宏幸	神奈川県藤沢市鵠沼神明５－９－７	1000万円
令８不保934	ＡｒｔＣｏｄｅ株式会社	神奈川県知事(1)31398	代表取締役　杉本和弘	神奈川県川崎市高津区上作延４－27－11	1000万円
令８不保935	株式会社ウィスタ	富山県知事(3)3006	代表取締役　江村克也	富山県富山市町村２－４	1000万円
令８不保936	グランエステート株式会社	富山県知事(2)3103	代表取締役　講神幸人	富山県富山市中川原128－１	1000万円
令８不保937	和田製材株式会社	岐阜県知事(1)5209	代表取締役　和田浩志	岐阜県土岐市泉町久尻９－３	1000万円
令８不保938	株式会社エステートジャパン	大阪府知事(5)50520	代表取締役　原嶋秀和	大阪府東大阪市神田町10－16	1000万円
令８不保939	株式会社東和リード	大阪府知事(1)65378	代表取締役　中村健正	大阪府大阪市西区阿波座１－15－15	1000万円
令８不保940	株式会社フェゼップ	大阪府知事(1)62767	代表取締役　福政直	大阪府大阪市北区西天満６－２－14	1000万円
令８不保941	ＧＲＯＵＮＤ株式会社	大阪府知事(1)62855	代表取締役　仲友見	大阪府和泉市箕形町５－９	1000万円
令８不保942	公陽ホーム株式会社	兵庫県知事(5)10842	代表取締役　中野隆司	兵庫県神戸市垂水区神陵台３－２－１－10	1000万円
令８不保943	スカイカラーズ合同会社	島根県知事(2)1300	代表社員　青山泰	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1917	1000万円
令８不保944	Ｎｅｘｔｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ	島根県知事(1)1365	須田隆義	島根県出雲市高岡町291－１	1000万円
令８不保945	株式会社ＣＳクオリティ	岡山県知事(4)5051	代表取締役　森山剛司	岡山県岡山市南区郡70－３	1000万円
令８不保946	有限会社みつわ	福岡県知事(10)8743	代表取締役　高松賢治	福岡県北九州市若松区上原町２－23	1000万円
令８不保947	株式会社ＬＡＮＤＯＯＲ	熊本県知事(2)5442	代表取締役　熊澤光徳	熊本県熊本市東区健軍３－50－19	1000万円
令８不保948	秋月都市開発株式会社	大分県知事(4)2932	代表取締役　菅圭介	大分県大分市金池南１－14－21	1000万円
令８不保949	有限会社南成宅建	宮崎県知事(12)2409	取締役　二宮正	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1062－１	1000万円

第19期決算公告

令和８年11月18日　大阪市中央区南本町１丁目８番14号

株式会社ＦＵＬＭＡＲＫ　Ｐｒｉｎｔｉｎｇ

代表取締役　工藤　裕介

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	415,417	流動負債	104,418
固定資産	273,393	固定負債	69,164
有形固定資産	164,054	**負債合計**	**173,583**
無形固定資産	1,476	株主資本	515,227
投資その他の資産	107,862	資本金	30,000
		資本剰余金	70,715
		資本準備金	70,715
		利益剰余金	414,512
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	407,012
		（うち当期純利益）	(29,357)
		純資産合計	**515,227**
資産合計	**688,810**	**負債・純資産合計**	**688,810**

第81期決算公告

令和８年10月８日

大阪市中央区伏見町２丁目５番８号

健栄製薬株式会社

代表取締役　滝野　六朗

貸借対照表の要旨　（令和８年８月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,294	流動負債	11,760
固定資産	25,954	固定負債	6,625
		（うち退職給付引当金）	(1,143)
		株主資本	34,863
		資本金	99
		資本剰余金	9
		資本準備金	9
		利益剰余金	34,755
		利益準備金	37
		その他利益剰余金	34,717
		（うち当期純利益）	(4,232)
資産合計	**53,249**	**負債・純資産合計**	**53,249**

第63期決算公告

令和８年11月18日

富山県南砺市長源寺89番地

アルカスコーポレーション株式会社

代表取締役　岩崎　弥一

貸借対照表の要旨　（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,776,934	流動負債	1,590,929
固定資産	1,902,654	固定負債	1,244,916
		（退職給付引当金）	(15,967)
		株主資本	1,842,743
		資本金	88,000
		資本剰余金	399,146
		資本準備金	222,568
		その他資本剰余金	176,578
		利益剰余金	1,355,596
		利益準備金	56,850
		その他利益剰余金	1,298,746
		（うち当期純利益）	(225,293)
資産合計	**4,678,589**	**負債・純資産合計**	**4,678,589**

第64期決算公告

令和８年11月18日

大阪府東大阪市楠根２丁目５番29号

株式会社ＦＵＬＭＡＲＫ　Ｂｉｎｄｉｎｇ

代表取締役　工藤　裕介

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,916	流動負債	13,050
固定資産	14,494	**負債合計**	**13,050**
有形固定資産	12,770	株主資本	74,360
無形固定資産	575	資本金	10,000
投資その他の資産	1,148	利益剰余金	64,360
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	59,360
		（うち当期純利益）	(8,602)
		純資産合計	**74,360**
資産合計	**87,410**	**負債・純資産合計**	**87,410**

第60期決算公告

令和８年11月18日
埼玉県川口市並木三丁目１番４号
産経商事株式会社
代表取締役　高橋　昭二

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,335,328
	固定資産	13,495,999
	合計	16,831,327
負債及び純資産の部	流動負債	381,890
	固定負債	2,116,018
	株主資本	14,333,419
	資本金	290,000
	利益剰余金	14,043,419
	利益準備金	122,121
	その他利益剰余金	13,921,298
	（うち当期純利益）	(123,123)
	合計	16,831,327

第19期決算公告

令和８年11月18日
名古屋市西区八筋町27番地
株式会社スパイスネットワークス
代表取締役　久保　和義

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,812
	固定資産	3,341
	合計	42,153
負債及び純資産の部	流動負債	7,149
	株主資本	35,003
	資本金	3,000
	利益剰余金	32,003
	その他利益剰余金	32,003
	（うち当期純利益）	(2,698)
	合計	42,153

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

（甲）名古屋市西区八筋町二七番地
株式会社スパイスネットワークス
代表取締役　久保　和義

（乙）名古屋市西区八筋町二七番地
スパイスサポート株式会社
代表取締役　久保　和義

左記のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）

第3期決算公告

令和８年11月18日
東京都港区東麻布一丁目３番８号
GOOD　NEW　Design株式会社
代表取締役　北島　聡実

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,239,211
	資産合計	85,239,211
負債及び純資産の部	流動負債	14,027,645
	固定負債	28,557,000
	株主資本	42,654,566
	資本金	1,500,000
	利益剰余金	41,154,566
	その他利益剰余金	41,154,566
	（うち当期純利益）	(11,471,800)
	負債・純資産合計	85,239,211

第2期決算公告

令和８年11月18日
名古屋市西区児玉一丁目17番１号
ソフィア浄心１階
百々株式会社
代表取締役　和久田　萌

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,042,537
	固定資産	4,262,445
	繰延資産	0
	合計	14,304,982
負債及び純資産の部	流動負債	6,636,223
	固定負債	0
	株主資本	7,668,759
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△2,331,241
	その他利益剰余金	△2,331,241
	（うち当期純利益）	(526,807)
	合計	14,304,982

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

名古屋市西区児玉一丁目一七番一号ソフィア浄心一階
百々株式会社
代表取締役　和久田　萌

第11期決算公告　令和８年10月26日

山梨県北杜市長坂町渋沢725番地１
株式会社ユイット・ラボラトリーズ

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	436,885
	固定資産	474,480
	資産合計	911,365
負債及び純資産の部	流動負債	105,029
	固定負債	15,903
	株主資本	790,433
	資本金	100,000
	資本剰余金	541,974
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	539,974
	利益剰余金	148,459
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	146,959
	（うち当期純利益）	(25,221)
	負債・純資産合計	911,365

第12期決算公告　令和８年11月18日

京都府八幡市岩田竹綱16番地の１
株式会社アンフィニ建材
代表取締役　宮村　優

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,775
	固定資産	56,278
	合計	114,054
負債及び純資産の部	流動負債	55,968
	固定負債	169,208
	株主資本	△ 111,121
	資本金	43,140
	資本剰余金	1,751
	その他資本剰余金	1,751
	利益剰余金	△ 156,013
	その他利益剰余金	△ 156,013
	（うち当期純損失）	(58,267)
	合計	114,054

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百十四万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

京都府八幡市岩田竹綱一六番地の一
株式会社アンフィニ建材
代表取締役　宮村　優

第36期決算公告　令和８年11月18日

愛媛県松山市姫原三丁目４―13
株式会社ベルモニー
代表取締役　武智　正晴

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,698,810
	固定資産	17,547,275
	合計	31,246,085
負債及び純資産の部	流動負債	2,184,610
	固定負債	16,770,160
	（雑収入復活引当金）	(55,323)
	株主資本	12,291,315
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,271,315
	その他利益剰余金	12,271,315
	（うち当期純利益）	(609,850)
	合計	31,246,085

第14期決算公告

令和８年11月18日
兵庫県西宮市津門呉羽町２番39号
株式会社万ホールディングス
代表取締役　坂本　州正

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,930
	固定資産	289,488
	合計	296,419
負債及び純資産の部	流動負債	5,510
	固定負債	62,642
	株主資本	228,266
	資本金	1,000
	利益剰余金	227,266
	その他利益剰余金	227,266
	（うち当期純利益）	(2,941)
	合計	296,419

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

（甲）兵庫県西宮市津門呉羽町二番三九号
株式会社万ホールディングス
代表取締役　坂本　州正

（乙）兵庫県西宮市津門呉羽町一番三二号
有限会社神戸管財
取締役　坂本　州正

左記のとおりです。

（甲）計算書類の公告義務はありません。

（乙）

第 47 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

和歌山市狐島377番地
株式会社マイカーセンタースズキ
代表取締役　中谷　久生

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,791
	固定資産	119,400
	合計	137,191
負債及び純資産の部	流動負債	119
	株主資本	137,071
	資本金	10,000
	利益剰余金	127,071
	利益準備金	1,100
	その他利益剰余金	125,971
	（うち当期純利益）	(3,069)
	合計	137,191

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十八日

和歌山市狐島三七七番地
（甲）株式会社マイカーセンタースズキ
代表取締役　中谷　久生

和歌山市狐島三七七番地
（乙）有限会社スズキソーム
代表取締役　中谷　久生

第 19 期決算公告

令和８年11月18日

愛媛県松山市姫原三丁目４－13
株式会社ベルモニーホールディングス
代表取締役　武智　正晴

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,041
	固定資産	10,020,314
	合計	10,298,355
負債及び純資産の部	流動負債	1,620,898
	固定負債	368,843
	株主資本	8,308,614
	資本金	5,000
	資本剰余金	6,606,331
	その他資本剰余金	6,606,331
	利益剰余金	1,697,283
	その他利益剰余金	1,697,283
	（うち当期純利益）	(173,969)
	合計	10,298,355

第 23 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

東京都港区赤坂三丁目２番３号
アパ大阪高麗橋特定目的会社
取締役　大林　敬史

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	1,971,726	流動負債	1,191,073
その他の資産	708,069	固定負債	600,000
流動資産	708,069	負債合計	1,791,073
		社員資本	888,722
		特定資本金	100
		優先資本金	500,000
		剰余金	388,622
		当期未処分利益	388,622
		純資産合計	888,722
資産合計	2,679,796	負債・純資産合計	2,679,796

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	480,000
営業費用	92,233
営業利益	387,766
営業外収益	1,146
営業外費用	0
経常利益	388,912
税引前当期純利益	388,912
法人税、住民税及び事業税	290
法人税等調整額	0
当期純利益	388,622

第 68 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

長崎市築町４番18号
長崎地所株式会社
（旧商号　長崎地所有限会社）
代表取締役　小野原善一郎

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,655
	固定資産	650
	合計	15,305
負債及び純資産の部	流動負債	14,055
	固定負債	523
	株主資本	726
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 2,273
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	△ 2,323
	（うち当期純利益）	(1,108)
	合計	15,305

第 28 期決算公告

令和８年11月18日

茨城県筑西市松原137番地１
株式会社明筑企画
代表取締役　加倉井豊邦

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	29,332,910
	固定資産	57,160,845
	資産合計	86,493,755
負債及び純資産の部	流動負債	407,000
	固定負債	141,650,323
	負債合計	142,057,323
	株主資本	△55,563,568
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△65,563,568
	その他利益剰余金	△65,563,568
	（うち当期純損失）	(1,299,600)
	純資産合計	△55,563,568
	負債・純資産合計	86,493,755

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

茨城県筑西市松原一三七番地一
株式会社明筑企画
代表取締役　加倉井豊邦

第 45 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

長崎市築町３番23号
株式会社小野原本店
代表取締役　小野原善一郎

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	173,446
	固定資産	155,022
	合計	328,468
負債及び純資産の部	流動負債	28,085
	固定負債	32,890
	株主資本	267,493
	資本金	10,000
	利益剰余金	257,493
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	254,993
	（うち当期純利益）	(3,951)
	合計	328,468

第 75 期決算公告

令和８年11月18日

東京都渋谷区代々木二丁目26番５―223号
株式会社ＴＫ不動産
代表取締役　長坂　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	977,903
	固定資産	6,138,643
	合計	7,116,547
負債及び純資産の部	流動負債	1,992,100
	固定負債	1,162,291
	株主資本	3,962,155
	資本金	12,000
	利益剰余金	4,074,390
	利益準備金	3,000
	別途積立金	1,140,000
	繰越利益剰余金	2,931,390
	（うち当期純利益）	(315,354)
	自己株式	△124,234
	合計	7,116,547

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区代々木二丁目二六番五―二二三号
（甲）株式会社ＴＫ不動産
代表取締役　長坂　英樹

東京都渋谷区代々木二丁目二六番五―二二三号
（乙）合同会社Ｎｅｒｏ
代表社員　一般社団法人Ｎｅｒｏ
職務執行者　長坂　英樹

第 66 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

鹿児島県西之表市西之表16035番地14
株式会社たねがしま平安閣
代表取締役　吉元　勇

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	362,945
	固定資産	684,340
	繰延資産	15,422
	合計	1,062,707
負債及び純資産の部	流動負債	449,544
	固定負債	408,817
	株主資本	204,346
	資本金	20,000
	利益剰余金	184,346
	その他利益剰余金	184,346
	（うち当期純利益）	(14,507)
	合計	1,062,707

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千六百十四万五千円、資本準備金の額を二億二千三百六十四万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号

株式会社エニキャリ

代表取締役　小嵜　秀信

第７期決算公告　令和８年11月18日

東京都千代田区平河町二丁目５番３号

株式会社エニキャリ

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	698,944
	固定資産	10,720
	資産合計	709,665
負純資産債及びの部	流動負債	193,059
	固定負債	506,803
	株主資本	△13,559
	資本金	236,145
	資本剰余金	1,006,717
	資本準備金	226,145
	その他資本剰余金	780,572
	利益剰余金	△1,256,421
	その他利益剰余金	△1,256,421
	（うち当期純損失）	(324,206)
	新株予約権	23,362
	負債・純資産合計	709,665

第６期決算公告

令和８年９月26日

横浜市青葉区奈良一丁目19番地１

鴨志田第一ビル202号室

一般社団法人ポローニア

代表理事　大関　理宏

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	166,651
	固定資産	39,195
	合計	205,846
負味財債及産びの正部	流動負債	42,554
	固定負債	38,591
	負債合計	81,145
	一般正味財産	124,700
	正味財産合計	124,700
	合計	205,846

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額一億一千万円、資本準備金の額を七千二百万円減少し、それぞれ八千四百五十万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目一番一一号郁文堂青山通りビル

株式会社ＬＥＮＤＥＸ

代表取締役　中村　智

第26期決算公告　令和８年11月18日

東京都渋谷区渋谷二丁目１番11号郁文堂青山通りビル

株式会社ＬＥＮＤＥＸ

代表取締役　中村　智

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	677,610,781
	固定資産	740,693,880
	資産合計	1,418,304,661
負純資産債及びの部	流動負債	1,309,267,587
	株主資本	109,037,074
	資本金	194,500,000
	資本剰余金	72,000,000
	資本準備金	72,000,000
	利益剰余金	△157,462,926
	その他利益剰余金	△157,462,926
	（うち当期純利益）	(13,000,365)
	負債・純資産合計	1,418,304,661

第１期決算公告

令和８年11月18日

東京都江東区有明三丁目７番18号

Semi next株式会社

代表取締役　楊　　建

貸借対照表の要旨（令和４年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,735
	繰延資産	276
	資産合計	19,011
負純資産債及びの部	流動負債	1,040
	株主資本	17,972
	資本金	30,000
	利益剰余金	△12,028
	その他利益剰余金	△12,028
	（うち当期純損失）	(12,028)
	負債・純資産合計	19,011

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都品川区西五反田三丁目一一番六号

デナジー株式会社

代表取締役　中野　大吾

第13期決算公告

令和８年11月18日

東京都品川区西五反田三丁目11番６号

デナジー株式会社

代表取締役　中野　大吾

貸借対照表の要旨

（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,354
	固定資産	120,918
	合計	154,272
負純資産債及びの部	流動負債	107,081
	固定負債	44,527
	株主資本	2,664
	資本金	22,000
	利益剰余金	△19,335
	その他利益剰余金	△19,335
	（うち当期純損失）	(20,203)
	合計	154,272

第２期決算公告

令和８年11月18日

東京都江東区有明三丁目７番18号

Semi next株式会社

代表取締役　楊　　建

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,920
	固定資産	21,424
	繰延資産	276
	資産合計	55,620
負純資産債及びの部	流動負債	1,718
	固定負債	79,760
	株主資本	△25,858
	資本金	30,000
	利益剰余金	△55,858
	その他利益剰余金	△55,858
	（うち当期純損失）	(43,829)
	負債・純資産合計	55,620

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三百五十九万九千二百七十二円、資本準備金の額を十一億二千九百三十万八百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区東三丁目九番一九号

株式会社ＲＡＢＯ

代表取締役　伊豫愉芸子

第８期決算公告　令和８年11月18日

東京都渋谷区東三丁目９番19号

株式会社ＲＡＢＯ

代表取締役　伊豫愉芸子

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,557
	固定資産	229,033
	合計	521,590
負純資産債及びの部	流動負債	101,373
	固定負債	180,328
	株主資本	239,889
	資本金	253,629
	資本剰余金	2,387,691
	資本準備金	1,319,160
	その他資本剰余金	1,068,530
	利益剰余金	△2,401,431
	その他利益剰余金	△2,401,431
	（うち当期純損失）	(416,919)
	合計	521,590

第３期決算公告

令和８年11月18日

東京都江東区有明三丁目７番18号

Semi next株式会社

代表取締役　楊　　建

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	767,794
	固定資産	43,336
	資産合計	811,130
負純資産債及びの部	流動負債	592,244
	固定負債	86,680
	株主資本	132,206
	資本金	98,000
	利益剰余金	34,206
	その他利益剰余金	34,206
	（うち当期純利益）	(90,064)
	負債・純資産合計	811,130

第 11 期決算公告

令和８年11月18日
静岡県駿東郡長泉町下長窪1002番地の１
株式会社TL Genomics
代表取締役　久保　知大

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,858
	固定資産	1,698
	合計	19,557
負債及び純資産の部	流動負債	9,091
	固定負債	80,000
	株主資本	△69,534
	資本金	100,000
	資本剰余金	680,885
	資本準備金	389,442
	その他資本剰余金	291,442
	利益剰余金	△850,419
	その他利益剰余金	△850,419
	（うち当期純損失）	(26,038)
	合計	19,557

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二十万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

静岡県駿東郡長泉町下長窪一〇〇二番地の一
株式会社ＴＬ　Ｇｅｎｏｍｉｃｓ
代表取締役　久保　知大

第 4 期決算公告

令和８年 11 月 18 日
東京都江東区有明三丁目７番18号
Semi next株式会社
代表取締役　楊　　建

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,141,988
	固定資産	40,348
	資産合計	1,182,337
負債及び純資産の部	流動負債	996,665
	株主資本	185,671
	資本金	98,000
	利益剰余金	87,671
	その他利益剰余金	87,671
	（うち当期純利益）	(53,465)
	負債・純資産合計	1,182,337

第 5 期決算公告

令和８年 11 月 18 日
仙台市青葉区花京院一丁目２番15号
ソララプラザ３Ｆ
株式会社ＴＥＮ
代表取締役　五十嵐重人

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,295,499
	固定資産	1
	合計	9,295,500
負債及び純資産の部	流動負債	807,800
	株主資本	8,487,700
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	487,700
	その他利益剰余金	487,700
	（うち当期純利益）	(639,080)
	合計	9,295,500

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

仙台市青葉区花京院一丁目二番一五号
ソララプラザ三Ｆ
株式会社ＴＥＮ
代表取締役　五十嵐重人

第 30 期決算公告

令和８年11月18日
東京都千代田区外神田六丁目１番８号
株式会社ティー・シー・ピー
代表取締役　佐上　雄二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,192,483
	固定資産	4,292,130
	資産合計	8,484,613
負債及び純資産の部	流動負債	4,993,960
	賞与引当金	144,057
	固定負債	1,376,740
	株主資本	2,113,913
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,073,913
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,063,913
	（うち当期純利益）	(1,071,184)
	負債・純資産合計	8,484,613

第 2 期決算公告

令和８年 11 月 18 日
東京都新宿区新宿七丁目26番40号
ＡＰＡＧＡＲＤＥＮＳＡ戸山公園521
Ｗｅａｌｔｈｙ　Ｌｉｆｅ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　龍後　天乃

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,260,025
	繰延資産	2,501,543
	資産合計	10,761,568
負債及び純資産の部	流動負債	1,290,508
	株主資本	9,471,060
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△528,940
	その他利益剰余金	△528,940
	（うち当期純損失）	(493,937)
	負債・純資産合計	10,761,568

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千三百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区新宿七丁目二六番四〇号
ＡＰＡＧＡＲＤＥＮＳＡ戸山公園五二一
Ｗｅａｌｔｈｙ　Ｌｉｆｅ　Ｊａｐａｎ
株式会社
代表取締役　龍後　天乃

第 7 期決算公告

令和８年11月18日
東京都千代田区外神田六丁目１番８号
ティー・シー・ピーホールディングス株式会社
代表取締役　佐上　雄二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,102
	固定資産	1,309,108
	資産合計	1,416,210
負債及び純資産の部	流動負債	531,809
	固定負債	866,021
	株主資本	18,379
	資本金	3,000
	利益剰余金	15,379
	その他利益剰余金	15,379
	（うち当期純利益）	(45,322)
	負債・純資産合計	1,416,210

第６期決算公告

令和８年11月18日
東京都品川区上大崎三丁目14番35号
３階Ｂ区画
株式会社ＥＩＳＨＩＮ
代表取締役　五十嵐大士

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	492,044
	固定資産	93,814
	合計	585,858
負債及び純資産の部	流動負債	1,066,089
	固定負債	74,126
	株主資本	△554,357
	資本金	50,000
	資本剰余金	6,888
	資本準備金	6,888
	利益剰余金	△611,245
	その他利益剰余金	△611,245
	（うち当期純損失）	(611,245)
	合計	585,858

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千五万五千円、資本準備金の額を一億一千六百九十四万三千五百五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都品川区上大崎三丁目一四番三五号三階Ｂ区画
株式会社ＥＩＳＨＩＮ
代表取締役　五十嵐大士

第 13 期決算公告

令和８年11月18日
東京都千代田区外神田六丁目１番８号
株式会社フォーチューン
代表取締役　今野　　博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,310
	固定資産	26,372
	資産合計	72,682
負債及び純資産の部	流動負債	35,427
	固定負債	14,050
	株主資本	23,205
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	8,205
	その他利益剰余金	8,205
	（うち当期純利益）	(2,773)
	負債・純資産合計	72,682

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百七十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都中央区湊三丁目六番一号

ＫＡＯＰＡ株式会社

代表取締役　山本雄一郎

決　算　公　告

令和８年11月18日
東京都中央区湊三丁目６番１号
ＫＡＯＰＡ株式会社
代表取締役　山本雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,800
	固定資産	128,336
	繰延資産	319
	合計	226,456
負純資債及産のび部	流動負債	25,146
	固定負債	34,351
	株主資本	166,958
	資本金	142,700
	資本剰余金	140,000
	資本準備金	140,000
	利益剰余金	△115,741
	その他利益剰余金	△115,741
	（うち当期純損失）	(46,794)
	合計	226,456

第１期決算公告

令和８年11月18日
東京都千代田区外神田六丁目８番11号
ジェイシーテック株式会社
代表取締役　佐上　雄二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,737
	固定資産	24,052
	資産合計	30,790
負純資債及産のび部	流動負債	165
	固定負債	5,000
	株主資本	25,625
	資本金	40,000
	利益剰余金	△14,374
	その他利益剰余金	△14,374
	（うち当期純損失）	(14,374)
	負債・純資産合計	30,790

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、株主総会の決議は、令和八年十月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

札幌市厚別区もみじ台北七丁目一番二号

株式会社ホクノー

代表取締役　野地　秀一

第　72　期　決　算　公　告

令和８年11月18日　札幌市厚別区もみじ台北七丁目１番２号
株式会社ホクノー
代表取締役　野地　秀一

貸借対照表の要旨　（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	820,516	流動負債	1,460,633
固定資産	3,776,887	固定負債	2,099,365
		（退職給付引当金）	(43,770)
		負債合計	3,559,998
		株主資本	1,026,340
		資本金	480,000
		資本剰余金	20,000
		利益剰余金	526,340
		利益準備金	30,600
		その他利益剰余金	495,740
		（うち当期純損失）	(211,846)
		評価・換算差額等	11,065
		純資産合計	1,037,405
資産合計	4,597,404	負債・純資産合計	4,597,404

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千九百六十八万八千九百一円、資本準備金の額を十万七千七百四十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都新宿区市谷田町二丁目六―四エアマンズビル市ヶ谷六階

フォトワンダー株式会社

代表取締役　金光　展意

第　22　期　決　算　公　告

令和８年11月18日

東京都新宿区市谷田町二丁目６－４
エアマンズビル市ヶ谷６階
フォトワンダー株式会社
代表取締役　金光　展意

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	134,530	流動負債	1,451
固定資産	19,454	株主資本	152,533
		資本金	209,688
		資本剰余金	142,551
		資本準備金	107
		その他資本剰余金	142,444
		利益剰余金	△122,782
		その他利益剰余金	△122,782
		（うち当期純損失）	(5,188)
		自己株式	△76,924
資産合計	153,985	負債・純資産合計	153,985

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十四日
掲載頁　五十二頁（号外第六十四号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）ハイケム株式会社
代表取締役　高　裕一

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ門グローバルスクエア一一階

（乙）株式会社ＡＩジャパン
代表取締役　二宮　章

第20期決算公告

令和８年11月18日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
東京虎ノ門グローバルスクエア11階
株式会社ＡＩジャパン
代表取締役　二宮　章

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,242,550
	固定資産	87,136
	資産合計	1,329,686
負純資債及産のび部	流動負債	1,003,897
	（役員退職慰労引当金）	(50,000)
	株主資本	325,788
	資本金	60,000
	利益剰余金	265,788
	利益準備金	7,642
	その他利益剰余金	258,146
	（うち当期純損失）	(22,159)
	負債・純資産合計	1,329,686

官報

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時３０分に官報発行サイトにおいて発行され、直近９０日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千十万五千円、資本準備金の額を一億一千百三十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年十二月十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

福岡市中央区大名二―六―一一Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ

株式会社ＣＯＴＥＮ

代表取締役　深井龍之介

第 10 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

福岡市中央区大名２－６－11
Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ
株式会社ＣＯＴＥＮ
代表取締役　深井龍之介

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	350,512	流動負債	47,354
固定資産	1,892	固定負債	95,156
		株主資本	209,893
		資本金	53,400
		資本剰余金	156,905
		資本準備金	103,260
		その他資本剰余金	53,645
		利益剰余金	△411
		その他利益剰余金	△411
		（うち当期純損失）	(6,759)
資産合計	**352,404**	**負債・純資産合計**	**352,404**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千六百十五万千九百五円、資本準備金の額を三億四千七百五万五千九百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

沖縄県うるま市字州崎一二―七五

株式会社ＡｌｇａｌｅＸ

代表取締役　髙田　大地

第 5 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日

沖縄県うるま市字州崎12―75
株式会社ＡｌｇａｌｅＸ
代表取締役　髙田　大地

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	78,463	流動負債	77,115
固定資産	385,455	固定負債	343,731
繰延資産	40	株主資本	43,110
		資本金	100,000
		資本剰余金	193,203
		資本準備金	170,904
		その他資本剰余金	22,299
		利益剰余金	△250,092
		その他利益剰余金	△250,092
		（うち当期純損失）	(92,966)
資産合計	**463,958**	**負債・純資産合計**	**463,958**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のグループ会社の株式等の保有及び管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

香川県高松市田村町三九七番地

（甲）株式会社ヤマウチ
代表取締役　岡本　将

香川県高松市田村町三九七番地

（乙）株式会社ヤマウチホールディングス
代表取締役　岡本　将

第 77 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日　香川県高松市田村町397番地
株式会社ヤマウチ
代表取締役　岡本　　将

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,144	流動負債	10,776
固定資産	20,828	賞与引当金	462
繰延資産	14	退職給与引当金	30
		固定負債	8,780
		株主資本	6,430
		資本金	40
		資本剰余金	50
		その他資本剰余金	50
		利益剰余金	6,340
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	6,327
		（うち当期純利益）	(963)
資産合計	**25,987**	**負債・純資産合計**	**25,987**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）https://hello.ai

令和八年十一月十八日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一〇番一一号フジワラビルディング二階

（甲）アイザック株式会社
代表取締役　田中　和希

東京都渋谷区恵比寿一丁目二一番八号ＶＯＲＴ恵比寿Ⅲ二Ｆ

（乙）株式会社ハロー
代表取締役　播口　友紀

第 10 期 決 算 公 告

令和８年 11 月 18 日　東京都渋谷区恵比寿西一丁目10番11号
フジワラビルディング２階
アイザック株式会社
代表取締役　田中　和希

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,233,803	流動負債	1,220,767
固定資産	1,970,909	株主資本	1,958,531
		資本金	10,000
		資本剰余金	685
		その他資本剰余金	685
		利益剰余金	1,947,846
		利益準備金	11,820
		その他利益剰余金	1,936,026
		（うち当期純利益）	(601,800)
		評価・換算差額等	25,414
		その他有価証券評価差額金	25,414
合計	**3,204,712**	**合計**	**3,204,712**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都中央区湊三丁目六番一号

トライブ・ホールディングス・ジャパン株式会社

代表取締役　山本雄一郎

決　算　公　告

令和８年11月18日

東京都中央区湊三丁目６番１号

トライブ・ホールディングス・ジャパン株式会社

代表取締役　山本雄一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	128,749
	固定資産	51,803
	合計	180,553
負純資産の債及び部	流動負債	101,394
	固定負債	45,805
	株主資本	33,353
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,353
	その他利益剰余金	3,353
	（うち当期純利益）	(18,370)
	合計	180,553

第14期決算公告　令和８年11月18日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号

丸の内トラストタワーＮ館14階

レジル電気保安株式会社

代表取締役社長　尾﨑　泰三

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	838,787
	固定資産	62,781
	合計	901,568
負純資産の債及び部	流動負債	244,978
	株主資本	656,590
	資本金	50,000
	利益剰余金	606,590
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	594,090
	（うち当期純利益）	(100,680)
	合計	901,568

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都台東区台東四丁目一番三号野本ビル一階

株式会社スミスエステート

代表取締役　丸山　有太

決　算　公　告

令和８年11月18日

東京都台東区台東四丁目１番３号

野本ビル１階

株式会社スミスエステート

代表取締役　丸山　有太

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	244
	固定資産	13,612
	合計	13,857
負純資産の債及び部	流動負債	47,743
	株主資本	△33,885
	資本金	30,000
	利益剰余金	△63,885
	その他利益剰余金	△63,885
	（うち当期純損失）	(3,219)
	合計	13,857

第13期決算公告　令和８年11月18日

東京都千代田区丸の内一丁目８番１号

丸の内トラストタワーＮ館14階

中央電力エナジー株式会社

代表取締役社長　村田　佑介

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,318,103
	固定資産	300,718
	合計	4,618,821
負純資産の債及び部	流動負債	1,915,135
	株主資本	2,703,686
	資本金	32,500
	資本剰余金	57,500
	資本準備金	57,500
	利益剰余金	2,613,686
	その他利益剰余金	2,613,686
	（うち当期純利益）	(575,996)
	合計	4,618,821

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の板金事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

大阪市生野区巽西二丁目７番４号

株式会社弥栄テクノプロダクツ

代表取締役　小川　真司

（甲）株式会社弥栄

大阪市生野区巽西二丁目７番４号

代表取締役　小川　真司

（乙）株式会社弥栄

代表取締役　小川　真司

決算公告　令和８年11月18日

大阪市生野区巽西二丁目７番４号

株式会社弥栄

代表取締役　小川　真司

貸借対照表の要旨（令和８年７月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	140,083
	固定資産	219,497
	繰延資産	82,932
	合計	442,514
負純資産の債及び部	流動負債	58,078
	固定負債	314,262
	株主資本	70,174
	資本金	40,000
	利益剰余金	30,174
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	27,674
	（うち当期純利益）	(26,988)
	合計	442,514

第７期決算公告　令和８年10月23日

東京都千代田区麹町四丁目３番地３

株式会社ウインドエナジーコンサルティング

代表取締役　今村　博

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	90,811,686
	固定資産	32,706,759
	資産合計	123,518,445
負純資産の債及び部	流動負債	31,584,025
	固定負債	8,162,000
	株主資本	83,772,420
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	73,772,420
	その他利益剰余金	73,772,420
	（うち当期純損失）	(4,164,404)
	負債・純資産合計	123,518,445

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都板橋区常盤台四丁目三二番九号

（甲）株式会社ＧＮコーポレーション

代表取締役　坂本　康次

東京都板橋区常盤台四丁目三二番九号

（乙）株式会社ギョーノコ

代表取締役　坂本　康次

第５期決算公告

令和８年11月18日

東京都板橋区常盤台四丁目32番９号

株式会社ＧＮコーポレーション

代表取締役　坂本　康次

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	351,562
	固定資産	42,031
	繰延資産	60
	合計	393,653
負純資産の債及び部	流動負債	341,998
	株主資本	51,655
	資本金	3,000
	利益剰余金	48,655
	その他利益剰余金	48,655
	（うち当期純利益）	(21,118)
	合計	393,653

第16期決算公告

令和８年11月18日

東京都板橋区常盤台四丁目32番９号

株式会社ギョーノコ

代表取締役　坂本　康次

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	136,646
	固定資産	380,591
	合計	517,238
負純資産の債及び部	流動負債	88,885
	固定負債	280,055
	株主資本	148,297
	資本金	20,000
	利益剰余金	128,297
	その他利益剰余金	128,297
	（うち当期純利益）	(32,637)
	合計	517,238

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

横浜市都筑区高山一八番六号

（甲）バイオリンクス株式会社

代表取締役　藤澤　宗弘

横浜市都筑区高山一八番六号

（乙）フジテックス株式会社

代表取締役　藤澤　宗弘

第 37 期決算公告　令和８年11月18日

横浜市都筑区高山18番６号

バイオリンクス株式会社

代表取締役　藤澤　宗弘

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	535,282
	固定資産	2,988,756
	資産合計	**3,524,039**
負純資債及産のび部	流動負債	185,734
	固定負債	1,334,843
	株主資本	2,003,460
	資本金	50,000
	資本剰余金	322,638
	その他資本剰余金	322,638
	利益剰余金	1,630,822
	その他利益剰余金	1,630,822
	（うち当期純利益）	(34,316)
	負債・純資産合計	**3,524,039**

第 36 期決算公告　令和８年11月18日

横浜市都筑区高山18番６号

フジテックス株式会社

代表取締役　藤澤　宗弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,268,817
	固定資産	1,765,181
	資産合計	**3,033,998**
負純資債及産のび部	流動負債	1,868,843
	株主資本	1,165,155
	資本金	46,000
	資本剰余金	742
	資本準備金	742
	利益剰余金	1,118,413
	その他利益剰余金	1,118,413
	（うち当期純利益）	(58,286)
	負債・純資産合計	**3,033,998**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

愛知県春日井市桃山町三丁目四番地一

（甲）株式会社ニュウマン

代表取締役　鈴木　洋司

愛知県春日井市桃山町三丁目四番地一

（乙）株式会社愛知塗装工業所

代表取締役　鈴木　洋司

第 25 期決算公告

令和８年 11 月 18 日

愛知県春日井市桃山町三丁目４番地１

株式会社ニュウマン

代表取締役　鈴木　洋司

貸借対照表の要旨

（令和８年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,437
	固定資産	397
	合計	**6,834**
負純資債及産のび部	流動負債	3,661
	固定負債	0
	株主資本	3,173
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,827
	その他利益剰余金	△1,827
	（うち当期純利益）	(4,193)
	合計	**6,834**

第 67 期決算公告

令和８年 11 月 18 日

愛知県春日井市桃山町三丁目４番地１

株式会社愛知塗装工業所

代表取締役　鈴木　洋司

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,280
	固定資産	40,813
	合計	**47,093**
負純資債及産のび部	流動負債	1,362
	固定負債	82,603
	株主資本	△36,872
	資本金	30,000
	利益剰余金	△66,872
	その他利益剰余金	△66,872
	（うち当期純利益）	(△13,301)
	合計	**47,093**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都港区赤坂三丁目一二番一三号ア

ミューズ赤坂ビル

（甲）株式会社アミューズホールディングス

代表取締役　飯島　充実

東京都台東区上野二丁目一一番二〇号

アミューズたんぽぽビル

（乙）有花エステート株式会社

代表取締役　飯島　充実

第 13 期決算公告　令和８年11月18日

東京都港区赤坂三丁目12番13号

アミューズ赤坂ビル

株式会社アミューズホールディングス

代表取締役　飯島　充実

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,281
	固定資産	4,454,185
	資産合計	**4,684,466**
負純資債及産のび部	流動負債	40,684
	固定負債	3,417,411
	株主資本	1,226,370
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,334,172
	その他資本剰余金	1,334,172
	利益剰余金	△117,801
	その他利益剰余金	△117,801
	（うち当期純利益）	(40,621)
	負債・純資産合計	**4,684,466**

第 3 期決算公告　令和８年11月18日

東京都台東区上野二丁目11番20号

アミューズたんぽぽビル

有花エステート株式会社

代表取締役　飯島　充実

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,107
	固定資産	3,344,715
	繰延資産	390
	資産合計	**3,346,213**
負純資債及産のび部	流動負債	29,122
	固定負債	3,345,715
	株主資本	△28,624
	資本金	200
	利益剰余金	△28,824
	その他利益剰余金	△28,824
	（うち当期純損失）	(14,213)
	負債・純資産合計	**3,346,213**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンビニエンスストア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

横浜市都筑区北山田二丁目二八番五〇号

（甲）タイコショウジ株式会社

代表取締役　石川　正治

横浜市港北区下田町四丁目八番一号

（乙）株式会社石川酒販

代表取締役　石川　正治

第 9 期決算公告

令和８年 11 月 18 日

横浜市都筑区北山田二丁目28番50号

タイコショウジ株式会社

代表取締役　石川　正治

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,602
	資産合計	**1,602**
負純資債及産のび部	流動負債	98
	株主資本	1,504
	資本金	2,000
	利益剰余金	△495
	その他利益剰余金	△495
	（うち当期純損失）	(22)
	負債・純資産合計	**1,602**

第 33 期決算公告

令和８年 11 月 18 日

横浜市港北区下田町四丁目８番１号

株式会社石川酒販

代表取締役　石川　正治

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,125
	固定資産	583
	資産合計	**1,709**
負純資債及産のび部	流動負債	797
	固定負債	379
	株主資本	532
	資本金	10
	利益剰余金	522
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	520
	（うち当期純利益）	(90)
	負債・純資産合計	**1,709**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都港区麻布狸穴町四四―一、八〇五

（甲）株式会社ＴＧＰ

代表取締役　石田　理子

東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号

ＥＸ恵比寿西ビル五階

（乙）株式会社ＴＧＰ

代表取締役　石田　理子

第５期決算公告

令和８年11月18日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目８番４号

ＥＸ恵比寿西ビル５階

株式会社ＴＧＰ

代表取締役　石田　理子

貸借対照表の要旨

（令和８年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,431
	固定資産	489
	合計	21,920
負債及び純資産の部	流動負債	2,647
	株主資本	19,273
	資本金	3,000
	利益剰余金	16,273
	その他利益剰余金	16,273
	（うち当期純利益）	(802)
	合計	21,920

第43期決算公告

令和８年11月18日

東京都港区麻布狸穴町44―１、805

株式会社ＴＧＰ

代表取締役　石田　理子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,531
	固定資産	76
	合計	69,607
負債及び純資産の部	株主資本	69,607
	資本金	10,000
	利益剰余金	59,607
	その他利益剰余金	59,607
	（うち当期純損失）	(1,465)
	合計	69,607

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式投資事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十一月三十日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区神田須田町一丁目五番地

（甲）株式会社アヴァンセＦＡコンサルティング

代表取締役　鈴木　達也

東京都足立区栗原一丁目四番二四―二〇六号

（乙）ＴＡＦアドバイザリー株式会社

代表取締役　鈴木　達也

第12期決算公告

令和８年11月18日

東京都足立区栗原一丁目４番24―206号

ＴＡＦアドバイザリー株式会社

代表取締役　鈴木　達也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,858
	固定資産	115,448
	合計	119,306
負債及び純資産の部	流動負債	20,850
	固定負債	18,063
	株主資本	80,392
	資本金	3,000
	資本剰余金	6,100
	その他資本剰余金	6,100
	利益剰余金	77,292
	その他利益剰余金	77,292
	（うち当期純利益）	(154)
	自己株式	△6,000
	合計	119,306

第14期決算公告

令和８年11月18日

東京都千代田区神田須田町一丁目５番地

株式会社アヴァンセＦＡコンサルティング

代表取締役　鈴木　達也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,282
	固定資産	43
	合計	12,326
負債及び純資産の部	流動負債	2,915
	株主資本	9,410
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,410
	その他利益剰余金	8,410
	（うち当期純利益）	(232)
	合計	12,326

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

岐阜市昭和町二丁目一一番地

（甲）十星商事株式会社

代表取締役　野々村　均

岐阜市中鵜二丁目七九番地

（乙）十星リース株式会社

代表取締役　野々村　均

第41期決算公告

令和８年11月18日

岐阜市中鵜二丁目79番地

十星リース株式会社

代表取締役　野々村　均

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,589
	固定資産	32,583
	合計	42,172
負債及び純資産の部	流動負債	25,867
	固定負債	24,270
	株主資本	△7,964
	資本金	20,000
	利益剰余金	△27,964
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△32,964
	（うち当期純損失）	(5,024)
	合計	42,172

第63期決算公告

令和８年11月18日

岐阜市昭和町二丁目11番地

十星商事株式会社

代表取締役　野々村　均

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,433
	固定資産	248,467
	合計	270,900
負債及び純資産の部	流動負債	18,886
	固定負債	12,318
	株主資本	239,695
	資本金	20,000
	利益剰余金	219,695
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	214,695
	（うち当期純損失）	(12,066)
	合計	270,900

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日

大阪府守口市河原町一〇番一五号テルプラザ二一八

（甲）株式会社昴

代表取締役　三浦　和子

大阪府守口市河原町一〇番一五号テルプラザ二一八

（乙）株式会社インフィニティ

代表取締役　三浦　和子

第８期決算公告

令和８年11月18日

大阪府守口市河原町10番15号テルプラザ218

株式会社インフィニティ

代表取締役　三浦　和子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	785
	固定資産	363,065
	合計	363,851
負債及び純資産の部	流動負債	32,985
	固定負債	354,400
	株主資本	△23,534
	資本金	500
	利益剰余金	△24,034
	その他利益剰余金	△24,034
	（うち当期純損失）	(5,764)
	合計	363,851

第38期決算公告

令和８年11月18日

大阪府守口市河原町10番15号テルプラザ218

株式会社昴

代表取締役　三浦　和子

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,317
	固定資産	1,929,804
	合計	1,952,121
負債及び純資産の部	流動負債	56,539
	固定負債	1,816,623
	株主資本	78,958
	資本金	51,500
	資本剰余金	48,500
	資本準備金	48,500
	利益剰余金	△21,041
	その他利益剰余金	△21,041
	（うち当期純利益）	(1,817)
	合計	1,952,121

第 26 期決算公告

令和８年11月18日
奈良県宇陀市大字陀拾生11番地の８
株式会社ナカムラレーシングファクトリー
代表取締役　中村　旬

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,327
	固定資産	50,393
	資産合計	101,720
負債及び純資産の部	流動負債	17,196
	固定負債	88,179
	負債合計	105,376
	株主資本	△ 3,655
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 15,655
	その他利益剰余金	△ 15,655
	（うち当期純利益）	(1,178)
	純資産合計	△ 3,655
	負債・純資産合計	101,720

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日
奈良県宇陀市大字陀拾生一一番地の八
株式会社ナカムラレーシングファクトリー
代表取締役　中村　旬

第 52 期決算公告

令和８年 11 月 18 日
富山県南砺市千保170番地の１
岩崎資源開発株式会社
代表取締役　岩崎　弥一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,306
	固定資産	38,003
	合計	86,309
負債及び純資産の部	流動負債	234,456
	株主資本	△148,147
	資本金	10,000
	利益剰余金	△158,147
	その他利益剰余金	△158,147
	（うち当期純損失）	(13,438)
	合計	86,309

決　算　公　告

令和８年 11 月 18 日
福岡県宮若市沼口328番地
株式会社ナチュレッシュ・ファーム・ジェイピー
代表取締役　井上慎一郎

貸借対照表の要旨（令和８年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,854
	固定資産	148
	合計	13,003
負債及び純資産の部	流動負債	753
	固定負債	45,000
	株主資本	△32,749
	資本金	10,000
	資本剰余金	9,106
	利益剰余金	△51,856
	その他利益剰余金	△51,856
	（うち当期純損失）	(9,114)
	合計	13,003

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十月二十二日付株主総会決議に基づく募集株式の発行により資本金の額を三千万円、資本準備金の額を三千万円増加することを条件として、資本金の額を三千万円減少させ、一千万円とし、資本準備金の額を三千万円減少させ、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月十八日
福岡県宮若市沼口三二八番地
株式会社ナチュレッシュ・ファーム・ジェイピー
代表取締役　井上慎一郎

第３期決算公告

令和８年11月18日
大阪市北区芝田１丁目１番４号
株式会社タイムアウトマーケット大阪
代表取締役　奥土　恵

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	169,286
	固定資産	17,011
	繰延資産	73,738
	合計	260,035
負債及び純資産の部	流動負債	139,902
	固定負債	64,500
	株主資本	55,633
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△ 144,367
	その他利益剰余金	△ 144,367
	（うち当期純損失）	(134,037)
	合計	260,035

決　算　公　告

令和８年 11 月 18 日

東京都中央区銀座六丁目９番９号

株式会社かねまつ

代表取締役　兼松　真也

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,814,050
	固定資産	6,171,729
	繰延資産	39,838
	資産合計	9,025,618
負債及び純資産の部	流動負債	3,126,453
	賞与引当金	60,000
	構造改革引当金	60,000
	固定負債	2,799,788
	退職給付引当金	141,000
	株主資本	3,099,376
	資本金	50,000
	資本剰余金	84,000
	資本準備金	84,000
	利益剰余金	3,569,026
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	3,539,026
	（うち当期純損失）	(450,865)
	自己株式	△603,650
	負債・純資産合計	9,025,618

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月十八日
東京都中央区銀座六丁目九番九号
（甲）株式会社かねまつ
代表取締役　兼松　真也
東京都中央区銀座六丁目九番九号
（乙）かねまつ商事株式会社
代表取締役　兼松　真也

決算公告

令和８年11月18日
東京都中央区銀座六丁目９番９号
かねまつ商事株式会社
代表取締役　兼松　真也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,467
	固定資産	1,800
	資産合計	223,267
負債及び純資産の部	流動負債	4,944
	株主資本	218,323
	資本金	21,000
	資本剰余金	16,000
	資本準備金	16,000
	利益剰余金	181,983
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	179,683
	（うち当期純損失）	(838)
	自己株式	△660
	負債・純資産合計	223,267

第 11 期決算公告

令和８年 11 月 18 日

東京都千代田区外神田四丁目４番７号

株式会社じゃんぱら

代表取締役　小林　直純

貸借対照表の要旨
（令和８年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,849
	固定資産	1,482
	合計	6,332
負債及び純資産の部	流動負債	2,708
	（賞与引当金）	(150)
	固定負債	225
	（役員退職慰労引当金）	(43)
	（退職給付引当金）	(44)
	（勤続慰労引当金）	(31)
	株主資本	3,398
	資本金	10
	資本剰余金	1,290
	その他資本剰余金	1,290
	利益剰余金	2,098
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	2,096
	（うち当期純利益）	(811)
	合計	6,332